

らう。そは兎も角も、此の一項は長州に取りて、正しく大痛手である。若し今少しく嚴正、謹直なる文字をもつて、其罪を鳴らしたらんには、更らに有效であつたらう。

第七

第七 若し實に主人の意中にあらず、果して三臣等の奸謀に出る事ならば、速に罪魁の首を刎ね、徒跣し、幕府に伏罪の命を乞へべき筈なるに、父子を勧め、て隠然割據の企をなさしむ、其罪七。

三臣とは、益田右衛門介、福原越後、國司信濃を云ふ。

第八

第八 如斯不容易罪を犯して、頑冥改悟せざるにより、尾張前大納言殿總督として、追討の際に臨み、始て三臣の首を斬て、悔悟伏罪の旨を述、其緩怠之罪不輕剩へ謝罪狀は、前大納言殿より、幕府へ伺はれし迄にて、未だ朝旨幕府之御裁許なき限りは、天下萬世朝敵の罪名は、ゆるされざるなり。然るを私意を以て、天下の大法を誣犯し、朝幕に抗せんとす、其罪八。

此に就ては長州側でも、必らず申分がある可き筈だ。總督尾張慶勝は、既に長州

側の伏罪の意を諒として陣拂ひをし、師を班したではない乎、それから先の問題は、尾張慶勝と幕府との間のことだ。

第九

第九 幕命に背て暴動し、攘夷を唱て、異船を砲撃しながら、軍艦領海に迫り、撃破せらるゝに及で、脆くも自判の降狀を投じて、強て朝命幕令に應じて、無餘儀發砲せし旨を偽り、己が罪を朝廷幕府に推諉し、私に交親を結び、往來を通ずる、其罪九。

此の一項に就ては長州側にて、申譯の出來るところと、出來ないところがある。但し攘夷の實行は、決して長藩獨自一己の了簡からでなく、朝幕の命を奉じて實行したものであるとの申譯は、單に申譯としては、決して一顧の價値無きものでは無い。

第十

第十 其始疑ふべき事多きに依て、將軍御進發、猶寛大之恩惠を以て、糺問之爲め、大阪にて三末家御呼出之所、病に托して不差出、正義の末家迄、罪名を蒙らしむ、其罪十。

若し長州側から見れば、征長總督尾張慶勝が既に三家老の首級を實驗し、自餘の參謀等を極刑に處したるを見て、長藩の伏罪の誠意を認め、陣拂をしたからには、最早此にて一段落と見たに相違なかる可く、然るに復たしても將軍自から大兵を率ゐて進發する抔とは、餘りに無法の沙汰であるとの苦情は、當然出で來るべきものであらう。而して此れは必らずしも長藩ばかりでなく、第三者から見れば、概ね此の通りであつた。されば薩藩を初めとして、因州、備州の諸大藩は勿論、幕府親藩の尾州、御家門の越前など、皆な長州再征の非を鳴らすに到つたのだ。薩藩の如きは、陰に長藩に結び、幕府を倒さんとする野心あつた爲めに反對したと猜推することも無理ではあるまいが、然も自餘の諸藩さへ再征に反對したるを見れば、再征が不人氣であるばかりでなく、其の不人氣の奥には、亦た必らずや不條理が潜んでゐた爲めと斷せねばならぬ。何れにしても、如何に小笠原長行が、大聲疾呼するも、再征は幕府の失策だ、政略上の失策は勿論、其の名分から審判しても、決して其の正しきを得たるものでは無かつた。

【三四】 小笠原長行の數へたる長州の十四罪 (三)

第十一

第十一 然るを天地之洪恩、格別之寬典を被行、委曲御奏聞之上、勅旨幕令を奉じて、閑老境に臨み、猶誤解なからしめん爲め、末家吉川等と呼出せしも、差當病に托し、不差出候様仕向けし、其罪十一。

第十二

第十二 其末いつ迄も、病氣の旨にて、名代を不差出候處、宍戸備後介儀は、兼て一門にも無之、身分疑敷もの、所、俄に一門の養子に致し、爲名代、差出、爲其一途の御用出藝いたし居ながら、兼て病氣のよしも不申立、六月朔日爲御裁許、御呼出の期に至り、俄に腫物に付、起居難相成、由を以、押しても難能出旨、絶て及御斷、天幕之命を輕慢する條、其罪十二。

此れは小笠原長行としても、随分云ふ可き理由がある。

第十三

第十三 御裁許三末家え被仰付候處、士民情實不折合に托し、途中におゐて相支、大膳父子え御裁許之旨不相達、私に歎願書取纏、藝藩迄上達之儀申立候。

第十四

其罪十三。

第十四 備後介儀病氣之段、自分より申立、名代之御用不相動候に付、右御用之儀被成御免、當人身分に付仔細有之、國泰寺え呼出し候所、又又病氣申立不罷出、依て病氣全快迄御達し藝藩へ御預けに相成候節、安藝守(安藝藩主)警衛人數間に不合に寄、爲警衛銃隊被差出候所、右様主人之命を承りながら、其用向をも不相動、剩へ身分疑敷、其ため御預に相成、其旨與丸初末家吉川等へも御達相成候上は、彼是異論ケ間敷儀有之間敷は勿論、恐縮可罷在答之所、右備後介御預相成候節、銃隊被差向候上は、兵馬を以應じ候は、臣子の分抔と罵り候は、長防二州、備後介之所領なる哉、毛利之舊領なる哉、果して毛利家祖先已來之舊領ならんには、備後介の爲に、兵馬を擅に差出し、台命を拒み、御裁許を違背し、却て主人を罪に陥るる也、其罪十四。

長州側では、宍戸備後介を、拘禁したるを以て君主の名代に繩を掛けたと云ひ、之を以て長州側では幕府に反抗する唯一ならざるまでも、重なる理由の一と

なし、繰返し捲き返し、之を天下に聲言してゐる。然るに小笠原長行は、亦た此の一件を以て、前記の如く、長州の罪の一、恐らくは重なる一と數へてゐる。然も要するに何れから見ても、水掛論に過ぎない。小笠原長行の傳記、明山公遺跡には、左の如く語りてゐる。

時期を失す

公の小倉に赴くや、第一著に長州の罪狀十四ヶ條を列記して、英佛兩國公使に示す。其文正々堂々、反徒をして弁解の辭を容るゝ餘地なからしむ。恨むらくは之を出だすの時機、既に遅れたり。もし此の書を早く天下に頒布して、征長の師の止むべからざるを遍く世に知らしめば、冥々の裏に、士氣を激勵せし效果は料るべからざるものあらん。巧遅は拙速に如かず。獨り戦略のみならず、前に掲げ來れる幕長の文書を對照するに、常に敵に機先を制せらるる之觀あるは、畢竟公の幕僚中に、良參謀なきに因ると、謂はざるを得ず。

と、若し所謂の文書戰に就て、幕と長とを論せば、其の勝味は勿論長に在りと云はねばならぬ。本來長人は能行と共に能言だ。陳情書を草し、檄文を書くなどは、

幕府先づ
言論戰に
敗る

長人に取りては、年中行事の一に數へても差支なき程だ。されば幕側が言論戦に於て、先づ敗北したるは致方なきことだ。但だ小笠原長行の數へたる長州の十四罪は、必らずしも無効とは云はぬが、此にて第三者を甘服せしむることは、恐らくは不可能であらう。但だ之を英佛公使に示したと云ふに至りては、更に其の效用の如何を知るに苦しまざるを得ずだ。然も小笠原長行をして、斯る文書を草して、之を英佛公使に示すの必要を感せしむるに至りたるを見れば、如何に外國の勢力が、我が内政に滲透し來りつゝ、あつたかを知るに足らむ。

毛利家罪狀書發表に就いて

案ずるに、征長の趣旨を訂盟外國に告るは、素より當然の事なれ共、其始政府嘗て我が國人に巨細の事情を明告する事なく、御不審の件々ありといふに過ぎず。されば國人の人民其趣旨を解するなきは、預置、其戰陣に臨むの士といへ共、何たるの故を以て親發ありしといふを知る者少し。元來誓語の文は簡明嚴肅、其罪を鳴らして、これを公衆に知らしむるは、古今軍機の一大喫緊要務にして、これに由て全國の人、政

府已む事を得ずして干戈を動すの主旨を知り、また戰陣の士はこれを以て踊躍奮興、敵愾の心を固うし、各競て報效を圖るべきは論を待ず。然るに事此に出ずして、天下をして無名の暴舉なるを疑はしめ、從て我が戰士も勇奮の氣を振ふに由なく、委靡内潰に終りしは、最失策の大なる者といふべし。況や藩に大小監察をして罪狀の有無を糾問せし時、彼れ逐一辯解せし後なるに、却て其既往の罪を責、彼をして十分の辭柄を得せしめしは、頗る其順序條理を失し、加之其外國公使に告るの書も晦澁瑣屑、立言の體を得ず。顧て彼より頻々訴ふる處の書を見るに、明暢痛快、よく情に訴へて洩さず、人をして感動せしむる者あり。其文章の一段に至ても、彼我勝敗の數已に列るゝ處ありといふべし。〔開國起原〕

【三五】 小笠原長行退去の理由

將軍陣羽
織下賜

抑も小笠原長行は、廣島の軍務を松平宗秀(伯耆守)に引き渡し、九州の軍勢を督

す可く小倉に赴き、將軍家茂は特に若年寄京極主膳正をして陣羽織を下賜し、彼が既に廣島を發したる後なりしを以て、之を小倉に轉送した。而して長藩の馬關方面の海軍總督、事實上に於ては、陸海總督であつた高杉晋作は、戰意鬱勃、遙に左の一首を寄せた。

高杉詩を
送る

聞小笠原壹州到小倉遙賦小詩寄之

相對屹然已一年。兩軍未見起烽煙。

寄言上國賢丞相。早合拋書提鐵鞭。

と、然も彼れ小笠原長行は翻々たる貴公子、到底松陰門下の奇男子に敵す可くも無かつた。

彼の傳記の作者は曰く、

公(小笠原長行)及び木下、塚原、平山等の幕吏は、甲冑、小具足、重藤の弓は當時の戰爭に適せざるを悟りながらも、何故廣島を去りて小倉に向ふ時、公が先きに廣島二葉山に於て、觀兵式を舉行し、中國人の膽を寒からしめ、此御勢にて

幕兵戰意
なし

も防長位は、手に不立云々と誇りし新式訓練の兵隊の一部を率ゐ來りて中堅たらしめざりし乎、もし此の兵をして中堅たらしめば、如何に慄悍向ふに前なき奇兵隊と接するとも、斯く脆くは敗を招かざりしならん(岡山公遺跡)と嘆息してゐるが、然もそれよりも、小倉口における幕府側の軍隊が、小倉藩兵を除けば、他は皆な殆ど戰意なかりし爲めであらう。而して小倉藩兵も、恐らくは其氣既に蚤くも長兵に呑まれたものであらう。

小笠原逃
去の奇怪

但だ小笠原長行が、戰爭の中途に於て、小倉を遁げ去りたるは、如何にも意外であり、且つ奇怪である。然も彼としては定めて一通りの申譯はあつたであらう。彼が一時に大阪に赴かんとしたることは、七月二十五日付、肥後藩主細川慶順に與へたる書中に、

肥後藩主
に贈る狀

小生暫時上阪不致候而は、難相調候付、急速能越、日數凡十四五日に而可致歸倉存寄候。右留守中之處、當所守衛尤肝要に御座候。諸家出張之向々、城下は勿論、海岸筋敵より襲候共、不致敗衄様、精々防禦之術を盡し、且彌征討御決著之

確證相顯候は、直様責掛相成候様、攻守共無怠慢致研究居候様有之度、尊藩は九州諸藩之標準と致居候事故、差出被置候隊長等え右等之意味合、篤と御諭告御座候様、千々萬々所祈に御座候。

とあるを見ても分明だ。

急遽大阪
行の理由

彼は何故に大阪に赴かんとしたる乎、將軍家茂の薨去は、七月二十日である——勝海舟の所記には、十九日とある——が、小笠原長行は、果して此報に接したるが爲めに、斯く申し向けた乎、然も彼が八月朔日に到りて、馬關海峡を離れたるを見れば、當時未だ此報に接してゐなかつたものであらう。

七月二十九日夜、汽船一隻、小倉海に來泊し、士人一名上陸して、閣老（小笠原長行）の居館に入り、密議數刻にして去る、館内是れより物情頓に變せりと云ふ。蓋し此船大阪の變報を齎らし來りしなり、閣老の爲め辨ずる者の説に據れば、小笠原閣老の俄に小倉を棄て去りしは、將軍薨去の報、大阪より至り、且つ其の後嗣と爲り、將軍職を襲ふ可き者、一橋慶喜の外に人なく、而して慶喜之

退去不可
解

を固辭するを以て、板倉閣老より飛書を送り、壹岐守の一時大阪に還り、力を此に致さんことを促したるに因ると云ふ、〔防長回天史〕

此れも一説として存し置く、何れにしても小笠原長行が、小倉を去らんとしたるは——一時的にもせよ——七月二十九日以前、少くとも七月二十五日比には既に決定したることは、上記の通りである、然るに彼が直ちに大阪に赴かずして、八月二日長崎に著し、六日長崎を發し、南海を経て、十二日大阪に著したるは、既に蒸汽船が使用せられつゝある時代に於ては、餘りに遅緩の沙汰である、と云はねばならぬ、彼としては定めて思惑もあつたであらうが、それ程途中に延滞する程ならば、何故に今少しく小倉に滞在して、軍を督せざりし乎、世間が彼の退去を通亡となし、不可解と爲すも、未だ必らずしも酷論と云ふ可きではあるまい。

細川慶順小笠原長行への答書

征長之儀者、素より御確定にて、萬々御動搖者無之候得共、猶衆人之耳目を改候程之御處置者不_レ容易_ニ儀に付、暫時御上_レ阪無_レ之而者、難_ニ相調、急速御越之管候由、右御留守中其地之守備尤肝要にて、防禦筋等之儀出張之者共へ、駕と示置候様委細貴教之趣、御登_レ阪之儀強而御留申候譯者無_レ之候得共、當節現在御指揮有_レ之候てすら、諸藩兵氣不_レ競之模様候處、況此交、暫茂御廻に相成候而者、如何之形勢に立至可_レ申哉、甚以案勞仕候間、猶御熟算之程所_ニ仰冀_ニ御座候。尤出張之隊長等之者前文御趣意精々及_ニ示告_ニ可_レ申候へども、不_レ束之者共迄にて、實に懸念不_レ少候。殊更永々滯陣致させ候ては、士氣怠惰を生じ實用に相立兼申候條見計、新手之兵を繰出、交代致させ候儀も可_レ有_レ之候間、左様御開置可_レ被_レ下_レ候。此段貴酬旁如是御座候。不_レ悉

七月
壹 岐 守 様

越 中 守

〔改訂肥後藩國事資料〕

第六章 將軍家茂薨去

〔三六〕 將軍家茂大阪城中に病む

泣面に蜂

幕府は今や殆んど八方塞りとなつた。石州口も濱田城は、長人の手に落ち、小倉口の小倉城も亦た同様だ。單り藝州口は、兩軍相ひ對峙してゐるも、遂ひに一步も幕軍は、敵地に踏み入ることは出来ず、却て受太刀の地位に立つてゐる。而して天下を擧げて、殆んど長州再征が、無名の師でありと云ひ、出兵に反對する者、解兵を唱道する者、滔々皆な是なるの有様だ。而して諺に泣面に蜂と云ふ可きは、將軍家茂が大阪城中に於て、不治の病に冒されたることだ。

將軍罹病

抑も將軍家茂は、慶應元年五月十六日長州再征の大旗を進め、半月、金扇の兩馬標を眞先に推し立て、英氣颯爽として、千代田城を發し、閏五月二十二日入京參内、二十五日大阪城に入りて以來、慶應二年に至つた。而して彼が更に大阪を發

第六章 三六 將軍家茂大阪城中に病む

幕閣憂慮

して、彌よ親ら征長の本營を進む可き乎、否乎の可否に就ては、群議紛紛遂ひに決する所なきに際して、意外にも彼は病に罹つた。而してそれが外間に漏れたのは、七月上旬のことであつた。乃ち七月三日付松平容保が、松平春嶽に與へたる一書がそれである。

浪華閣老より所司代迄申越候内狀寫、今朝相廻、此節柄別而心痛、誠に以深御案事申上候事に御座候、御容體書之御模様にては、何分此末之處、何とも心配、少も早く御快氣之程奉祈候外他事無御座候、と云ひ、頗る心配の模様、言外に溢れてゐる。

右は此節柄之義、極々秘置候事に御座候得共、尊兄には別段之御懇親、且此先之處も甚心配仕候間、極内別紙入貴覽候、申上置候迄も無御座候得共、家臣へも漸一兩輩申談候位之事に御座候間、全尊兄限申上候事に御座候。

病狀

とあれば、如何に幕府が之を秘密にしたか、判知る。而して大阪閣老より所司代への書翰は左の如し。

醫を京都に求む

(上略)然ば上様去る四月頃より折々御胸痛等被爲、在候趣、相同居候處、爲差御儀には無之故、別段何方へも不申進候處、兩三日以前より、少々御腫氣被爲、在候處、昨夜御吐氣之後、兎角御胸隔御痛被遊、此上之御様子に寄候而は、何共心配仕居候事に御座候。

と云ひ、江戸にも醫師を上す可く申し遣したが、京都から高階筑前守、福井丹波守、其他然る可き者を送り越す可き旨を請求し來たのだ。而して此れが朝廷の筋に、何日頃聞えたかは、朝彦親王日記に左の記事あるを見て、推察出来る。

四日(七月)大樹所勞に付、從幕依願高階安藝守、福井豊後守昨今の内出立、下阪之事、扱々困物也、病症は脚氣之由。

八日(七月)

一 大樹所勞に付、所司代へ以諸大夫使、菓子、茶、二重鯛一箱等進候事。

一 高階安藝守、昨夜歸京の旨、以筑前介申越。尤容體書も持參、全く西洋醫ミソコナイの旨邪氣、濕氣相交り、且毒氣平常モチマイ、右邊にて水氣有之旨也。

西洋醫見
そこなひ

先々安心の事。

とある。此にて見れば七月八日頃迄は、未だ此の病氣が、大事に至るとは、朝廷筋では考へてゐられなかつたものと察せらるゝ。申すまでもなく高階、福井は、何れも朝廷の御寮醫官だ。

尙ほ「宰相典侍嗣女記」には、

脚氣衝心

四月中旬より御不食にあらせられ、御食事は聞せられ候も、御いや様との御事にて、御胸痛も有せられ候に付、御胸へはつはうを上候處、其節は御よろしき様ながら、其御跡御水氣に相成、六月下旬より、とどまり遊し候處、七月一日頃より御衝心遊し、御こわき御事にて候へ共、御ヒ(付醫師を云ふ)は左程にも申入ずながら、御水氣は追々御増遊し候に付、七月五日高階、福井御所より進せられと申振合に取計、召せられ爲、伺候處、脚氣症の由申入にて、御側の者共も、漢方を好候者は、御てん薬遊ばし候様、御すすめ申上候へ共、御本人様中々御もちゐ有せられず、いづく迄も御ヒ(侍醫)は此まゝと御決心にて、折角御使

に出候かゝも無事にて、申上様なく恐入候との事。

之を見れば將軍家茂は其の侍醫である竹内渭川院、伊東瑤川院などを信じて始終彼等に一任したものと察せらるゝ。

【三七】 將軍家茂大阪城中に薨ず (一)

將軍家茂

將軍家茂の病氣は、極めて秘せられてゐた。而してそれが彌よ大事に至る可く、疑惧の念を起さしめたるものは、七月十日以後の事であつた。今ま半井仲庵が、記する所によれば、

今十四日(慶應二年七月)石川玄貞老に面會、公方様御容體伺上候處、被申聞候は……去る九日伯州侯之御一件達御聽候處、以之外御腹立、實に不容易御氣色之由、其翌二日御膳被召上候分、不殘御嘔逆御吐出被遊、其後御容體九日已

神經痛
症發起

前へは御復被遊兼、御惣體何となく御快爽不被爲在、加之十二日頃より晝夜共御不寐、神經御瘧、癢症御發起、精神御穩靜なく、御牀御枕等頻に御取替被遊、御煩躁狀に被爲在候。……乍併御喰量は、前記程は（御本飯御一度之量貳拾五匁計被召上）今以被召上、御老若（老中若年寄等を云ふ）御逢之節、御意振等格別御變り不被遊候故、素人目には、御危險之御症とは見へ不申候得共、玄貞之見込に而は、不容易御容體に而、豫後御安危之處、唯今決定致候事出來不申、唯々御案思可申御容體なり。

とあれば、其の中旬には、既に危險線内に入りつゝ、あつたことが、略ぼ推考せらるゝ。前文に伯州侯云々とあるは、松平伯耆守が、獨斷專決もて、兵戸備後助、小田村素太郎等を放還したる一事を云ふ。

尙ほ朝彦親王日記にも、
七月十六日

一 入夜從關白（三條齊敬）來書、大樹十四日より以外成容體、右に付一橋下阪

伯州一件
後の昂進

義、在阪老中連名にて申來候故、御暇願差出候故、御聞届被遣候。右に付察醫被遣候方と、武傳え達置候旨も被示、且武傳兩卿の内、爲御尋被遣候方々、内談候也。

とある、而して同十七日の項に曰く、

一 會藩外島喜（禮）兵衛、上田傳次等參る。……從同人共、大樹所勞模様、噫に付、十一日大樹老中に對面之處、伯耆（松平伯耆守宗秀）申入候に付、從是次第相附候由、困物也。

とある、されば松平伯耆守一件が、將軍家茂の神經を昂奮せしめ、其の病氣を昂進せしめたることは、恐らくは事實であらう、而して又た曰く、

將軍後任
詮議

御前退後、野宮え、右の由申入置畢、裏辻は野宮に承候様申置、又久世乞面會、仍而前段の儀申入る。少々安心の様子、且大樹所勞不相勝由、大樹職に被補候人體、内話に付、先一橋右の外に人物も無之、右邊ならば、會（會津）も同意と存候旨、内々申置畢、申上剋（午後四時五時の間）退出也。

候補者尾張慶勝

右によりて十七日頃には、朝廷側に於ても、内々將軍後任の候補者の詮議が行はれたものと察せらるゝ。然るに同日記二十日の項に曰く、

尾張前大納言被補候而は如何、此邊申入る。○一橋の處雖衆望又如何の處も有之故、右邊申入る。關白同意也。此義は書外のこと也。然處肥後守(松平容保)關白え參り、自分下阪の義押て申入、予の處へも推參相願度旨、且一橋にも是非下阪、御暇相願度旨、押而申入る。仍先暫時ならば御聞届相成候方々と相談故、如命と答書進候也。亥の刻(午後十時)頃松平肥後守推參令對面候處、一橋又肥後守も同時に御暇相願度旨、此義は不宜旨答、然處押而是非共と申候故、關白え先承知の旨可申入旨答、先々被歸畢。○關白封中の中に、今朝辰刻頃(午前八時頃)大樹事切の由、秘中くと示也。又肥後守も同斷に付、心痛の旨申居畢。右に付明日御評議被催候旨も、關白より示に付、承知の旨、答畢。

とある。されば二十日頃には、朝彦親王は一橋に代ふるに、徳川慶勝もて將軍の候補者たらしめんと發議せられたるものと察せらるゝ。

將軍薨去

二條齊敬朝彦親王宛狀

然ば、唯今方從一橋急々申越候には、大樹所勞、過日來追々願快之處、俄去十四日より疲勞相増候趣にて、昨今不輕容體之趣、右付老中連名ニ申越候。右書狀到着次第中納言ニ、早々御所向相願、速々下坂致候様申來候間、只今傳奏へ願書を以て届出候由、無程下坂致候趣、勿論京師御守衛向之義は、會桑へ十分嚴重之義深願置候由。右之通り承り、誠に當惑至極之事に存候。就ては此内尊公御内約之通り、典藥(高階少允)、福井豊後守等以思召、早々下坂被仰付候様、武傳へ申遣し、一橋之義も無餘義次第に付、先四五日之御暇賜之候様傳奏へ申遣候。下坂中は御守衛向、會桑にて十分嚴重に相心得候様、是亦武傳へ申遣し候。當惑之餘り不取敢荒々大亂筆、御含迄申上候。

七月十六日

且又御内談申入置候。右之容體振にては、一兩日中武傳之中にても爲御尋下坂被仰付候ては如何にや。愚存之儘不取敢御内談申入置候也。(久通宮文書)

【三八】 將軍家茂大阪城中に薨ず (二)

慶喜下阪

一橋慶喜の下阪したるは、左の事情であつた。

十六日午九つ時(正午)一橋殿を訪問せらる。此時一橋殿勝川美作守(大目附)に御逢中にて、公(松平春嶽)良久しく御待合せありしが、八つ半(午後三時)頃公の待合せられたる席へ、一橋殿出來られ、大阪にて渭川院、瑤川院が差出したる大樹公の御容體書を出し、今日は色々御相談申度事ありて、明日の御出立御見合(接するに春嶽下阪のこと)之義申入れしに、只今此通り申來れり、就而は直に下阪すべければ、折角の御出なれども、今日は御歸り下されたしと申されける。(續再夢紀事)

春嶽下阪

而して松平春嶽も亦た十七日晚下阪の途に就き、十八日晚に著阪した。

此日(慶應二年七月十八日)城中に於て、一橋殿に御逢ありしに、一橋殿申されしは、拙者過日上様之御容體を聞、大驚にて下阪し、昨日登城拜謁せしに、何く

れと御咄もなされ、御平生よりも、却て御元氣強く見上げたれど、御手足杯を御いじり申上しに、餘程御水腫在らせられ、其節仰に、此間までは起上りけれど、今日は起上る事も出來ず、病狀は渭川院より聞かれよとの御事なりき、扱京地は如何と御尋ありし故、至而靜穩なれば、遊び旁下阪せりと申上たりき。又今日直に上京之積りなりと申されし。とある。されば將軍家茂も十七八日頃までは、衰弱はしつゝも、多少の元氣を剩したものであらう。

廿日高橋永徳(御城坊主)來る。公方様御容體愈々御六ヶ敷、今朝六つ半時(午前七時)遂に御大切に至らせられたり。依て江戸表へは、急使として、御目付松野孫八郎を遣はされ、京都へも別に急使を發せられたりとの事を、極密伊藤友四郎に語り云々。(續再夢紀事)

此れは當時在阪中の松平春嶽に御城坊主が密報したのだ。

將軍昏睡

廿一日朝四つ時(午前十時)登城、板倉殿に御逢ありしに、板倉殿昨晚御醫師よ

り追々御危篤には候得共、晝頃迄は御持ちなさるべし、暫時御休息然るべきかと申出候故、退出せしに、途中より呼戻しとなり、直に登城、御前へ出しが、最早（六ツ半時前、午前七時）言語に絶候次第に至らせられ、恐入候。

此れは閣老板倉勝靜が、松平春嶽に告げたる所、蓋し事實は此の通りであつたらう、要するに十九日以來恐らくは昏睡状態であつたものと察せらるゝ、尙ほ海舟日記に曰く、

七月十九日 大君御容體以ての外と聞く、同二十日、登城、君上御重事、殿中騒然、敢て議なし。

と、而して其の「斷腸記」に曰く、

城中哀惜

七月十九日夜醫師松本良順より隱密の報あり、將軍危篤、終に薨去ありと、余此報を得て、心腸寸斷、殆ど人事を辨せず、忽ち思ふ所あり、拂曉登城す、城内寂として人無きが如し、余最も疑ふ、奥に入れば、諸友充滿一言も發せず、皆目を以て送る、慘憺悲風の景況、殆ど氣息を絶せむとす、余大に勇を鼓し、後事を語

家茂一切不幸負擔

すれども、答ふる人なし、終に猶奥に進み入り、閣老板倉、稻葉兩氏に面晤す、兩閣老も痛心餘涙漉々たる而已、余決意御後事の議を執り、若し聽かれざる時は、一步も退くべからざるを期す、幸にして閣老板倉共坐より上京、御後見一橋公の許に到らる、其後靈柩の如きは、御小姓頭取野村丹後、諏訪安房の兩氏、身命を顧みず、奉護して、晝夜を分たず、實に忠直の士、余甚だ其の舉動に感激す。

彼れ徳川家茂は、實に徳川家に於ける一切の不幸を、一身に負擔したるもの、彼が紀州藩より入て、宗家を繼ぎたるは、幼穉なる彼自身の野心でも無ければ、希望でも無かつた、但だ内にしては附家老水野土佐守、外にしては井伊掃部頭及び其他の面々の政略的犠牲壇上に擔ぎ上げられたるに過ぎなかつた、安政五年七月以來十三歳にして西城に入り、慶應二年七月二十一歳にて大阪城にて客死するまで、足掛け九年、滿八個年の彼の生涯は、實に幕府に取りては、多事多難の絶頂であつた、而して彼は實に運命の波瀾に翻弄せられて其短かくして

賢君の素

墓なき一生を、荆棘の茵の上に送つた。但だ彼は少年ながらも、賢君の素質を備へ、内にしては和宮の夫婦となり、外にしては幕末の名臣勝海舟の如きよりして、頌徳表を上らる。彼亦た以て瞑す可きであらう。勝は自から記して曰く、

可憐生

初めて御參内の節の如き、閣老板倉伊賀守、機密の臣に謀り、利ヒ首を製し、隠に懷せられんことを希ふ。將軍之を聞て仰せて云、不肖朝家に對し、一點の怨望を抱かず。汝等予が胸中を不察也と、終に其願を用ひず。此事を以て、將軍の誠意、其の眞心に發する跡明々、窃かに敬服贊嘆に堪へざるなり。と、彼は其の祖先家康に比すれば、恐らくは百分の一にも足らざる程の者であらう。されど決して家康ほどの腹黒き漢ではなかつた。彼は實に總ての徳川時代に於ける將軍中、尤も可憐生の一人だ。

第七章 一橋慶喜後繼將軍に推さる

【三九】 一橋慶喜と相續問題 (一)

第一候補

將軍家茂の薨去と同時に、否なその以前より、既に繼嗣問題は、焦眉の急となつた。第一の候補者は一橋慶喜であつたが、中には尾州前大納言慶勝を擧げんとしたるものもあつたことは、既記の通りだ(參照三七)。然も十中の九までは、一橋慶喜であつた。

春嶽永井と語る

十九日夕八つ時(午後二時)御登城、夜五つ時(午後八時)歸館せらる。此日城中にて、永井主水正(天目附)に御逢ありしに、永井云、當節長防事、件、何とも心配の至なれども、指當り上様の御容體、容易ならず、別而痛心仕れり。私は先年大失敗を取り、譴責をも蒙りし身分なれども、天下の爲なれば、黙止すべきにあらず。就而は内々御相談申上たしとして、儲貳之事を申出ければ、公(松平春嶽)拙者も

同様隠居までも仰付けられし程の事なるがと申されしに、永井、仰の通りなれども、先年は先年なり、今日は今日なり、何とか御高案もあらせられざるやと尋ねければ、公是と申考なし、併永井の心中は、拙者既に推察せり、永井も拙者の所存は推察せしならんと申さる。

此れは永井も松平春嶽も、安政五年の一橋慶喜擁立問題の故を以て、井伊直弼の爲め、それ〴〵處罰を蒙りたる次第なれども、今日の場合は、再び此の問題を黙止し難しとのことだ。

永井慶喜
を推す

此時永井云、實は昨日一橋殿に拜謁致し、萬一の事あらせられなば、社稷を維持せらるゝは、公にあらざれば能はざる可しと申上しに、一橋殿予は不才菲力、天下を治平に歸せしむ可き見据なしと仰せられし故、方今天下の侯伯各禍心を包藏し、已に長州の如きは、其の端竟を顯はせり、故に長州を征服するは各自が包藏する所の禍心を、雲散霧消せしむるの大機會なり、然るに今日大故營中に起り、主將其任にあらざるが如き事あらば、天下の勢は、四分五裂、

復び收羅するの期あらざる可し、實に懼る可きなりと申上しに、其時一橋殿は默然、何の御答もなかりき、公には如何思召され候や。

此れは永井が一橋慶喜と問答の始末を松平春嶽に向つて告げたるもの、當時天下の大諸侯は、殆んど眼中幕府なく、何れも方隅割據の勢を馴致しつゝ、あつた次第は、正に永井の所説の通りであつた。

春嶽同意

公答、永井の申さるゝ所、理にかなへり、拙者も其通り思ふなり、併一橋殿も容易くは聞入れらるまじ、若一應の御勸めにて容易く聞入れらるゝ程の一橋殿ならば、拙者は御依頼致すまじきなり、萬一の時は、御遺命歟、又は朝命かなるべしとありしに、永井大に感服し、昨夜川勝美作守へも、内々相謀りしに、美作も同意にて、歸京の上は、決死盡力すべしと申居れりとの事なりしが、公拙者は其路に當る身分ならねど、同意の事なれば、贅言ながら、尙又川勝へ、拙者も盡力を頼みたりと序に傳言せられよと申されき。

此れは松平春嶽が永井との問答の始末だ、之を見ても如何に繼嗣問題が、將軍

慶喜受諾
配慮

瀕死の城中に渦巻きつゝあつたかを知るに足らむ。

又板倉閣老へ御逢ありしに、板倉殿も儲貳の事を申出られ、公には如何思召候哉との事なりしが……板倉殿此事申出候ても、一橋公御承諾あるべきや否や圖りがたく、心配致し居るなりと申されければ、公台慮は如何と尋ねられしに、板倉殿台慮御遺命ともなりなば、上々の都合なれども、逆も左様には至るまじ、去りとて拵る事も出来ずと申さる。公然らば朝命を請はるゝの外あるべからず。一橋殿も朝命とあれば、必御請あるべしと申されき。

此れは將軍家茂易簧の前日と云はんよりも、恐らくは若干時間以前に於ける問答であつた。而して板倉閣老は松平春嶽に向つて、萬一の節は、當分喪を秘して、内外に於ける一切の問題を處理するつもりであることを語つた。

【四〇】 一橋慶喜と相續問題 (二)

慶喜立場
良好なら
ず

端的に云へば、一橋慶喜を好むと好まざるとに關せず、當面の候補者は、一橋以外には是れなく、假令ありとしても、一橋の向ふに立つものは無かつた。然も彼の立場は、決して良好とは云はれなかつた。

幕府は公(一橋慶喜)と二條關白(賀陽宮(中川宮朝彦親王))との提携によりて、公武の一致を保つを得たれども、反對黨の官方、堂上は之を憤りて、天下の政治は、一會桑の心の儘なりと言へり。されば親藩との關係は如何、親藩の中、國事に奔走して勢望ある者は、尾張前大納言(慶應)、松平大藏大輔(慶永、春嶽)となり。前大納言は、早くより公と意見を異にして交誼圓滿ならず、大藏大輔も元治、慶應以後意見漸く合はず、殊に島津大隅守(久光)、伊達伊豫守(宗城)、松平容堂(豊信)と同じく參預として幕政刷新を企てし時、公が内外の形勢に制せられて、實行に躊躇するや、公に背きて京都を去れり。大藏大輔すら此の如

くなれば、今は親藩の中にも、公と肝膽相照す者は一人もなかりしなり。〔徳川慶喜公傳〕

有司旗本の態度

此れが朝廷及び親藩、大諸侯に於ける實情だ。

然らば幕府の諸有司、旗本は如何、公が久しく京都に留まりて朝廷の御信任を受け、往々臨機の處分をなせる事は、いたく有司等の反感を買ひ、專斷の嫌疑禍心包藏の猜忌、漸く生せるのみならず、安政年間の繼嗣問題に關する歴史的感情の牢として、抜くべからざるものあり、東西の睽離日に甚し、されば慶應元年二月阿部豊後守、松平伯耆守等が、公を關東に還さんとせし事、さては其年九月阿部豊後守、松平伊豆守が、勅命によりて老中を免せらるゝや、諸有司大いに驚き、こは必然一橋殿に非望あればこそ、あらぬ事まで奏上せしならめ、將軍家は寧ろ職を一橋殿に譲りて退隱せらる可きなり」とて、十月將軍の辭表ありし事、又兩藩士之を聞き、老中に謁して、今後一橋殿の命に服すべしとあらば、一同は一橋殿の御館に討ち入る覺悟なり」と答へたる事など、

將軍及大奥態度

皆以て公に對する誤解の大なりしを見る可し、されば公の意見を贊して之を扶翼せんとする者は、唯公の推舉によりて再任せる老中板倉伊賀守、小笠原壹岐守あるのみ。

此れが幕府の有司及び旗本等の態度だ。

然らば將軍及大奥は如何、慶應元年五月將軍は征長の爲に、進發せられんとする前夜、左右の人々に告げて曰く、こたび出陣せば、戦死、病歿の事なしとも言ひ難し。然るに余は未だ一子をも設けねば、萬一の事あらば、田安龜之助〔田安中納言慶頼の子、後の家達公なり〕をして、相續せしめんと思ふなり。此旨余が出發の後に、和宮及天璋院殿へ申上げよ」と、翌十六日〔將軍進發の日〕老女瀧山は和宮に謁して、台旨を言上せり。

將軍の對慶喜感情

此の如く萬一の際には、適當なる可き一橋慶喜を措いて、當時三歳の孩兒徳川龜之助を指定したるが如きは、如何に將軍家茂が、一橋慶喜に對する感情が、圓滿でなかつたかが判知る、而して將軍既に此の如しとせば、幕府の大奥が、慶喜

慶喜外人
なし

の實父水戸齊昭に對する惡感と、安政年間の繼嗣問題に繋がる歴史的反感とが、亦以て今日まで存續せられつゝあつたかを知る可きであらう。然も如何に將軍の遺命なればとて、當時文久三年七月生れ、即ち數へ歳の四歳、滿三歳の一孩兒を、斯る内外多事の際に將軍に擁立することは——其の實子ならば兎も角も——何人も之を容認す可き事柄では無かつた。されば何れの方面に向つてか、適當の候補者を求めねばならず、而して其の候補者は、一橋慶喜以外には、殆んど其人無かつたことは、敵と味方とに論なく、何人も異論無きところであつた。

【四】 一橋慶喜の意向

慶喜容易
に承諾せ

抑も一橋慶喜其人の意向は如何、彼は如何なる缺點あるにせよ、極めて聰明の

す

資質である、彼以外に適當なる候補者ある可しとは、彼自身にも思はなかつたことは勿論だ。然るに彼は容易に衆望に應じて、將軍家茂の跡を相續するを肯じなかつた、それは何故であらう、彼は曾て人の間に答へて、

原市之進が、諸大名をして、予を將軍に推薦せしめんとて、周旋せりとの事なるが、是は何も聞きたることなし、若し其事ありとせば、市之進一己の考ならんか、其頃は朝廷の模様も、大阪の評議も、予を將軍となさんとするにありしかば、さる周旋をなすの必要なかりしならんと覺ゆるなり。(昔夢會筆記)

とあれば、彼の懐刀たる原忠成の周旋運動は、兎も角も、彼は朝幕の輿論、何れも彼を將軍職に推してゐたことは、百も承知の上であつたことは判知る。尙ほ彼は人に答へて、

大奥關係
顧慮

宗家相續の議起りし時、予は大奥諸有司などに對し、大に懸念する所ありて、予が相續して折合ふや否やといふことをば、いたく憂慮したり、是も辭退の重なる原因の一つなりき。(同上)

就任不承
語第一因

と云うてゐる、此れは恐らくは當人の本音であらう。

此度公(一橋慶喜)は、伊賀守(板倉勝勝)が相續の懇請を斥けたる後、密に近臣原市之進に語りて曰く、「此際幕府を廢して、王政を復古せんと思ふは如何」と仰せられしに、市之進は、如何にも遠大なる慮にはあれど、此事ゆめ／＼他人に語らせ給ふべからず、禍は蕭牆の中に起りて、極めたる大事とこそならめ」と言上せり。——昔夢會筆記——公も亦復古後の畫策未だ熟せざるを以て、其事は已みたれども、此志は即ち公が宗家相續將軍職就任を肯じ給はざる第一の原因なり(德川慶喜公傳)

と記してゐる。

第二因

家茂公薨去の際、原市之進に告げて、今後の處置は、極めて困難なり、如何成り行くべきか思ひ計られざれども、德川の家を、今までの如く、持ち傳へんことは、甚だ覺束なし」と仰せられしは、運命の玆に窮まれるを知り給へるなり。——昔夢會筆記——德川家の運命、既に窮まれるを知れば、之を繼承するも亦

遂に善謀なきを知らん、これ公が宗家相續將軍職就任を肯じ給はざる第二の原因なり。

而して更らに

第三因

公の英氣、一世を蓋ひ、衆望を負ふと共に、多くの政敵をも有し給へば、宗家相續に反對する者亦少からず、大奥の老女等が、早く密書を板倉伊賀守に贈りて、「御遺命は田安龜之助殿にあり、速に此方を擁立せよ」と迫れるは、即ち公排斥の一策なり、又水戸藩市川派の面々は、「一橋殿御相續あらば、自家の立場を失ふこと必定なり」とて、之に反對し、兵力に訴へても、之を遮らんといふに至れり、諸大名に於ては、尾張大納言茂榮は、内心公の相續に賛成せず、松平大藏大輔(春嶽)は、推戴論者なれども、尾紀二藩の嫌疑を憚りて、公然其の意見を發表せず、是等の事情は、悉く公の側聞に達したりや否や、定かならざれども、其の反對者あることは、必ず知り給ふ所なるべし、これ公が宗家相續將軍職就任を肯じ給はざる第三の原因なり(同上)

以上の理由をもて、一橋慶喜の快諾せざる所以としたるは、中らざるも遠からず、けれども彼れ一橋慶喜は、曾て將軍後見職たり而して當時に於ては、副將軍以上の立場を占めつゝ、あれば、將軍との距離は單だ一步のみだ、彼の股肱腹心たる原忠成等が推薦運動をなしたるも、強ち不思議ではない。惟ふに彼れ一橋慶喜も絶對に之を好まなかつたものとは斷定し難きものがある。即ち彼の胸中に立ち入りて見れば、欲しくもあり、怖くもあり、取捨の間に彷徨しつゝあつたに相違あるまい。若し彼が絶對に好まなかつたとせば、彼は如何なる勸諭あるも、將た勅命たりとも、之を拜辭して、毫も差支ある可き筈はない。要するに彼は其の困難を熟知しつゝ、之を回避すると同時に、最後となれば之を受くるつもりであつた乎否乎は姑らく措き、終に之を受くるに至つたのは、未だ必らずしも絶對的に之を忌避したるものでなかつたことが判知る。

【四二】 相續問題に關する江戸と京阪

和宮慶喜
鴨望

翻て江戸側を見れば、其の模様は左の通りであつた。

將軍薨去の報傳はるや、天璋院夫人は、御遺命のまゝ、田安龜之助を」と仰せられしに、和宮は「唯今の時勢、幼齡の龜之助にては、如何あるべき、確かなる後見の人なくては、協はざることなれば、然るべき人體を、天下の爲に選ぶべし」と仰出さる。其の人體をこそ指名せざれ、望を公（一橋慶喜）に屬し給へるは明なるべし（幸相典侍嗣子記）。在阪の老中板倉伊賀守、稻葉美濃守、亦た議して、公を迎立せんとし、御遺命も亦棄つるべからざるが故に、公の繼嗣には、龜之助を立てんと決し、急に御側御用取次室賀伊豫守を、江戸に下し、和宮、天璋院の御意を伺はしめたるに、御二方とも、御遺命さへ反故とならずば異存なし、中納言の後をば、必ず龜之助に繼がしむ可し」とありて、事なく御許ありき（徳川慶喜公傳）。

和宮御意
見

とあるが、事實は全く此の通りであつた。

七月廿四日辰曇、御目見願にて御直に瀧山(天奥老老)より申入、右は御養君の御事、昨年御進發の節、仰置れ候御通、田安龜之助殿に遊し度と、天璋院様よりは仰出され候へ共、こなたの(和宮を指す)思しめしはいかゞ哉と伺に付、仰置かれには候へ共、只今の御時勢、御幼年にてはいかゞと、御心配遊ばし候へ共、御後見にても、慥か成御人御座候はゞ御よろしく乍、左様無くては、誠に御大事故、餘人然るべき人體、天下の御爲にかん考御座候様、表へ申出候様と仰出さるゝ(宰相典侍嗣子記)

流石に和宮には、立派な御見識があつたものだ、旗本杯の人氣は兎も角も、江戸に於ても、此の場合、公然と一橋慶喜反對の聲を揚げ得るものは無かつたであらう。

閣老中の
慶喜黨

大阪に於ては、閣老の牛耳を執る板倉勝靜、及び稻葉美濃守等は、何れも慶喜の推挽に負ふ所ありて無二の慶喜黨とも云ふ可きものなれば、彼等が中心より

守保の慶
喜推薦

慶喜を迎立せんと欲したるは言ふ迄もなし、而して京都守護職松平容保の如きも、勿論慶喜推薦に二念無かつた、彼は其の家臣小野權之丞を大阪滞在中の松平春嶽に遣し、左の一書を贈つた。

一 翰呈上仕候、秋暑強く御座候處、先以御安寧之御事、珍重奉存候、扱上様御達例之御様子極密御内實之處奉伺、何共當惑可申上様も無御座、實に歎息只々奉恐入候而已に御座候、貴君にも嘸々御苦心之御儀、且御痛心之程、偏に山々恐察仕候、右に付恐入候事に候得共、先頃極密御相談申上候御相續之儀、一橋殿外無御座と存上候處、貴君にも御同意之由、被仰聞候處、何れにも幾應考候而も、同公之外は決而無御座、若外之御方に候得ば、逆も此後天下御挽回六ヶ敷と奉存候、貴君にも御同意之御事に候得ば、是非〳〵御奮發、御盡力之程奉祈望候、小生も是非非下阪仕度、殿下、宮(二條關白、賀陽宮)等へ參殿、達而懇願仕候得共、何分にも橋公御一同下阪之儀は六ヶ敷、扱々残念至極に御座候得共、無據思ひ止り候次第、御憐察奉希候、將又甚以恐入申上兼候得ども、當時如

斯御時勢に候得ば、時節を計り、御埋葬之儀、御手輕に先以阪地へ假に御埋葬被遊、追而は御改葬被遊候とも、當時は戰地に被爲、在候も同様之事、左候得ば、實に御美事諸藩并御討手等迄難有格別奮發も可仕と奉存候。是は奥向等甚六ヶ敷事、不容易義と奉存候得ども、貴君若御同意に御座候はゞ、主立格別御盡力の程奉願候。誠に上を僉末に御取扱申上候様に當り、吳々も恐多候得共、返而御徳義を奉増候事と奉存候。何れにも御大切之御時節何卒、十分に御盡力幾重にも奉歎願候。一橋殿之處御極密殿下、宮(尹)等へ申上候處、御所之儀は、屹度御盡力、且同公御馳せ歸りも被成候はゞ、十分御説得御盡力被成候。思召之旨、御内々御沙汰被爲、在候。其節は私共にも十分盡力仕候心得に御座候。先は右等之趣申上度、早々如此御座候。恐惶謹言。

此の如く京都では松平容保、二條齊敬、賀陽宮など、何れも一橋擁立に、同心協力
の姿であつた。

尹宮二條
黨また慶喜

藤堂高猷父子の慶喜推薦

一書肅呈仕候。秋暑之候御座候處、先以閣下益御安泰被爲、沙奉、恭賀候。然は此度彼是傳承仕候處、大樹公にも悉入候御模様、絶言語候御事に御座候。如此御時勢と申、實右之御場合に御座候得ば、差越候事ながら御世繼と申上候而は、明公に無之ては、被爲、堪其任候御方は有御座、間敷奉存候。是は来目同一と奉存候間、彌右御運に至候はゞ、御固辭不被爲、在、御請被仰上候様、爲天下萬民、奉庶幾候。和泉守には、一度も拜謁不仕して右様之儀申上候は、疎忽の様に可被思召候得共、所謂千里心交と申儀、大學頭より是迄詳悉に御様子何居候得ば、兩人より内密申上候儀に御座候。乍併、外々え漏泄仕候ては、如何に付、其段は御心得可被成下候。先は右之段奉申上度、如斯御座候。恐惶謹言。

藤堂大學頭

高

畫(花押)

藤堂和泉守

高

猷(花押)

七月廿六日

一橋中納言様

下執事

第七章 四二 相續問題に關する江戸と京阪

相續問題
の困難

相續問題は、案外困難であつた。一方に於て漸く一橋慶喜擁立の相談が纏まり、其の障礙が消解し去りたるに拘らず、肝腎の當人が不承知を言張るに於ては、亦た如何ともしがたき情態に陥らざるを得なかつた。

抑も一橋慶喜が何故に斯く見え切つたる情勢を無視して、強ひて不承知を唱へたるかは、既記の通りだ。〔參照 四一〕

將た松平容保の使者小野權之丞は、其の主人よりの命を承け、容保の書翰を松

容保の誠
心推戴

平春嶽に渡すと同時に〔參照 四二〕左の如く春嶽に傳へた。

小野權之丞面謁して申立しは、肥後守(松平容保)直書にも認めし如く、今度公方様御内實之御次第、恐入り奉れり。扱御相續之義、一橋殿より外に、御相當の御方はあらざるべし。然るに京師に於て、一橋殿より、此度華城(大坂)に於ての御次第、恐入奉れり(將軍薨去の事を云ふ)併拙者(慶喜自から云ふ)。之事御周旋は、屹度御斷りなり云々、御直書を以、肥後守へ仰下され、甚心配仕候得ども、兎角一橋殿より外に見込之御方、在らせられず候故、尹宮關白殿下へ、其段申上しに、右兩御方にては、御承諾にて、御説得あるべしと、御挨拶在らせられたり。扱今朝(慶應二年七月廿三日朝)板倉殿にて、右之次第申上しに、肥後守と御同意なり。就而は此上尙公(春嶽を斥す)御盡力を願ひ度なり、則肥後守も、此儀厚く御依頼申上る様にと申付く云々なりき。公答拙者も御同意なり。今日登城之心得なれば、尙板倉へも、一橋殿へも、御相談に及ぶべし云々なりき。(續再夢紀事)

春嶽また
努力

此の如く松平容保は、誠意もて一橋擁立に幹旋し、上は朝廷の方面、下は幕府の親近に、及ぶ可きだけ、其手を延ばして、其力を致した、而して松平春嶽も、其の中心に於て、一橋慶喜其人に對し、恐らくは多少の不滿もあつたであらうが、此の時節に於て、彼を措て他に適任者なきを認め、寧ろ宗家の爲めに考へ、相當の盡力をしたものの如くであつた。

板倉春嶽
に請授

此日(七月廿三日)九時半時(午後一時)登城、夕六つ時(午後六時)歸館せらる。御登城ある様にと、板倉閣老より申越されし故なり。扱城中に於て、板倉殿に御面會ありしに、御繼統之儀を、一橋殿へ御勸め申上しが、不才之身御請致し難し。其上自分には、見込之人もありとの事なり。然るに今日之場合、一橋殿を措て他に相當之御方ありとも覺へざれば、及ばずながら力を盡して辯じけれど、到底聽入られず、最早拙者の力には及びがたし。此上は公(春嶽)の御勸めを仰ぐより外には致すべき様もなしと涙を流して、依頼せられければ、

此れは板倉勝靜が松平春嶽に向つて、一橋慶喜と問答の顛末を語りて、其の援

助を請うたるところ。

板倉慶喜
を追うて
上京せんとす

公(春嶽)左程迄に御盡力ありて、尙ほ御承諾なき事を、拙者(春嶽)が申上たりとて、聽入れらるべきや否やは、覺束なけれども、一橋殿を御繼統にと希ふ事は最初より御同意の事なれば、尙御勸には及ぶべしと答へられ、扱只今榎本亭造(道章、對馬守)に承れば、一橋殿には今日直に御歸京、足下(板倉を斥す)にも御上京のよし、是は如何の御旨意ある事にやと尋られしに、板倉殿今日之場合上京すべきにあらざれども、一橋殿には此地にて御承諾なきのみならず、速に歸京の上、關白殿下御始へも、繼統辭退之心事を陳述し、萬一寂慮仰出さるゝ如き事あらんにも、御請は致し難き旨を、豫め申立置かるべしとの事故、其思召ならば、拙者も同じく、上京内勅を申降す事に致すべしと申上しに、板倉は板倉の存を果すべし、我は我が存を果すとの仰なり。夫ゆへ棄て置がたく、上京仕る事に決せしなり。伊賀(板倉)が當惑の心中御察し下されたしとの事なりき。

慶喜拒絶
強硬

此の如く一橋の歸京、板倉の上京に就ての事情を、春嶽の質問に應じて、板倉は自から語つた。如何に強硬に一橋慶喜が辭退したるか、之を見ても分明だ。されば彼が辭退は、該撤が王冠を辭したる如く、必らずしも一時の假飭視す可きものではあるまい。

【四四】 松平春嶽、板倉勝靜と一橋慶喜 (二)

話題は前より續く。

春嶽慶喜
に直談

夫より一橋殿に御面會ありて、御繼統の義如何思召さるゝやと尋ねられしに、一橋殿伊賀(板倉勝靜)より嚴しく責立られ、殆んど閉口せり、併不才之身鬼にも角にも御請は致し難しと答へければ、公(松平春嶽)さらば強ては申上ぐまじ。去りながら徳川家に御繼統なくては濟むべきにあらず。是は如何之御

慶喜尾紀
を推す

見込なりやとありしに、一橋殿先大藏殿(春嶽を斥す)の御意見を承りたしと申さる。公拙者は伊賀守より尋ねし故、尊公に限るべしと答へしが、其節伊賀守も同意と申聞たりと答へられければ、

此れは一橋の間に對して、春嶽が答へたるもの。

一橋殿夫は到底六ヶ敷なりと申さる。公然らば誰人をか然るべしとせらるるにやと尋ねられしに、

此れは春嶽から一橋への一撻だ。

一橋殿尾紀之内然るべし。拙者歸京之上、關白殿下(三條齊敬)御始へも、此意見を申立る積りなりと申さる。

此れは一橋の答。

公尾紀の内、繼統あらば、天下は治るべしとの御見認めなりや。

更らに春嶽よりの一撻。

一橋殿誰人にもせよ、今日之天下は、治めがたし。併尾紀之内繼統ありて、拙者

慶喜辭退
の困難

之を輔佐し、十分に盡力致したらんには、先可なりとも申すべきか。此れは一橋の返答だ、恐らくは一橋も此處迄押し詰めらるれば、十分の確信ありてのことではなきを、自覺するを禁じ難かつたであらう、乃ち其の返答が、頗る模稜にして鮮明を少くも、亦た宜べなる哉と云はねばならぬ、惟ふに彼も如何に辭退するも、到底のところは、自分に廻り來るものと、當初から意識的に、若しくは無意識的に知つてゐたのであらう。

春嶽繁説

公（春嶽）此時指を屈し、尾の前公（慶勝）は斯様、玄同公（茂徳）は知らざれども、多分斯様なるべし。元千代公（慶勝の男）は幼年、紀公も御若年、田安は愚なり、（田安慶朝）水戸公（慶篤）は御兄弟の間なれども、田安に鬚髯事に寄りては今二三等下るべきかとて、六本目の指を開らき、扱七本目の指を、橋公の目先へ突出されしに、一橋殿大笑ひにて、暫し何事をも申されざりし。

春嶽強説

果して此の通りでありとすれば、如何にも痛快なる言である。此時一橋殿の顔色にて、公は最早承諾せらるべしと察せられしが、一橋殿更

に申されしは、萬一朝廷より強て継続の事仰出さるゝ事ともなりなば、拙者は屠腹するか、江戸へ逃げ歸るかの外なしとの事なりし故、公又國步艱難の今日、衆望の歸する所をも考へられず、朝命の重きをも顧みられず、徒らに泰伯の至徳（讓位を云ふ）を學ばるゝ如きは、拙者の取らざる所なり。尊卿若強而御辭退とあれば、遠くは照祖（徳川家康）の恩澤、近くは朝廷の寵遇を遺却せらるゝに庶幾からん歟。左様の御事にては、假令御輔佐ありても、億兆の人心争でか服すべき、今日は天下を亂さるゝも、亂されざるも、専ら尊卿の御決心如何によるべし。宜しく御熟慮あるべきなりと申して退坐せられき。

果して此の通りであつたとすれば、春嶽の侃々諤々の言には、流石の一橋慶喜も二の句は續けなかつたであらう。

慶喜本心

惟ふに一橋慶喜が、當初から將軍たらんとの野心を主持しながら、王莽恭謙の風を學び、故らに謙讓の態度を取り、此によりて推戴の人心を煽り、其の地歩を固くし、而して後已むを得ずして之を受けたりとの體裁を作りて、其の野心を

満足せんとしたものと猜するは恐らくは、彼の真相を得たものではあるまい。彼は決して斯る腹黒き漢ではなかつた。但だ彼に一點將軍たらんと欲するの慾望なかつたと斷ずるも、亦た餘りに彼を清徒視したるものであらう。要するに彼の本心は、不去不就の間を彷徨したものであらう。

【四五】 朝廷側より見たる一橋慶喜相續問題

京都に於ける運動

舞臺は大阪から京都に移つた。京都では松平容保、松平定敬等は既に一橋慶喜推薦運動を開始してゐた。而して一橋慶喜は大阪から歸京し、板倉閣老は大阪から上京し、松平春嶽も亦た大阪から京都へ復歸した。而して三人は何れも一橋慶喜の相續問題に就ての運動をした。慶喜は自己回避の爲め、板倉と春嶽とは慶喜推薦の爲め、而して其の顛末は朝彦親王御日記が、略ぼ語りてゐる。

内容定敬内願

廿二日（慶應二年七月）

一 二條高島右衛門使に參る。右は昨夜肥後守、越中等、關白へ參、一橋へ大樹職相願候て、御所向に於て何の御差支も無之哉、極密板倉伊賀守、稻葉美濃守、其餘役々申談、御所向且關白、予兩人所存尋問の旨申參候由、仍予が所存從關白尋問に付、何らの所存無之旨答、天下人望の體可然と答畢。○同人申には、關白予兩人かぎり今日會肥後守、桑越中守、老中共より改而右人體え後職被補候様、内願の旨、令承候様、關白より申來る。是又承知の旨答畢。

尹宮關白同意見

以上は二條關白が、其の使者高島右衛門をして、賀陽宮（中川宮、又は尹宮とも稱す）に向つて、京都守護職松平肥後守容保、京都所司代松平越中守定敬等より關白に内願の次第を告げ、且つ宮の意見を聞き質したるもの。宮は關白同様の意見であることを答へたのだ。

一 外島喜（機）兵衛、先段の義伺參る。仍從關白示通、承知の旨、以同人肥後守え答畢。然所上の所如何哉と極密尋問に付、此儀思食不被爲、在事は、伺居候旨

答畢。

此れは松平容保の使者が親しく宮に拜謁しての聞取に就てのこと。

同廿四日

慶喜歸京後の運動

- 一 一橋歸京旨、以使申來畢。
- 一 諫訪常吉參る。板倉伊賀守上京の旨申出る。一橋請有無早々肥後守に承申來候様申置畢。
- 一 外島喜(機)兵衛參る。從是肥後守、越中守、伊賀守等一橋へ行向請候様申入る覺悟の旨、噂に付、關白え一橋參候ならば、三人共關白え參り請候様申入。不承知ならば從三人右の情實を以て、朝廷の御沙汰可相願旨、噂に付、可然と答畢。

一橋慶喜歸京後の二條關白、賀陽宮、松平容保、松平定敬、板倉勝靜等の間に於ける、交渉、運動の模様が、此にて分明だ。

慶喜斷然不承知

- 一 一橋より、以使未半(午後三時)出門、關白え參り、從夫予ヶ所え可參旨案内、

承知の旨答畢。○入夜一橋入來、大樹後職春嶽始老臣、其餘役一橋に請候様段々申聞候へ共、此儀はあくまで斷り申候旨、此上從朝廷御沙汰書且御達等蒙候へば、引籠候外無之、此邊關白予へ可申入旨に付、於予其許の義は、戊午(安政五年)のわざわいに相成候事故、舉奏不致候。餘程決心故不致利解先々止候也。

如何に一橋慶喜の鼻息が荒かつたことよ、されば宮も姑らく其の鋭鋒を避けて、強ひて反對論を提出せられざりしものと察せらる。

二十五日

- 一 午後伺公、右府公(徳大寺公純)も從今日出仕、一同出仕、夕景前退散、關白予兩人酉刻(午後六時)頃退出、今日別に御評議の儀は無之候事、從關白内談、一橋不請一件困咄也。

とあれば、如何に一橋慶喜が強情に辭退したるか、判知る。

二十六日

一橋用人
説得案

一 上村彦次郎招によつて參る。一橋不請に付、何とか一橋用人邊へ御請候様説得可致様申付置畢。

此れは宮が親しく上村を招かれ、同人をして一橋の用人——恐らくは原市之進、榎本亨造の徒——をして、一橋を説得せしめんとこの事、それから會津用人外島機兵衛が賀陽宮に謁見し、一橋、益不請となつたから、何とか工夫は無きやとのことにて、遂ひに近衛前關白（忠熙）の力を假らんとして、裏辻中將（公愛）を招き、其の旨を告げたが、同人の説に従ひ、其事を中止したことが、同日記に掲げてある。何れにしても二條關白や賀陽宮は、頗る熱心に推薦運動をせられたものと察せらるゝ。

宮中會議

七月廿一日丁丑未刻許參内、兩役召御前、先之關白、尹宮、常陸宮、内大臣殿、左大將殿、九條大納言等在御前、殿下被仰傳一條

幕府大病餘程不勝、自然之節大樹無子。イツレ養子人體徳川一同にて誰へ可被仰付哉之事。予申云、是迄人體自朝廷、非被仰付。自彼家治定之上言上之儀、自朝廷御指圖不宜哉之旨申入、兩役被同意。又被仰云、自幕人體治定言上之節は、如何哉被尋。予申云、尤是迄仕來之儀、言上之人體可被仰付。至當之旨申入。是又相役被同意。右様之事於朝廷御議論誠不宜事也。此外有雜事、退御前。

〔光愛卿記〕

近衛忠熙朝彦親王宛狀

擬大樹所勞追々不相勝候に付、繼體之事一橋え春岳始老臣申入候所、本人不承知之次第、甚六ヶ敷、於外藩でも割據可致旨にて、天下之安危甚以御苦心之旨、御尤之御事と存候。如何相成候哉と、乍薩苦心事に候。一橋之處も至極尤之事、幕にても一致無之候半故、六ヶしき物、是は實にとんと、勤考無之候。いづれ幕よりは何に可相成、且一橋を願出候半、餘程六ヶ敷事に御察申上候。中々忠熙勤考には不能候事に候。何か御咄も申上度事山々有之候得共、筆紙には難認、其内拜願申上度存候。何も拜答迄如レ此に候。

七月廿七日

〔久通宮文書〕

【四六】 一橋慶喜承諾の経路 (一)

幕府側の
運動者

竊て幕府側を見れば、一橋推薦運動は、板倉閣老、松平守護職など専ら主力となり、松平春嶽の如きも亦た其間に於て、大いに周旋する所あつた。
去る廿四日伊藤友四郎を、大阪より京都に遣はされしが、伊藤著京の上、松平肥後守殿の旅館に至り、戸(外)島機兵衛、手代木直右衛門に逢ひて、有りし事ども尋ねしに、一橋殿廿四日、御著京の處、御旅館へは入らせられず、直ちに關白殿を訪ひ、大阪の實況を述べられし上、私へ徳川の家統を繼ぐべしと申せども、不才菲力到底及び難き事故、斷然辭退せり。就而は此末萬一叡慮を以、仰出さるゝ様の事ありても、矢張御請仕りがたし、若強而仰出さるゝ事ともなりなば、屠腹仕る外あらずと仰立られ、關白殿も一時は殊の外辟易致されし由なるが、尙繼統は、一橋殿にあらざれば不都合ならんとの御見据に決し居らるゝよしなりと物語れり。

此れは春嶽が滯阪の砌、其の家臣を上京せしめ、景情を探らしめたるに付き、同人よりの復命だ。之を朝彦親王御日記と對照すれば、思ひ半ばに過ぎむ。(參照四五)

幕閣苦心

廿七日朝四つ時(午前十時)一橋殿を訪問し、夕六つ半(午後七時)時歸館せらる。此日一橋殿旅館には、松平肥後守殿、松平越中守殿、板倉伊賀守殿、詰居られ、公(松平春嶽)にも御同席なりしが、公過日來段々御配慮之由、御繼統は如何相成候哉と、板倉殿へ尋ねられしに、板倉殿著京後も頻りに御勧め申候得ども、御聞入なく、苦心千萬、廿四日より今日迄詰切之處、昨夜に至り、少さか解けたる様存せられ候。就而は、今一際骨折候はゞ、多分御承諾あるべきかと考居候。公には如何思召候哉との事なりしが、公此時最早承諾には相違なし。拙者保證すべし。しかし彼卿(一橋慶喜を斥す)は、諺にいふホジアゲ之酒呑にて、充分ホジアゲられし上、御請になるなり。

春嶽の見
透し

扱今日は拙者共事にて參館せしにあらざれば、御役人の中へ御引込みの事

は御断りなり。一橋殿へも拙者一人にて、御面話の積りなりと申さる。此れは松平春嶽が兩松平、板倉等に向つて答へたるところ。春嶽は當初から一橋慶喜が、相續問題に就て、絶對的に固辭するものにあらざることを亂破してゐた。彼は固辭の擧句には、必らず承諾するものと見當をつけてゐた。

其内肥後守殿始三人へ一橋殿御逢ありしが、良ありて肥後守殿伊賀守殿控所に來られ、今日は大分都合宜し、併未だ指の先程引懸りがあると申されける故、公指の先程とは如何と問はれしに、伊賀守殿大統を繼ぐ事は、断りなれども、相續の格を以、大樹公に代り、天下之事を指揮すべしと申事になれり。今一段なりと申さる。公格の一字さへ削らるれば宜しき程に至り、最早僅の事なり。今一際御盡力ものなりと申されしが、伊賀守殿又此度之一件は、我々三人之力に非ずと申さる。公夫は不審なり。拙者は全諸君の御盡力と存ずるなりと申されければ、伊賀守殿實は原市之進、榎本亨造格別盡力致し、此所迄に至りしなりとて、右兩人を呼出し、内談に及ばれしが、兩人退席後、暫時ありて

少々引掛

漸く承諾

市之進再び其席に出、只今亨造竝私兩人に而中納言殿へ尙又種々申上しに、御相談も御請なざる可しと仰聞られぬ。御安心遊ばさるゝ様にと申出しければ、肥後守殿始、大喜悅、兩人へ盡力の謝辭を述べられたり。此の如き經路を経て、一橋慶喜は漸く承諾の旨を明言した。

【四七】 一橋慶喜承諾の經路 (二)

將軍職未承諾

程なく肥後守殿始三人(松平容保、松平定敬、板倉勝靜)へ一橋殿御逢ありしが、畢而伊賀守殿、公(松平春嶽)の席へ來られ、御相續之儀、愈御承諾となりけれども、將軍職は御請なされがたしとなり。今少しなれども、何事をも一時に充分の所まで決せんとすれば、既に決したる事迄が敗れぬべき勢故、今日は其事を申出ざりし、先以御相續の事相決し、我々にも安心仕りたり。公にも御安心ありたしと述べられ、公も格別の御盡力にて、其所まで御行届き御同慶なりと答

へられき。

此の如く一橋慶喜は、徳川宗家の相續者たるを承諾したが、將軍職を襲ぐことは承諾しなかつた。

慶喜苦勸を喜ぶ

程なく一橋殿御逢ありて、今日は肥後(松平容保)初三人の御加勢かとありければ、公御相續の事は、過日阪城に於て申上候通り、尊卿の思召次第に任せ、最早申上ぬ心得なりと申されしに、一橋殿繼統の事は、受くる心になれり。併今朝より肥後始めに責立られ、困却を究めたとの仰にて、暗に喜色を帯ばれたりとぞ。

若し萬々一、松平容保、板倉勝靜などが、此の如く苦勸懇請しなかつたならば、一橋慶喜は、恐らくは、其の心淋しく覺えたであらう。暗に喜色を帯ばれたりとは、如何にも一橋慶喜の潜在意識を、表白したるものと云はねばならぬ。

春嶽強て將軍職を勸めず

斯て一橋殿又將軍職は如何して宜しからんと尋ねられければ、公是も御心任せなり。強而御勸めには及ばずと申さる。一橋殿受る方か、受けざる方か、公

徳川家の御先例より申せば、御受の方、天下の形勢より申せば、容易く御受けなき方なるべし。

以上は松平春嶽の一橋慶喜に答へたるところ。

此時一橋殿手を拍ち、兄は眞に知己なり。能こそ左は思ひ給はりたれ。予は受けざる心なり。徳川家の幕府は最早滅亡と思へども、家系は繼がざるを得ざる故、受くるに決し、將軍職は國事なれば、受けざるなりとありければ、

此れは一橋慶喜の所言。

慶喜の將軍公選論

公夫は御尤至極の御事、實に感心し奉るなり。併將軍職は如何なさる可き思召なりや。一橋殿誰なりとも適任の人に授けられて然るべし。公、其適任は如何して撰ばるゝや。一橋殿滅亡に定まりたる徳川なれば、此方より撰ぶべきにあらず。諸侯を集めて議せしめ、衆議之に歸する所なるべし。公、諸侯を殘らず集められなば、却て混雜致すまじきや。一橋殿、間に合はぬ者は、追追に歸へし、有志の人を殘し、以後は天下の重事、都而其人々に議して、施行する積りな

幕府弊政
改革の事

るが、夫に就而は、第一に幕府の非政と弊事を改め、諸役人も老若を初め、人員を減じ、御用取次等は、全く廢し、坊主迄も銃隊に組み、衣服飲食等は、一橋の振合にて、専ら節儉をも行ふべきなり。公諸侯の衆議若將軍職は尊卿に限るべし。矢張徳川家にて御受持ありたしと申す事に至りなば如何。一橋殿、其時は辭せざるべし。

既に徳川家を相續するとせば、將軍職問題は、刃を迎へずして、自から解くるの期あらむ。尙ほ朝彦親王御日記に曰く、

二十七日（慶應二年七月）

- 一 外島喜(機)兵衛參る。一橋先承引旁に赴き候由、少々令安心候事。
- 一 上村彦次郎參る。原市之進に今朝出會候處、昨日肥後守、越中守、伊賀等段段申入候處、先承知、併只今將軍宣下は、斷寛永度以前の通に立もどり、幕習を止、急度改革無之而は、何とも相續難致旨に付而は、肥後始勘考、今明には返答可有之と、井口呈助、上村彦次郎等先方行承候次第、荒々噫、先々幸と談候也。

將軍宣下
は斷

とある。乃ち如上の經路もて、一橋慶喜も、愈よ徳川宗家を相續することとなつた。此れが七月二十七日のことだ。

〔四八〕 一橋慶喜宗家相續の準備成る

家茂上表

七月二十日將軍家茂の薨去以來と云はんより、寧ろ其の以前、不起の兆を見た以來、すつたもんだの評定にて、漸く一橋慶喜が、其の相續者たることを——然も尙ほ將軍職は別として——承諾したのは、七月二十七日であつた。此に於て二十九日には、死せる家茂——勿論喪を祕してゐたから——をして、左の如き上表を捧げしめた。

臣家茂儀初夏以來染疾罷在、其後精々治術相加、快和に趣候處、當月初旬より再感、既此程勅使を以蒙寵問、實に過分之鴻恩、感戴之次第、然に病勢愈進、不堪

朝廷仰出

執務候間、此上危急に臨候はゞ、家族慶喜へ相續爲仕候、尤防長之儀は、至急に付、爲名代出張爲仕度、此段勅許之御沙汰被成下候様奉願候。此處に、此程勅使とあるは、七月十八日、武家傳奏である、權中納言飛鳥井雅典をして、大阪城中に將軍家茂を見舞はしめ、御腰屏風一双を賜はつたことを云ふ。此の上表に付て、左の通り朝廷よりは仰出された。

上使申達

大樹所勞、追々差重候に付、危篤之節は、一橋中納言へ相續爲致度、尤防長之儀は、至急に付、爲名代出張爲致度由、願之通被聞食候事。と尙ほ同日松平越中守、板倉伊賀守は、上使として、左の如く一橋慶喜に申達した。

一橋中納言殿

此程中より御不例被爲在候處、追々御疲勞被爲増候に付、此上御危篤にも被爲至候者、御相續之儀被仰出候、且防長追討之儀至急に付、爲御名代御出陣被成候様、思召候、依之御別紙之通、御所え被仰上候間、其段御心得可被在之旨被

慶喜受書

仰出候、此段申上候様にとの御意候。御別紙之通とは、前記の上表だ、而して此に就て、一橋慶喜は、左の受書を差出した。

名代出陣
覺悟

此程中より御不例被爲在候處、追々御疲勞被爲増候に付、此上御危篤にも被爲至候者、御相續之儀被仰出、且防長之儀、至急に付、爲御名代出陣可仕旨、御沙汰之趣奉畏候、不肖之私不存、右様之蒙、台命候段、偏に恐懼之至、何共御請之可申上様無御座候、防長之儀者、即今之急務、國家御安危之界に付、乍不及粉骨碎身、微力之相届候丈は、勉勵仕、一死報恩之覺悟御座候得共、大統御相續之儀に至候ては、私式之負荷に堪候筋に無之、公武え對し、實に恐懼無已候に付、御請之儀、斷然御斷申上度、再三再四陳述仕候處、御許容無之、内外危急之御時節、彼是辭避仕、數日相送候内に者、人心之向否に拘り、如何様之變事可相生も難計、何分國家之御大事には、難替候間、早々御請申上候様可仕旨、御年寄始、強而申聞も有之、一身之進退、此期に相窮、當惑無限、猶退而勘辨仕候處、此上徒に固

將軍職辭退

辭仕候も、却而台慮に相背き、且者宗家之御安危傍觀仕、只管一身之樂地を求候に相近く、深奉恐入候に付、其身之庸劣を忘れ、御相續之儀、御請仕、爲御名代速に出陣可仕奉存候。尤重き御職任之儀、薄力菲才、所詮行届不申、覆餗之恐實に今日に差迫、戰栗難堪候に付、此上幾重にも御斷申上候間、兼而御許容之御沙汰被成下候様仕度奉存候。右御請奉申上候、誠恐誠惶頓首謹言。

七月

臣慶喜

恐らくは原市之進にても、起草したものであらう。如何にも要領を盡くしてゐる。此の如く愈よ慶喜相續の準備が出来上つた。
朝彦親王御日記に曰く、

七月二十八日

一 松平肥後守、板倉伊賀守等入來、段々一橋及説得相續之處、承知に相成、是迄段々盡力の挨拶申來、附ては從大樹相續願の書面持參、互に悦申候也。直様歸畢。

朝彦親王への報告

一 高島右衛門使に參る。明日御評議相願候由、伺公候様、仍承知の旨答、尤從大樹相續願に付、右等御談の旨也。委細是迄の手つゞき噂共示也。

高島は二條關白の使者だ。

一 一橋中納言より、以使相續の處請候由申來畢。

而して二十九日の項に曰く、

一 橋本家相續願の儀、以御沙汰書被仰出畢。

と、此の如く相續一件は、將軍の喪を發表せざる以前に、一切其の準備は出来上つた。

一橋慶喜宗家繼承

此卿は水戸故齊昭卿の公達にて、正しく家康公の流なりとは申せども、實に十代の孫なれば、家康—頼房—頼重—頼常—頼豐—宗堯—宗翰—治保—治紀—齊昭—慶喜、近親の方々を差置きて、斯る疎屬を以て繼承とする事は、徳川家に其前例なしと雖ども、前例の有無は此危急の場合に臨みて、豈これを問ふに違あらんや。苟も慶喜

卿にて將軍に立ち玉はゞ、徳川家の大厦を將に倒れんとするに支へ、幕府の河堤を將に破れんとするに隙ふるを得べしと舉て信じたれば、僅か八年前此卿の御養君沙汰ありし時に異議を唱へたる輩も、唱へざる輩も、皆今は此卿を奉戴するを喜びたり(但し江戸城の後宮にては、當時家茂公の薨御は慶喜卿が京都及び薩長に心を寄せて、常に台慮に反對したるが、其病因たりしに依り、卿は即ち公が薨御を促したる人なりと云ひ、甚しきは卿に望を屬せる者あつて、公の御病中に看病を怠りて御他界を早め参らせたりなどと流言し、往々卿を目するに、家茂公の敵なりと誤り思ふ輩もありしが如し。是れ素より無根の流言にして取るに足らずと雖ども、他日この爲に間接の影響を及ぼしたる事情なきに非ざりしが如し)。(幕府衰亡論)

第八章 一橋慶喜長州出征決定

〔四九〕 松平春嶽と板倉勝靜の問答

春嶽幕府
計企に反
對

扱も一橋慶喜宗家相續の一切の順序は出來た。此上は將軍代理として、長州追討に出掛くるの一段だ。彼は果して其の決心ある乎。覺悟ある乎。而して其の周邊の形勢は如何。當時幕府と尤も親近である可き、御家門の筆頭松平春嶽の如きも、所謂る幕府の計企には、頗る異議を挿んでゐた。春嶽が二十七日、一橋慶喜訪問に際して、同時同處に居合せたる、閣老板倉勝靜との會話は、左の通りだ。

春嶽勝靜
會見

公(松平春嶽)伊賀守(板倉勝靜)殿へ別席にて御面談に及びたき事ありとて、次の間に出られ、扱伊賀守殿に申入れしは、今度御代替りとなりしは、痛嘆の至りなれども、是却而徳川家之危急を救ふべき好機會なるべし。如何となれば、方今天下の勢、將に四分五裂に至らんとす。薩州之出兵を拒めるが如きも

佛人の幕府増強説

大久保一藏一己の計らひにあらず、其の根基は、必國議にて出でしなるべしとて、先年池田筑後守を使節として、歐洲に遣はされし時、筑後守が佛國人コント・デ・モンブランより、日本の武威を海外に震輝せんには、第一に諸侯の權力を削り、政權を幕府一手に歸せざれば行はれ難しとの説を聞て、大に之に同意し、其の手段を以て、徳川家の衰運を挽回せばやとの企圖を起し、其後横濱在留佛國公使ロセスに謀り、其説を幕府に進めしに、幕府にても徐々に、之を信用ありて、遂に今日長防再討の形勢に運びたる趣を、薩人も竊に佛人より聞居るよしを申述べられしに、伊賀守殿大に驚かれし體にて、左あらば譯ある事なりと申さる。

幕府吏僚多くは承知

此の春嶽の語りたる幕佛交渉の一件は、恐らくは幕府の中樞人物は、何れも以心傳心、承知の事にて、一方には其の方面に尤も關心したる小栗忠順、栗本鯤などあり、他方には尤も之に反對したる勝義、邦などあり、而して一橋慶喜の如きも、若し身自から其の計企を發意せざるまでも、之を與かり聞いてゐたことは、

春嶽の諸侯會議説

決して疑を容れない。

公又前述の次第なれば、此上は多年專有せられたる幕府の威權を去り、天下有名の諸侯を會同し、皇國一般に關する大事は、一々之と議し、然る上其の議決を以施行せらるゝ事となり候はゞ、天下の人心自ら安著すべきなり。扱天下の人心安著するに至れば、徳川家よりは、御威光を求められずとも、諸侯より御威光を立申すべし。尤斯の如き場合に至りても、徳川家にては、尙謙讓諸侯の列に下らるゝの思召にあらざれば、今日之世態、到底折合がたかるべし。夫のみならず、徳川家は諸有司を改撰せらるゝ事も、亦肝要なるべしと申されしに。

會議々長問題

此れは有力の諸侯を聯ねて、其の衆議によりて政治を行ふ可しとの意見だ。而して徳川氏も亦た其の同列の一員として立つ決心を要すとのことだ。春嶽の意は、徳川氏が議長の位地を占め、此の評定衆の最上席を占むることにありと察せらるゝ。

薩州引入
問題

伊賀守殿、一々御同意千萬、今日之場合に於ては、仰の如くならざればかなひ難し、就而は薩州の義如何致し然るべきや、尊公御周旋は下さるまじきかと申されしが、公共周旋は御断りなり、尤薩州を安んせらるゝ事は、條理にさへ御就きなされ候へば、至て易き事と存するなり、伊賀守殿、條理に就くとは如何、公云先に申せし如く、此際橋公眞に御自反ありて、幕威を去り、國家の大事は、一々有名の諸侯に議する事とせられ、然る上勝安房をして、薩に説かしめられなば、薩は必悦服して、我用をなすべきなり、伊賀守殿云、長州の事は、勝も此儘にては局を結びがたしと云へり、到底一當あてたる後、寛大の御處置になりて然るべき歟、公答、御同意なり、拙者も一當の後と存するなり、しかし是も諸侯に議せられし上なるべし、尤薩州用をなす事とならば、大旆を進めらるるにも及ばず、勝に軍事を指揮せしめられても、局を結ぶべきなり、伊賀殿云、萬々御同意なれども、勝は橋公殊之外嫌はるゝ故、今日御意見を橋公に仰上られても、勝の事は、御控への方然るべし、

要するに薩の向背は、實に幕府の死命を制するものに幾かつた、

【五〇】 一橋慶喜長州大討込の計企 (一)

慶喜の對
長州意見

抑も一橋慶喜は、長州追討に對して、果して如何なる意見をも有したる乎、彼は長藩に一大打撃を加へ、幕府に對して異圖を懐く自餘諸大名の心肝を寒からしめ、之を機會に幕威を再振せんとする、所謂當時長州再征派の主張と同一であつた乎、今ま彼と松平春嶽との問答を掲ぐれば左の通りだ、

有志の心
總攬の要

公(松平春嶽)、方今天下四分五裂の勢を醸成せしが、御承知之如く、治亂は有志の者より起り候事故、今日御代替りに當り、先有志者の心を御總攬なさるが第一の肝要なり、薩の如き、速に御引入なくては、長州の上に、又一大長州を生ずべし、一橋殿、萬々御同意なり、扱長州は如何すべきや、公(春嶽)、先尊慮を伺ひ

長州打撃
の覺悟

たし、一橋殿、何分一當て大討込をする心得なり、兄は如何、公、一當あてらるゝ事は御同意なり、併是も諸侯集議御同意申上候後ならば、敵は一長州に止るべけれども、只今の所にては然るべからず、一橋殿、是も萬萬御同意なり。

以上の問答を見れば、一橋慶喜は宗家を相續すると同時に、長州に向つて、一大打撃を加へんとの下心あつたことは分明だ、何分一當て大討込をする心得なりとの一句は、如何に一橋慶喜が長州再征當分の目論見に執著しつゝあるかを知るに足らむ、尙ほ此の問答に關して、春嶽の觀察は、左の通りであつた。

扱此御談話の件々、大概公と一橋殿との御意見符合なりしが、最後の長州の事件は、諸侯集議云々を、一橋殿御同意とはありけれど、公は其御内心に繼續新政の初なれば、一際之功を立てんとの御冀望もあり、又幕下の兵を率て、長防の國境に臨みなば、諸侯も必ず憤發して、協力すべしとの御考案もある事と御察しありければ、大段の所都て御同意にて安心仕れり、併尙追而參申上る事もあるべしとて退坐せられき。

慶喜春嶽
多くは同
意

春嶽の長
速征反
對

以上の春嶽の觀察は、中らざるも、遠からざる可し、而して春嶽自身は寧ろ之を危みぬたること、亦た固より言ふ迄もなし。

果然一橋慶喜は、愈よ出陣に決し、其事に取り掛つた。

晦日(慶應三年七月)九つ時(正午)出陣、一橋殿之旅館を訪問せらる。此時一橋殿には、家茂將軍の喪を秘し、自ら御名代の任に當り、長防を追討せらるべしとすることなりしが、公(春嶽)素より其舉を非とせられたれば、去る二十七日一橋殿に御談話之時も、諸侯會同、衆議決定の上ならでは然るべからざる旨申上られ、又廿八日毛受鹿之助を、榎本亭造之許に遣はし、更に其旨を陳べさせられけれど、採用せらるべき模様なく、已に幕府より其事を、朝廷へ奏上ありて、朝廷よりも昨廿九日には、御沙汰の次第もあらせられしとのことなりければ、斯くては天下の大事徳川氏の危急、此上あるべからずとて、本日尙又旅館を訪問せられしなり。

此れを見ても、松平春嶽が、長州速征に反對のことは分明だ、而してその速征に、

慶喜朝廷
の打合せ
充分

一橋慶喜が逸りつゝあつたことが、又た分明だ。

扱て旅館(一橋慶喜の寓)に而、松平肥後守殿に、御逢ありしが、肥後守殿へ昨日朝廷より御沙汰ありし次第を尋ねられしに、昨日は拙者(松平容保)又は越中守(松平定教)伊賀守(板倉勝勝)の内を、御所より召さるゝ事と存せしに、左はなくて、中條左衛門督へ、御沙汰書を渡されたり、扱其御沙汰は、公方様御病氣追追重らせられ候に付而は、自然危篤に及候節は、慶喜へ相續申付度、且又長防次第に指迫候に付、名代として中納言出陣仕らせ度段、過日仰立られ候儀、聞召され候との御事なり、尤拙者共三人之内を召されざりしは、夜に入りし故、萬一人心にも指響くべきかとして、左衛門督へ御渡ありし由なりと答へられ

以上松平春嶽と松平容保との問答によりて、一橋側と朝廷との打合せは、十分出来上つたことが判知る。

【五一】 一橋慶喜長州大討込の計企 (二)

慶喜出征
覺悟

公(松平春嶽)又榎本享造に御逢ありて、昨日(慶應二年七月廿九日)朝廷より御相續及び御名代の御沙汰ありし由、肥後守殿(松平容保)より承りたり、中納言殿(一橋慶喜)には何日頃下阪せらるべきかと問はれしに、榎本云、五日之思召なれども、幕府にて準備行届かざる由故、多分十日或は十一日頃なるべきか、

滞阪は一兩日の思召なれば、藝州へ御著は廿日或は廿一日比ならん。此れは一橋慶喜の親近榎本享造の語る所、乃ち一橋慶喜は彌よ八月の下旬の初比には、藝州へ大旗を進むる覺悟であつた。

慶喜意氣
込

榎本又云、中納言殿今度は殊之外御簡易なる事にて、御荷物はランドセール三個のみ、一個にはフランクセット、モヘールを入れ、一個には著替を入れ、一個には時計其外手許要用之物品を入れ、又兵糧は士卒と共にせらるゝ御積りなり。

先づ以てすさまじき意氣込みだ。

山口進入
の覺悟

公(春嶽)問ふ、藝州御著之上は、御軍配之御見込は如何、榎本云、中納言殿は藝州地より、紀州殿は石州地より進まるゝ積り、又此節小野友五郎横濱に行、軍艦を買上げ、又長崎にても船を求めらるゝなり、兩方とも整ふべきよしなれば、從來御有合の御船を併はせ、海陸より合せ撃ち、必ず山口迄は攻入らるべき御覺悟なり。

以上にて一橋慶喜の所謂大討込(參照五〇)の内容が分明だ。

紀侯亦慶
喜推戴

又云、紀伊殿も大統領繼續は、中納言殿を望まれ、已に内々申立られたり、今度御名代御追討は、紀伊殿別して御欣悅の由。

此れは紀藩主徳川茂承も亦た一橋推戴者の一人であることを榎本が語つたのだ。

軍隊整理

又御尊骸(將軍家茂の遺骸)は、軍艦にて江戸へ還御なれども、矢張護衛の人なくしてはならざる故、此節還御の方と、中納言殿附の方と、御撰み分け最中なり。

御小姓御小納戸等は、只今夫々仰出されたり、又過日歩兵頭溝口伊勢守、騎兵頭貴志大隅守を大阪より呼上せられ、兩番を始め、大番諸物頭に至る迄、是迄之體裁を變革し、都て銃隊に編成せらるゝ筈なり、尤も軍事に適せざる者は尊骸の供奉に宛て、江戸に返し、未熟なるものは、大阪に於て、更に訓練し、追々戦地へ發遣せらるゝ筈、一橋附の者も同様にて、江戸へ返すものと、召連れらるゝ者とを分かたるゝ筈なり。

以上は所謂大討込の下準備を云ふ。

幕兵奮發

又兵卒は從來中納言殿へ附屬せられたるもの一大隊、大砲一座、一橋家にも二大隊、大砲二座、御床几廻り半大隊あり、其外に幕府の兵を合せて、只今の所は十三大隊なれども、追々は二十大隊、大砲十座(八十門)の由、中納言殿進發せられなば、諸藩も定めて奮起すべし、是迄幕府の兵は奮發せず、諸藩の兵のみを頼まれしが、今度は是に反し、藩兵は幕兵に應援の積りなりとて、頗る欣然の顔なりしが。

軍資金の不足

以上は榎本の語る所、之を見ても一橋慶喜の意中の存する所、以て知る可し。公又金は如何、榎本答、是には大に屏息仕り居る、併此節伊賀殿(板倉勝靜)御勘定奉行へ相談中なり、公云、相談もあるべけれど、幕府には金が無いと聞居るが定めて第一の困難なるべし、榎本云、何とか出来ぬ事はあるまじくと存せらるゝ云々なりき。

松平春嶽は更らに板倉閣老と左の問答をした。

橋公格別の奮發

公又伊賀守殿に御逢ありて、御相續の事、朝廷に於ても、聞召されし由、御同慶なり、扱過日征長の事は兎も角も、有志諸藩の心を攬るを先とせらるゝが肝要なるべしと申立置しが、是は如何なさる御見込なりや、伊賀守殿答、過日來之御意見は、重々御尤至極なり、去りながら當節長人石州藝州等の地を追々蠶食し、最早諸侯を召集して議せんとするも、其間合なき故、橋公には格別之御奮發にて、不日御追討發途の筈なり、公云、何日頃發途なさるべきか、伊賀守殿云、多分十日頃大阪を發し、廿日頃藝州著なるべし、尤御奏功之上は、有名之

諸侯を召集せらるべきなり、公云、左にては、過日來拙者より申立之趣とは、大相違なり、併是は拙者の管見なれば、橋公に必勝の御見認めある事ならば、強てとは申立がたし。

尙ほ春嶽は慶喜に直面して、板倉閣老と殆んど同様の問答をしてゐる。されば慶喜は萬事を差措き、兎も角も一大打撃を長軍に加へんと目論見たるものと察せらるゝ。

【五二】 一橋慶喜出征の節刀を賜はる

松平春嶽は、極力一橋慶喜の有力諸侯の會議を経ず、直ちに長州大討込を爲さんとするを諫止した。然も慶喜は頑として之を聴納しなかつた。而して八月四日には、薩藩の解兵建議に對し、參内の上、出征の意見を主張した。

慶喜參内
出征意見
上申

四日：今日德川中納言參内、國事御評議有之、旁參集如例、但内大臣(近衛忠房)、九條大納言、柳原大納言、廣橋大納言等不參、未半(午後三時)召御前長征議論有之、如去月廿九日申張之、然而於叡慮長州解兵何國迄も御不承知、且來八日一橋御暇參内被仰出、然上者不能是非之間、不可申所存旨申述之處、今日之儀者、内評之間、尙後刻一橋へ存分可及議論旨、殿下(關白二條齊敬)被示之事了退下、出御御學問所、殿下以下至兩役候御前、召一橋中納言、尙可致議論云々、仍雖無益所存申張、一橋問答及再三再四、人々無爲差論、仍黃昏皆退下。

此れは議奏正親町三條實愛の記する所、彼は固より征長反對論者の一人であつたが、如何に一橋慶喜の所謂大討込の意氣込が強かつたかは、此れにて察せらるゝ、尙ほ朝彦親王御日記にも左の如く掲げてある。

慶喜主張強硬

四日未下刻(午後三時)令伺公畢、内公(近衛忠房)不參、九條正忌引籠也、其餘は伺公候、從關白尋問は、叡慮の處如何、且朝議の處、伺度旨申上候節は何と御返答被成と談に付、兩役所存御尋、於御前御聞取の方と衆議決候故、御前御願の處、

被召衆議候處、異論は不相替、山階宮、正親町三條等也、異論の者は、中納言(慶喜)幾邊成共尋問候様談に決し候事。

於御學問所、關關白、右公(右大臣德大寺公純)、一條左大將、典子、山階宮、議奏等也、端に武傳兩卿(野宮定功、飛鳥井雅典)如先段衆論有之、委細中納言辯解、其後黒フチ迄相すすみ、尤それ迄も中段にすすみ居候、解兵の儀不宜旨、勅語拜伏、則一同奉命候事。

此の如く一橋慶喜が、執拗にも、出征を主張したるは、果して何等か自から恃む所あつてのこと乎、果して何等か確乎たる信念ありてのこと乎、八月八日には、彼は愈よ參内して、出征の御暇乞を申上げた、朝彦親王御日記に曰く、

慶喜御暇參内

八月八日一橋中納言、此度防長爲征討下向、仍今日御暇參内候、於小御所御對面、天盃等賜之、其後於御學問所御對面、其節は關白始兩役迄中下段に伺公候、勅語被爲在候に付、中段之從、北半疊迄進御、したしく御沙汰の事、直様中段しききはにて平伏、御入かは迄退候節、從武傳御沙汰書、且賜御劔(名眞守)、平伏退

御劔を賜はる

出之事。右に付七社七寺御祈被仰出に御治定之事。之を見れば、其の仰山の様子が想ひやらるゝ。

尙ほ此事に就て、中山忠能は、左の如く記してゐる。

八月八日甲午、一橋中納言參内之旨也、長伐御暇之由、長征早可奏成功被仰賜御劍由。

と記して、更らに左の如く著語してゐる。

准節刀歟。又如水戸中納言之違勅可成行哉。可笑、可笑。

と、中山は固より再征反對論者の一人である。

御劍眞守一腰於御學問所賜之由也。

と記し、更らに左の如く著語してゐる。

寶曆頃より御相傳之劍也。可惜如此無名之師、重賞何之爲乎。

と、反對論者から見れば、正さに此の通りであつたらう。

然も一橋慶喜が、宗家相續と同時に、直ちに戎衣を著けて、戦地に向はんと意

味方千鈞の重さ

氣込は、其の味方に取りては、千鈞の重きを爲したものと察せらるゝ。

松平春嶽慶喜宛狀

一輪奉謹啓候。秋冷増加候處、先以尊卿愈御安泰被成御座、就中昨日御暇參内、無御滯被爲濟候由、重疊奉恭賀候。扱は過日來毎々犯威嚴區々之愚衷拜陳仕候處、更に御採用被成下候御驗無之、近々御下坂御出陣之御様子相伺、誠に以無是非次第、乍恐徳川家之御大事相極候様と、悲嘆泣血之至に御座候。尙熟考仕候處、兎に角今般御相續にも可相成折柄、尊卿御自反被爲在、先群牧之公儀に御從被成候筋御立不被成候而ては、衰世御挽回之期は決して有之間敷と奉存候。於慶永は、此見込より外に、皇朝への御爲、照祖始への忠孝は無御座と存詰候儀に御座候間、いつ迄も此見込を以、諸事踐行仕候。兼而御聞置可被成下候。今明日之内御暇乞旁、拜趨相願、尙又愚意謹陳仕度と奉存候得共、頃日賤恙罷在、不本意之至、殘懷不膏奉存候。尙又山川之瘴癘御厭被爲在、度奉伏念候。先は右申上度如、此御座候。恐惶謹言。

八月九日

〔續再夢紀事〕

第九章 一橋慶喜出征中止

【五三】 一橋慶喜進發を見合はず

進軍延期
申出

一切の反對論を押し切り、八月八日參内の上天盃を賜はり、節刀を賜はり、剩へ七社七寺の祈禱さへも賜はり、今は彌よ大旗を進め、長州大討込の目的を達せんとする刹那に於て、一橋慶喜は、進軍延期を申し出でた。此れは實に意外千萬の事にて、一橋慶喜の味方に取りては、尋常ならざる失望を與へた。

朝彦親王御日記に曰く、
八月十四日庚子 關白(二條齊敬)使高島右衛門參る。右は一橋あく迄強情申張、出陣の處延引、本家相續、且大樹危篤發覺、右に付兵事暫見合候様、併從彼戰ば、速に可討入旨の御沙汰書内願候、尤原市之進使の由。
此れは二條關白より、賀陽宮への使者の口上だ。

朝彦親王
當惑

同人噫實以不當千萬、關白予兩人如何可致哉、何共分兼、苦心此事也、今日御評議被催候旨も、内咄候也。

朝彦親王にも、如何に當惑せられたであらうか、前文を見れば、言外に看取せらるゝ。

申上刻(午後四時頃)伺公、右(德大寺公純)内(近衛忠房)、左大(一條實良)、九條、關(三條齊敬)予等也、山階不參、正三(正親町三條實愛)長斷の由也。

味の外の
御氣色

關白より内談、个條は今朝の書面類は表向披露は無之、只々小倉表の不都合、熊藩(熊本藩)以下引拂一條言上計、一橋内願の通は、關白予兩人にて、内々引殘言上候處、殊の外の御氣色、兩人恐入候次第、内願の旨難被遊、御採用、當月四日於御學問所、衆議の節、一橋中納言え御沙汰通可相運旨、以宸翰關白え直様被出、兩人先々安心、是にて從關白說得可仕道も有之、退出後早々中納言(一橋慶喜)へ可申通言上の事、兩人は亥刻(午後十時)頃退出。

元來一橋慶喜から、今更ら、兵事暫見合候様との御沙汰書の下付を内願するな

止戰沙汰
書拜受願

ど、主上に於せられては、定めて意外千萬と思召されたであらう、殊の外の御氣色とあるを見れば、如何に逆鱗遊ばされたか、想ひやらるゝ、而して其の逆鱗は、寔とに當然の逆鱗と申さねばならぬ。

十五日辛丑 關白え十四日給候御主意如何に候哉及尋問候、尤唯今一橋入來の旨申來候得共、相斷候、仍及尋問候旨申入る、返事に強情に中納言見込通相願度旨押して申入候由、不得止明日御評議伺候由返書也。

此の如く一橋慶喜は、今更ら厚顔にも、押して其の内願通り、止戰の御沙汰書を拜せんと、關白まで申込んだ。

延引願主
意

十六日壬寅 一橋中納言より、以原市之進、今朝武傳迄差出候書面持參、主意は此度出陣之儀相願候處御聞届、然所九州勢解兵に相成候上は、見とめ無之候故、暫延引の願也、別紙有之候事。

願出許可

例刻參内、右府(德大寺公純)以下一同也、關白より一同え斷、四日御評議の節、山階宮說一橋やぶり、今日山階宮の説通り被行、其節山階宮說を押して申聞候へ

ば宜所誠に不念恐入候次第、分て斷故、一同より關白取計にては無之旨答、且予は扶助の邊にて同斷の事也。仍中納言願通被聞食候方と治定候也。一橋被召御推問の處、於小御所御透聞也。其後一同被召御前伺公、先右邊に治定に相成候事、戌刻(午後八時)頃一同退出也。

惟ふに二條關白も、今更ら面目無かつたであらう。去る四日の評定に山階宮の説を聞けばよかつたが、その節はそれを排斥し、今日となりて其説通りに改める次第、何とも申譯なき次第と平らあやまりにあやまりたるものであらう。併し關白と賀陽宮とは、飽迄一橋支持であつたから、遂ひに其通りに治定せられたものと察せらるゝ。

【五四】 出征見合せの理由

延期上表 抑も一橋慶喜が、突如として出征延期を申し出でたのは、如何なる動機乎、如何なる理由乎、彼が上表は則ち左の通りだ。

私儀大樹爲名代出陣之儀、被聞食、此程賜御暇不日發途可仕奉存候處、大樹病體追々差重候趣、諸藩一統傳聞仕候故にも可有之哉、九州筋俄に解兵に及び兼て爲指揮出張罷在候小笠原壹岐守儀も、引揚歸阪可仕段申越候、私儀長征之大任素より行届不申、堅く御斷も可申上之處、目前之急務國家御安危之堺と奉存候に付、其分を不測、一身に引受勉強仕候心得に御座候處、前段之事勢に立至り、諸藩引揚候上は、兼て言上仕候通り、薄力菲材之私此上諸藩之指揮、所詮無覺東、尙又諸藩に於ても、兼て之御趣意も御座候折柄、俄に解兵仕候上は、必定夫々之見据も可有御座、就ては此場に於て、急速諸藩呼集、銘々見込も得と承り届、利害得失論定之上、天下公論之歸著を以て、進退可仕奉存候、私儀是迄格別之御寵恩を以、厚き蒙御沙汰出陣に臨み、今更右様之儀、言上仕候は朝廷へ奉對、實に恐懼千萬奉存候得共、此上御大事を誤候ては、尙々恐入奉存

突然變更の理由

候に付、至情難默止言上仕候。此段何卒寛大之思食を以、微衷之程、宜敷被爲聞召分、御許容之御沙汰被成下候様奉願候。前件之次第、畢竟諸事不行届より差起候儀と、私に於て奉恐入候。依之謹で罪を闕下に奉、竝候誠恐誠惶頓首謹言。果して此の通りでありとすれば、殆んど一點一畫も、松平春嶽の意見と相違がない。果して然らば一橋慶喜は、何故に當初春嶽が繰り返し捲き返し、苦説懇談したるを聴き容れずして、強ひて所謂の大討込を申し張り、而してその爲めに參内し、出陣の御暇乞をも申上げ、天盃を賜はり、節刀を賜はり、七社七寺の祈禱さへも忝くしたる後に於て、斯く中止を申し出でたる乎。それは果して九州に於ける敗報を受取り、その爲めに意氣を沮喪したる乎。將た他に理由ある乎。何れにしても、彼が此の場合に於ける變更は、決して彼の重きを爲し、彼の信用を厚くする所以では無かつた。

續愚林記記事

乃ち正親町三條實愛の續愚林記に曰く、
十七日癸卯（慶應二年八月）内田仲之助（薩藩）爲常陸宮内使來面談。昨日一橋

追々天下形勢相變

中納言板倉伊賀守等參内、長州征伐非機會之條、九州筋初諸藩人情、宇内形勢追々悔悟、過日常陸宮（山階宮是親王）子等議論之時、猶主張可討之說、其後御暇參内、賜御劍等之上、及今日反覆雖慚懼之至、不能是非之間、及嘆訴、此上者大樹薨去、早々表發之上、長州解兵、召集大小列侯、天下公論歸著之處、可致處置、於徳川氏年來失體改正、唯此上者以天下人心、天下政道可相行、此段被聞食度申上、段々御評議之上、被許容之旨、自餘此間事件枝葉之儀等、精微被示越之。

以上は薩藩士内田仲之助が、常陸宮の使者として、正親町三條實愛へ、八月十六日一橋、板倉等の參内、同人等よりの申請、それに就て朝議の顛末を報せしめたることを云ふ。

去月以來度々予及議論、殊去四日於御前、一橋中納言與再三問答議論之處、彼黃門不相服、加之解兵不可然、何國迄も不可解旨有論命。然上者無力閉口之處、追々天下形勢相變、及今日如此、每事慨嘆之至也。

此れは同人の著語だ。如何にも當然の中分である。

將軍進止
不埒千萬

尙ほ中山忠能の日記に曰く、

八月十八日甲辰 一橋中納言長征主張、自去廿八九日(慶應二年七月)頃、四日朝議等にも強情申張廣言、既八日御暇、尙蒙綸言賜御劍(眞守其趣、同前節刀)之處、十日以來九州口之次第、且小笠原壹岐守通歸之次第等、追々注進、依之俄變策、朝廷へ御理(長征御理)以一紙申上由、寔輕舉親夷(此れは征夷の反語)將軍之進止、甚以不埒千萬也。表裏反掌之儀、自由言上、朝廷一言無御不審、總依請免許、危世之至、可嘆。

一橋慶喜の變更に就き、不埒千萬の一句を以て斷ず、此れは慶喜其人に取りても、甘受するの外はあるまい。要するに如何なる理由あるにせよ、其の重なる一は、九州に於ける敗報が、強情なる慶喜をして、猝かに其の心機を一轉せしめたものであらう。

二條齊敬朝彦親王宛狀

先時□芳翰給、畏令拜誦候。如來命秋冷之節、愈御安全令恐壽候。抑過刻御傳達にて御相談申入候御守衛一件御得意成給候旨、畏承候。且又河村(河村惠十郎か)之處御尋候趣、右は矢盡供に相成候由に候。互細は後より可申入と存候。將久徳之處大に強申上候に付、御困り之由令恐察候。復只今一橋より使を以、内々不取敢申越候には、明日出立之處、此程の大洪水にて、逆も兵器運送難出來候旨、其儀に付、今朝板倉伊賀守外用相兼罷登候間、不得止、暫延引致候由、先は内々申越候。尤未表向明日出立之儀は、傳奏之方へは不申立、内々御座候由にて、内密尊公限り御合申入置度、義唯今承候間、明日晝後、家來差出、極々秘々に可申入と存候。御合置希入候。來人中不能御酬、不都合御理申入度如、此候也。恐々謹言。

八月十一日

尙々此時氣隨分、御用心、祈候也。

(上封) 拜復

御投丙、極秘々

齊敬

〔久通宮文書〕

【五五】薩藩より長州再征反對の建議書を

提出す(一)

薩藩の征
長反對

長州再征は、一般に不人氣であつた幕府及び其の周邊の二三藩以外には、概して不人氣であつた。然も其中にて公然反對の意見を發表したのは、實に薩藩であつた。薩藩が再征に就き、幕命に應じて出兵を拒絶したる顛末は、既記の通りであつた〔參照 五九冊七四―八四〕。此には幕府も全く手を焼いたが、今更ら致方も無かつた。然るに薩藩では、嘗だに自から出兵を拒絶するを以て足れりとせず、更らに積極的に出兵反對の意見を具して朝幕に肉薄した。議奏正親町三條實愛の日記に曰く、

建議書内
見

七月二十日丙子 薩藩士内田仲之助來面談、今度朝廷へ建議申上度に付、案文内見之儀願申度、修理大夫(薩藩主島津茂久)申付由申之、案文出之披見之處、

皇國治亂之際、安危之堺、盡事理、尤至言確論也。於予同心、從來所苦心暗合也。仍無異議、旨答示了。

提出動機

とある。而して其の所謂る建議書提出の動機及び建議書なるものは左の如し。七月二十日近臣伊地知某を京師に遣し、書を二條關白に上り、再討の非なるを論じ、寛大の詔を下されんことを請ふ。幕府出兵を我に促す。二公(久光、茂久)素より非擧となす、乃ち之を黙止するに忍びず、故に是書を上る(島津久光公實紀)其文に曰く、

建議書本
文

方今内外大小の憂患、四方百出、實に皇國危急存亡、此時に可有御座、抑今日の形勢に推遷候儀、一朝一夕の根由に無御座、於幕府冠履倒置の儀、不少、就中十年來外夷御處置振より以往、天下人心痛怨、離叛の姿に相成、憂國の士、是が爲に非命に斃れ候者、數を不知、輔國の諸藩、國力を不顧、東西に奔走仕候次第、偏に皇運挽回の至誠を以て、聖朝を輔弼し、幕府を扶助し、藩屏の任を竭し度、下赤心に候處、幕府駕馭の術を失ひ候に付、憎怨私親採擇宜に不適候故、國是

幕府駕取
ふの術を失

一定衆議合論の場合に至り兼、悉く水泡畫餅と成行候儀、千載の遺憾に御座候。既一昨年來大亂の機相顯、屢干戈を動し、幾多の蒼生を殺し候上、眼前若州信州邊の天災、及び丹波大和の一揆、兵庫大阪、江戸の騷動、傳承仕候、即今兵庫大阪の儀、將軍家御在陣中、號令整肅、軍威四方に可輝の處、却て足本の卑商賤民の如き、嚴威を不憚、大法を犯し候儀、所謂民不堪命の苦情に出候事にて、不可忍次第に御座候。最早鎮定の形には候へ共、米價は勿論、諸色未曾有の騰貴にて、既に當年災旱水溢の憂も不被圖、此上兵端を開候ては、爭亂日に長じ、率土分崩不可救の勢に及候は案中にて、其時に當り、外患を受候節は、何を以て防禦可仕哉、是卑臣年來痛心慨嘆する所に御座候。

以上は一面幕府の失政を彈劾し、一面國內危急、上下困弊の現状を説く、如何にも剴切を極めてゐる。

善後措置
失機

然る處内政を變革し、皇國を起すの大策、一日も不可捨の急務にて、可有御座候へば、長防御征伐の儀、御取懸の儀には候へ共、既に一昨年悔悟謝罪の道相

立、尾張前大納言殿解兵の上、被遂奏聞候儀にて、其節引續、御所置振被仰渡候へば、奉謹承候儀案中に御座候處、時機を失ひ、朝廷寛大の御趣意に反し、御再討御進發と稱し、更に御出軍御不審筋、御糾明の處、御了解被爲在候由にて、忽ち本に復し、其裁許の名目を以て、尙大兵を國堺に臨ませ、御處置振被仰渡候儀、解兵後の御不審御晴不相成候ても、御再討の儀は、御解き不相成候ては、本に復し候儀實に不相顯、且不得止兵を用られ候御譯にも不奉伺候へば、假令奏上の上とは乍申、條理不相叶候故、乍恐其筋々承伏仕間敷。

此れは幕府の失計にて、善後の措置を做すべき好機を逸し、遂ひに無法にも再征の舉となりたる次第を云ひ、此れが爲めに長州も到底承伏はいたすまじくと斷じ、堂々幕府の非策を鳴らしてゐる。

【五六】薩藩より長州再征反對の建議書を

提出す(二)

大阪商民
不來幕命

前文兵庫大阪の商民共さへ其令を不忌程の事に候へば、數百年來譜代恩顧の長防士民の情義、尤無餘儀被察候處。

當時將軍家茂は、大阪滯在中であるに拘らず、尙ほ幕命を奉じない、況んや長防人士に於てをやだ。

歎願の筋をも、御採用不被爲在、御裁許の御沙汰相拒み候とて、則問罪の師被差向候は、相當の御處置共難申上、且又名代として出藝致候、穴戸備後介等、御不審被爲在候筋を以、幽閉被仰渡候儀、問罪の師の舉動に無之。

憤怒を起
さしむる
拙計

出師の理由無く、況んや名代を檻禁するをや。道理を以、御詰問の上、閉口して退去致候は、必ず國民も皆有罪事を可存譯

に御座候得共、却て口を開かざる様に仕向けられ候は、唯憤怨を起さしむる計の拙策に陥る而已ならず、是非曲直は不相立ものと、天下に布告致候譯に相當り、殊更防州大島郡への暴發は、海賊の所業に類し候儀、實以歎息の至に御座候。

是れ曲征伐せらるゝ長州にあらずして、征伐する幕府にある所以。

大亂惹起
の虞れ

今般の始末、防長の士民憤怨を懐く計に無之、大に天下の人心に關係可致譯にて、如何なる大亂に可立至哉、不被計事に御座候。

大亂惹起の虞れありだ。

假令可討之理有之候共、皇國の興亡に相關り候大難の時に臨み、可起の急務を置き、却て亡に陥るの道に被爲就候儀、實以絶言語奉恐入候儀に御座候間、假令征討の理由ありとするも、尙ほ天下大局の上から考慮して、其の緩急速徐を分別し、其の大小輕重を較量し、取捨せねばならぬ。

寛大天命
の請願

前條緩急大小の辯治亂興亡之機、朝議を以寛大の詔を被爲下、霈然の恩を被

爲施、持危扶顛の聖斷被爲在、視聽を四方に開き給ひ、天下の公議正評を盡し、諸政變革、武備興張、遠戎悅服、中興の功業を遂させられ、上御祖神の恩に報ひ、下蒼生塗炭の苦を被爲、救度御儀と奉存候。

是れ朝旨を以て、解兵の大命を下し給はんことを請願したるもの。

誠以重大の事件、卑賤愚智の小臣輕卒奉申上候儀、不當の重罪に候へ共、乍恐朝廷寛大の御趣意兼て奉伺候趣も有之、且小臣等拔群の聖恩を奉荷候へば、皇國御浮沈にも相懸り、切迫の機に當り、默止罷在候に不忍、冒万死、血涙涕泣言上仕候、誠恐、誠惶、謹言。

慶應二年七月九日

久 光
茂 久

則ち此の建議書が、二十日に至りて、二條關白の許まで、提出せられたのだ、尙ほ島津久光公紀に曰く

各藩に長
動、救解運

七月二十二日、是より先き、西郷吉之助、大久保一藏等、屢公卿に説くに、征長の非を以てす、長人亦藝人に因て、冤を訴へ哀を乞ふ、是日藩士檄を加賀以下三十一藩に傳へて、爲に之を救解するを謀る、備前、因幡、土佐の諸藩皆以て可とす、其檄に曰く、

別紙長防臣民弊藩へ依頼の儀有之、至情無餘儀、乍然今日の形行にては、取持候儀、不都合の姿に御座候得共、御互武門の通情、旁傍觀に堪兼、無據別紙相添御通達候間、御推量御承知可被下候、以上。

松平修理大夫内

内田仲之助

此の如く薩藩では防長士民の嘆願書を取り持ち、之を全國三十一藩に通達して、其の救解の音頭取りの役目を勤めた、而して其の所謂る別紙なるものは、則ち左の如し。

長防士民
の各藩宛

長防臣民泣血再拜、謹で諸藩明公閣下に白す。

第九章 五六 薩藩より長州再征反對の建議書を提出す (二)

主人多年勅旨を奉じ、台命に従ひ、東西奔走心力を竭され候處、奸邪蔽明、冤枉再生仰て天に號する所なく、俯て地に哭する所なく、今日の急に迫候事、君臣の不幸御憐察可被下候。然ども事既に爰に至り候ては最早冤枉を辯解も不仕、又哀號して御救援をも請奉らず、二州士民各臣子の分を盡し、死を以て主恩に報ひ、知己を千載の下に待ち、公論を百世の後に仰候外心中他事なく候。誓て奉對天朝、不遜の心底無之、鬼神照明森列、敢て赤心を披く所に御座候間、一樣暴舉の者と不被成御思様奉願候。且又弊國の存亡は、固より不論候處、弊國の事よりして、自然天下分裂の勢を開き、外夷之術中に陥り候様可相成哉と、是のみ遺憾に奉存候。就ては何卒諸明候力を戮せ心を同ふし、上天朝を奉戴し、下幕府を扶け、早く奸邪を誅鋤し、忠良を登庸し、天下をして正邪判然、名義相立ち、人心一致仕候様、御盡力有之度、右様無之ては、數年を不出して、遂に神州をして、外夷に棄與せられ候様相成候事必然奉存候間、深く御遠慮被爲在度、身外の至願、惟此一事に御座候。偏に御亮察被下度、泣血奉懇告候。頓首謹

言

長防士民中

如何に長州人士が、プロバガンダに長じてゐたかは、之を一讀しても分明だ。而して今や薩人の手によりて、此のプロバガンダが、天下に宣揚、廣布せらるることとなつた。時運の推移、以てトす可きだ。

〔五七〕 薩藩士の朝廷に對する出兵反對の運動

在京薩藩士の
輪提出

七月九日附島津久光、同茂久の建議書を、二十日二條關白に提出したる以前、上方に於ける薩藩代表者等は、四日附大阪留守居木場傳内の名によりて提出し

たる出兵反對の意見書に、更らに藩主の添翰を加へ、改めて之を朝廷に提出してゐる。その顛末は、朝彦親王御日記に斯く掲げてゐる。

七月九日乙丑 飛鳥井(武家傳奏)より以封中、明日伺公之儀申來る。右は薩州より、風聞有之候出兵斷矢張書面差出、且主人修理大夫口上添之由、右を御評議に付伺公申參る。然處關白(二條齊敷)不參、予是非出仕候様申參る。仍返書に關白不參幸故、如例一會、桑(一橋、會津、桑名)へ極秘にて被打合候後、御評議之方かと予存る旨、申遣、關白へ此邊被運候様、頼申入畢。

一、會、桑の勢力

此にて見れば、七月九日頃には、薩藩の出兵反對論が、彌よ其の頭首を朝廷の評議に出し來つたことが判知る。尙ほ、一會桑へ極秘にて被打合候後とあれば、如何に朝廷の評議にも、此の一橋、會津、桑名三人の意見が、基調を做してゐたか、判知る。柳原光愛の日記七月十一日附に、何分當時一橋中納言慶喜卿、松平肥後守容保朝臣之朝廷也、可歎可歎とあつたのは、正に一面の真相だ。

宮中不採用

十日丙寅 飛鳥井より封中到來、右は昨日申入候通、關白へ運候處、早三藩

薩士提出書返還に應ぜず

一、會、桑へ打合相濟、矢張於宮中は無採用、書面を御返し幕へ被爲任候事故、右邊の方、可然旨返答、此邊如何と尋問に付、關白殿同意の旨返書に及候也。此を以て見れば、賀陽宮、二條關白、一橋慶喜、松平容保、松平定敬の五人組は、當時朝幕の中樞神經であつたことが判知る。

十二日戊辰 從飛鳥井以封中薩の書取、昨夕返し候處、種々申立、天覽相成候様、押て願の旨、誠に困る由、内々申來、仍矢張予存寄にては被返候方と存る旨答畢。

薩士強頑、容易に其の提出書の返却に應ぜず。朝廷も頗る困却の狀を以て想ひ見る可しだ。

十三日己巳 從關白尋問个條……薩よりの書面不成、天覽、三藩(一、會、桑)え被廻候方かと存る旨、尋問に付可然と答畢。於御前御評議の个條……薩の建白、關白内談通に治定の事。

會津の力

此れにて見れば、朝議は殆んど一橋慶喜、松平容保等の意見によりて左右せら

れたることが判知る。而して如何に會津の力が朝廷に働らきつゝあつたかは、會津藩京詰公用方より、大阪同公用方へ當てたる七月二十三日附左の一書が、能く其の消息を語りてゐる。

薩士の頑張り

以手紙致啓上候。然ば薩州建白傳奏衆へ差出候處、御差戻に相成候處、同藩留守居容易に承知不仕、強情申募、終には天覽に相成候様御取計被下度旨申張候に付、御答に天覽に相成候筋に候はゞ、素より御受取相成候へ共、右御請取不相成筋之書を、天覽に入候儀は、必至と不相成旨被仰聞候へ共、左様に候はば、御内々たり共御覽に御入被下度、強て申張候付、尙衆議之上、可及答旨被仰聞、御歸しに相成候付、今日總御參内に相成候次第に候。如何に薩士が頑強に申張つたかは、之にて分明だ。

會藩申狀

然る處極内々と申ならば、無據事ならんと申御模様、に付、右様之事にては、必至と不相成候間、御嚴重に御返却被下候様仕度旨、小寺、野村（二人共會津藩士）一同殿下（二條關白）へ申上候處、左様に候はゞ、幕府に於て彌以右建白御差戻

に相成候はゞ、右之手順を以、御差戻に相成候様御取計相成候様可仕旨、高島（二條家諸大夫）申聞候趣に候間、此狀届次第至急に御運被下候様致度、尤右書面御差戻し相成候はゞ、急速御申越御座候様、此段態と時付を以申達度如此候、以上。

乃ち幕府が却下すれば、朝廷も却下するから、先づ幕府をして却下せしめよと云ふのである。

【五八】 征長に對する幕と薩

慶喜薩藩
出兵反對
の理由了
知

抑も薩藩が出兵反對に就ては、一橋慶喜は、自から其の理由あることを覺つてゐた。それは七月朔日、松平春嶽が、一橋慶喜と談話の際に、左の問答があることを見れば、分明だ。

七月朔日一橋中納言殿を訪問し夜五つ時(午後八時)歸邸せらる。……一橋殿云、薩の征長人數を出さぬは、其の事由ある事にて尤の事也。公(春嶽)云、如何の事由ある事かは、存せざれども、方今天下に布告して、問罪の師を向けられ、藩々各人數を出せるに、薩獨り出さず、拙生は兼て薩と懇意に致せども、此事は不當と存ずるなり。一橋殿云、此事には別に譯あり、先達而幕府に下されし太儀に思食云々の御書付は、肥後守(松平春保)と共に申立て、拵へたるなり。尹宮を始め、長の事は、此上尙又寛大にと思召由なれども、此上寛大と申事は、あるべくもあらず、よつて右の御書付を下さるゝことに拵へたるなり。夫を薩は近衛殿より聞て知り居る故、人數を出さぬ也。(續再夢紀事)

一會の沙汰書強壓申下

此れにて如何に一橋慶喜が己等の弱點を薩藩に見抜かれ、その爲めに出兵しない理由を自覺しつゝあるかを知るに足らむ、乃ち一橋と會津とは、遮二無二朝廷を要し、殆んど聖旨を矯めんばかりの強壓力もて、

大樹には長々滯阪、此上模様、寄進發にも可及、大儀に被思食候、速奏追討之

慶喜や、認識不足

功奉安宸襟様、討手之諸藩へも可申聞之旨御沙汰候事、

との御沙汰書を申し降したるものにて、薩には蚤とに近衛家の筋より、それを承知してゐるばかりでなく、その承知してゐることを、一橋慶喜は亦た承知してゐるのだ、併しながら一橋慶喜の如きも、薩の出兵反對には、より以上の理由あることを感知し得なかつた、而して賀陽宮の如きは、尤も認識不足であつた。

賀陽宮御親察

五日(慶應二年七月)伊藤友四郎(福井藩士)を賀陽宮に遣はさる、宮御逢あり、

伊藤、薩之征長に出兵せざるは如何なる事情ある事にやと伺ひしに、宮仰、是は大隅守(久光)修理大夫(茂久)には何も存寄なけれども、大久保一藏異議を懐き居るより起れる事なり、一昨年(元治元年)征長之時、大島吉之助周旋にて、謝罪に運びしを、其後再討となりし故、一藏國許にて、今度は自分周旋して、平和に至らしむべしと申立登阪しけれど、周旋行届かず、段々六ヶ敷なりし故、最早國許へ面目なく、又長州へも信を失ふ姿にて、進退茲に谷まり、此表限り種々に事を巧むなり、就ては大藏大輔(松平春嶽)殿をも欺くまじきに非ず、御

注意ありて然るべし。此間御面話をと申せしも、此事を告げん爲めなり。しかし一藏も憐むべき事なれば、何とか活路を與へたきものなり。伊藤答仰の趣、大藏大輔へ申聞候はん。

宮の觀察
御誤り

以上により見れば、宮は出兵反對の理由もて、單に大久保一藏其人の一身の面目上の事としてみ玉ふ様だ。此れは餘りに上すべりの觀察だ。薩の出兵反對は到底幕府と共に立つことの不可能なるを看破したるが爲めだ。一口に云へば最早幕府に見切りをつけたからのことだ。

薩藩幕府
へ呈書

尙ほ薩藩では朝廷へ建議書を上りたるばかりでなく、七月二十五日には、左の一書を幕府に提出した。

長防御征伐に付、出兵御斷之書面、從主人差出置候處、書面申立之趣は有之候へ共、寛大の御趣意を以、御處置相成候末、朝命遵奉不致、御奏聞の上、御沙汰の次第も有之、早々出兵、朝幕の御趣意相貫候様、御附札を以て被仰渡の趣、承知仕候。全體今度申立候趣意、防長御處置振之儀、條理反覆、本末顛倒、御征討之名

實不相立候故、既御達之趣も承知之上、恐入候へ共、於大義不得、止確定の旨趣を以て御斷申上候次第に御座候。不肖之弊邑には候へ共、是迄の御達振にて進退仕候ては、道理を曲げ阿從の場に相當り、天下後世之恥辱、且巍々然たる聖朝幕府の御盛徳にも相拘候儀と奉恐入候。乍恐天下萬人感戴仕、古今を相貫き、至公至平の御沙汰こそ、朝命幕令とも可奉申上候に付、是非命令の命令たる様被爲、在度赤心に御座候。就ては御征伐之筋合、判然相立、別段名分至當之御達不相成候ては、屹度御受難仕旨兼て主人申聞置候に付、再應申上候様、重役共申越候間申上候。以上。

此れは殆んど幕府に對して、正面から三十棒を打下したものだ。斯く迄薩藩から見限られつゝ、幕府は果して何事を做さんとしたる乎。

【五九】 一橋慶喜變更の影響

慶喜最初
の意氣

長州再征に正面から反對したのは薩藩であるが、自餘の大藩何れも不賛成、然らざれば極めて冷淡であり、其の親藩尾州は勿論、御家門の越前なども、反對であり、且つ朝廷に於ても、何れかと云へば寛典に傾かせられつゝあつたことは、聰明なる一橋慶喜は、百も承知の事であつた。然るに彼は百難を冒しても、長州へ大打撃を加へんと欲し、特に自から宗家を相續するにも此の一事を必須と信じ、その爲め八月四日は、參内して、群議を排して、斷然再征の已む可からざる所以を主張し、強めて朝議を纏めたのであつた。而して遂に八月八日出征の節刀をさへ下賜せられた(參照 五二)。此れは彼として大いに決心する所あつた爲めであらう。

中止沙汰
要請の因

然るに彼は小倉に於ける幕軍の敗報に接するや、頓に其の意氣を沮喪し、八月十四日に至りては、その中止の御沙汰書を要請した。其の事情及び理由は、既記

その惡結
果

の通りだ(參照 五三、五四)。此れが彼が宗家の相續者としての第一歩に、如何なる惡影響を來したる乎は、固より想像する迄もなきことだ。

公(一橋慶喜)既に出陣を中止し、征長の兵を解かんと決せられしものゝ、如何なる形式にて發表するかに苦心せられしが、遂に勅命を請ひて戦をも止め、諸大名をも召集せんとて、十三日密に二條關白に内請する所あり。十四日又原市之進を遣して、事情を陳せしむ。關白乃ち國事掛を召集して、會議せる後、賀陽宮と共に、之を奏上しけるに、御氣色惡しく、内願の旨は、御採用遊ばされ難し、速に當月四日の御沙汰の如く、追討の功を奏すべしとの勅諭なりければ、關白は即夜之を公に傳へたり。蓋し關白も賀陽宮も皆公の反覆に不滿なるのみならず、會桑二藩の入説も加はりたれば、故らに幕府の請を斥けたるなり(參照 五三、五四)。十五日公は松平越中守、板倉伊賀守を率ゐ、親しく關白を訪ひて申されけるやう、昨夜御沙汰の次第、誠に恐懼に堪へず、推返して申上げんは憚なきにあらねども、去る四日の頃は、未だ九州勢瓦解せざる以前な

參内勅許を得

關白賀陽宮不平

りしに、今日の形勢となりては、内外の事情につき憂慮すべき次第もあり、決して強請のみにあらずと内請し置き、十六日上書して九州解兵の事情を奏聞し、因りて暫らく進軍を止め、諸藩を會して爾後の方略を講せんことを請ひ、且謹みて罪を闕下に待つと奏上し給へり〔參照 五四〕

此日關白、山階宮、賀陽宮、近衛内大臣、一條實良、九條道孝、兩大納言等の國事掛相會して評定を開き、公も召に應じ、板倉伊賀守を帶同して、參内せらる。天皇には内々御透聞あり、公は九州表の形勢を陳べたる後、斯かる有様となりては、長州を征せんこと決して其機にあらず、されば速に故大樹の喪を發し、征長の兵を解き、大小名を召集して、天下公論の歸著する所によりて、進退せんとす。抑過日御暇乞として參内し、御劍をさへ賜はりしに、今日に及び反覆の言上は、慙懼の至ながら、皇國の爲、萬々已むを得ざる所なりと申されしに、天皇も已むを得給はず、遂に勅許あらせられたり〔參照 五四〕

されば關白も宮(賀陽宮)も中心には慊焉の情を抱き、人に對して不平を漏ら

したることも屢なり、此人々すら此の如くなれば、まして解兵を主張せる反對派の公卿は、口を極めて公を罵り、反節表裏朝廷を愚弄といへり。此感情は幕府の内部にも起り、會桑、二藩士の輩に至りては、憚もなく謗議しければ、肥後守、越中守も亦制すること能はざりき〔徳川慶喜公傳〕

以上は能く事情を曲盡してゐる。然も此の如き四面困難の重圍に陥りたる、其の責任の一半は一橋慶喜の當然負ふ可きものであることは、勿論のことにして、云はゞ自業自得である。

松平容保の休兵反對

八月二日長兵等小倉を侵し、城主小笠原豊千代丸城を自燒して香春に遁れ、八日官軍悉く廣島に退くと。是に於て中納言征西の輒く功の奏し難きを慮り、俄に休兵を議す。我公大に之を不可とし、切に争ふと雖も、容られず。依つて十一日左の書を呈して所思を陳上す。

一 台慮御決定勅命を以て諸藩へ出兵被_レ仰付、粉骨を盡し候藩も有_レ之、或は城邑を失ひ候藩も有_レ之、然に、只今に至り御筋目違候儀無_レ之に、解兵被_レ仰出候而者、上天朝へ

御對し被遊、中は諸侯、下萬民へも信義不被爲立事。

一 奉命盡力之諸藩御見殺し被成、武道筋に於て如何可有之哉之事。
一 違勅を以て賊名を負候者に再勅出候而は、義賊不分明、忠否相亂、天下之耳目違亂致候事。

一 長賊休兵之勅に不應、長驅之勢に乗じ押寄候節に至り、諸藩へ進撃被仰付候共、一度情氣に相成候人衆致憤發候事有之間敷事。

一 是迄天幕之命に應じ攻掛り候諸藩へ、彼より復仇致候は、如何御處置被遊候哉之事。

一 諸侯上京、衆議を盡し候様被仰付候とも、是迄之御沙汰にも惑亂致候末、彼弊之極應命不致候は、再振起之根致斷絶候事。

一 假令致上京候共、彼弊之極事實再致出仕候事相成間敷事。應命出京候共、天理に反し候節に候へば、解兵當然之旨申立、或は申募り、朝廷御動搖被爲遊候節は、如何被遊哉之事。

一 於天前被仰立候件々悉く相反し、節刀をも賜り、御怒に被仰聞下候件々之次第、御申譯無之、勅諭御改と相成候は、是迄之所は皆僞勅と相成可申事。

一 前將軍様半途にして薨御被遊、御相續様、恣に御變革被遊候而ては、於御孝道御筋合如何哉之事。〔京都守護職始末〕

第十章 勝義邦の長州特派

【六〇】 將軍家茂の喪發表せらる

將軍發喪 慶應二年七月二十日午前七時浪華城中にて薨去したる、將軍家茂の喪は、八月二十日に至りて始めて發表せられた。

公方様御不例被成御座候處、御養生不被爲叶、今廿日卯上刻(午前六時)薨御被遊、奉絶言語候、中納言(一橋慶喜)様にも、不大形御愁傷之御事に候。乍去御機嫌被爲替候御事無之候間、此段相達候。

八月廿日

此れは在阪老中稻葉美濃守の名をもて發表したるもの。

兼而被仰出候通り、一橋中納言様御相續被遊、今日より上様と奉稱候。彌以て精勤を勵可申段被仰出之。

慶喜相續發表

八月廿日

此の如く一橋慶喜は、愈よ宗家を相續した問題は只だ彼が將軍職を相續する乎、否乎である。此の問題に就ては、當人である慶喜が、固辭したるばかりでなく、外間に於ても、多少の問題が残存したることは、二條關白が、八月十八日附にて、賀陽宮への復書が、やゝ其の消息を語りてゐる。

二條關白
發言困難

華章拜誦候…阪地旗下之士、中納言(一橋慶喜)遮て職(將軍職)之儀、固辭致候事、不平之模様、仍之指揮は請問敷、御見込旁、押て明日にも征夷職以、叡慮被仰出候方可然、御再考之趣御細示、何も承候。勿論當然之儀、御同意申入候得共、此儀は過日來毎度毎度下官及應接、其子細數度言上も致し、殿方へも數邊共儀申入候末に御座候間、下官より言上發言は實に大困苦御賢察希入候、外御方々より御主張に相成候は、誠に誠に重疊と存候。勿論決而決而異存にては、神以無御座候。吳々御賢察希入候。

此れは叡慮を以て、慶喜に將軍職仰せ出さるゝことには、決して異存は無いが、

大奥の慶
喜將軍
反對

二條關白より口を切るは、從來の行掛りもあり、這回は困難であるから、他の人より主張せられた方然る可しとの意味だ。

既に只今方迄一橋家來之者面會致居候、其節極々祕々に承候伊賀守(板倉勝重)手元迄幕府老女之中より密々申來候由、右は昨年大樹進發に付關東發足前に、奥向にて、大樹被申殘居候趣、何分長征出陣之事故、自然異變有之候節は、幕府相續は、田安幼主龜丸(龜之助)とか申人へ、相續可爲致、一橋は決而決而不宜、旨被申殘候間、當節差向候處は無致方ながら、防長相濟候上は、何れ共田安に可致旨、伊賀手元迄、内密城之老女より申越候儀、内々先時申越候に付、右手紙寫明日拙方へ内々爲見候様申付置候位之事に御座候、存外之内模様も御座候得ば、尙以決而決而御請は難出來儀と存候。併此儀は尊公限り決而決而御他言無之様希入候。尙又寫入手候は、可入貴覽候。

此の如く幕府大奥にては、將軍家茂の遺言を奉じて、一橋慶喜の相續に反對し、徳川龜之助(家連)に相續せしめんと希望あれば、一橋が將軍職の相續を固辭

關白の配

するも、良とに已むを得ざる次第であるとの意味である。
東西共に幕府旗下未々迄、二つにも三つにも心々に紛亂無相違、種々説々立候は必然、其上軍中同様之時節故、相互に離間説入次第、銘々人心之迷候様に致掛候は、亂世之習、實に恐入候世中に相成候。尙御賢考々々希入候。浪花にも尊公唯今御示之説は、初て承候。右之裏之説、昨日外より内々承候。
此れは二條關白が、幕府の内情に付、其の心配の旨を披瀝したるもの、尙ほ朝彦親王の御日記に、前文と相ひ照應するものがある。曰く、

朝彦親王
又蘇事親王

十八日(慶應二年八月)

一 關白え是非々々將軍職に被補候様申入る。○返書に將軍職の義は關白より申出難旨、予成共申出候様と示。且江戸老女より伊賀守え申越候一件に付ても、御請申間敷存る旨示也。六ヶ敷事、六ヶ敷事、カナシ、カナシとある。

【六一】 一橋慶喜將軍職相續と征長解兵

幕府の慶
喜相續運

尙ほ將軍職相續に付ては、幕府筋より朝廷への内々運動ありたる次第は、八月十九日付二條關白より國事掛の一人一條實良へ當てたる左の一書が、能く之を語りてゐる。

先刻伊賀守より(老中板倉勝靜)内々急使を以願出候。今日一橋へ被達候政務筋御書取之中へ、前將軍同様と申五字丈、御書加に歎願致度申出候。

此の五字が、所謂一字千鈞だ。

慶喜不承
諾

此儀は過日初之草稿には、其通りにて御座候得共、中納言遮て不承伏に付、軽く認に相成居り候譯故。

最初の草案には、前將軍同様の五字があつたのだ。然るに一橋慶喜其人の註文にて、此れは削除せられたのだ。

傳奏より之達し未無之中ならば、精々勘考可致ながら、自然達し跡に相成り

候上は、夫迄と心得候様、申答置候、右様火急之無據次第故、殿方へも御相談申候間、無之、此儀は傳奏へ申遣し、御時宜被、伺定候様申入置候間、此儀も早々申入置候。

再度削除
再挿入

とあれば、一度は削除したるものを、更らに挿入することとなつたものと察せらるゝ、乃ち朝彦親王御日記にも、

十九日

一 一橋え打合置候處、唯今返答候故、右府公(徳大寺公純)以下御相談に順達候故、左に承知候様示、今日御達の御書取の中え前將軍同様と申五字書加に相成候様、伊賀(板倉勝靜)始より願に付、其邊に取計候旨示也、伊賀迄内々申越候、老女書面寫被廻畢。

とある。此の如くして左の御沙汰書は、八月十九日付にて發表せられた。

朝廷御沙
汰書

二十日 昨日被仰出

徳川中納言

今度致相續候に付ては、兼て言上之趣も有之候得共、前將軍同様厚御依頼被遊候間、政務筋是迄之通り被扱候様、可相心得旨御沙汰候事。

此れは十九日付にて、大樹公所勞之所、不被勝被及危篤候旨在、阪年寄共より申越候間、申進候と、所司代松平越中守(定數)より、武家傳奏へ通知したから、直ちに前文の通り仰せ出されたる次第であつた。

家茂の一
切を相續

されば當初一橋慶喜より、宗家は相續するも、將軍職は御免を蒙るなどと、彼是の文句を捏ねたるに拘らず、前掲の御沙汰書にて、一切を皆濟して、彼は二十日よりして上様と稱せられ、將軍家茂の一切を相續することとなつた、而して八月二十二日を以て、姑らく征長の兵を解かしむることとなつた。

征長解兵
御沙汰

大樹薨去、上下哀情之程も、御察被遊候に付、暫時兵事見合候様可致旨、御沙汰候、就ては長防に於て、隣境侵掠之地、早々引拂鎮定罷在候様、可取計事、別紙之通申達し、自然長防に於て、背命候はゞ、早々討入候様可致事。

紀伊中納言

爲前軍總督出陣之處、度々及奮戰、諸藩指揮も行届候由被聞召、御満足之事候、殊に長々滯陣之段、大儀に思召候。此上尙厚可有盡力旨、御沙汰候事。

但出陣之諸藩へも同様可達事。

長防切近之諸藩にも、尙精々盡力心得有之候様可達候事。

一切慶喜
方寸

此れが一切一橋慶喜より出でたることは、十九日付、二條關白より國事掛への傳達書中に、

抑別紙の様成、御沙汰書何卒被仰出度、一橋より申出候。右は此程中納言(一橋慶喜)參内之節、紀伊以下、不平に不相成様可取計被仰出も有之、旁宜く願度旨に候。

とあるを見ても分明だ、此の如くして幕府側では、愈よ兵を引き上ぐることもなつた。

【六二】 勝安房守を長州に使ひせしむ

勝任命の
因

徳川慶喜(此れより徳川と稱す)は、解兵の御沙汰書、未だ降下せざるに先ち、勝義邦を長州に遣はし、其事に従はしめた。

公(慶喜)は長藩の解兵に應せずして、幕府の體面を損せんことを慮り給ひ、板倉伊賀守、原市之進と謀り、八月十八日密旨を軍艦奉行勝安房守に授けて、長州に使せしむ。安房守は、嚮に神戸海軍操練所を監して、諸藩士を教諭したる縁故あり、薩長士以下諸知名の士の、彼の門下に列なる者尠からずして、名聲諸藩の間に重く、其上長州再征に反對し、解兵の急務を論じたる者なれば、最適任の使節として其選に當りたるなり。(徳川慶喜公傳)

慶喜、勝
關係

とは、慶喜の立場からの申分だ。元來慶喜が勝を好まなかつたことは、松平春嶽に向つて、板倉勝靜が、勝は橋公殊之外嫌はる、故、今日御意見を、橋公へ仰上られても、勝の事は御控への方然るべし(續再夢紀事)と云うたことで分明だ。然も

其の今日とは七月二十七日京都に於ける一橋慶喜の旅館にてであつた。然るに八月中旬に至りて、忽ち勝に長州使節を慶喜より委任したるは、抑も何故である乎。それは前記の通り勝が最適任者たるを認識したるが爲め乎。今ま海舟日記によりて其の顛末を記せんに、

原勝と小笠

十四日(慶應二年八月) 昨日聞く、一昨唐閣(小笠原壺岐守長行)長崎より富士船にて兵庫え著、直に上京ありしと、嗚呼唐津狎邪の小人、塚原、木下、小野、肥田、平山、其臣尾崎輩を信用して、終に邦内の一大事を來たし、小倉を追れ、長崎え遁れ、また再上京して、何等の言をいふや。此人の御所置にて、大私不公平の御政見るに足るべし、恐らくいまだ至正に出べからず、殿下(二條關白并□□、會津、桑名家、規模狭小にして、又加之、橋公の御附、原、梅澤の輩、私念盛なり、賢を妬し、能を憎みて敢て此際直言する者なし、微臣懇々切々として上言數章に及べども、反て是が爲に嫌忌せられ、路傍に擲たる。其後御所置あらかじめ知らるべきなり(中略)

勝呼出

以上は其言の當否は姑らく措き、勝其人が如何に徳川慶喜及び其の周邊に對して觀察を下しつゝ、あつたかを知るに足る。乃ち一言すれば、一橋及び其の周邊が勝を好まざるが如く、少くとも勝も亦た之を好まなかつたことが判知る。此夜(十四日)京都瀧川播磨、川勝美作より、一橋様並伊賀殿、小拙え被仰付、至急の御用向有之候間、不快に候とも、押て上京可致旨御用狀到來、曉刻出立す。但戸川伊豆え、右の趣相通置く。

上京命令の日時

とあれば勝使命の件は、一橋及び板倉老中の間に、既に十三日の夜には相談出來たものと察せねばならぬ。八月四日は一橋參内、群議を排して、出征を激説した。八月八日には出征御暇乞の參内をなし、天盃、節刀を賜はつた。八月十二日には愈よ進軍の日と定めた。八月十一日小倉口瓦解の報に接し、慶喜は忽ち變心して、出征見合、解兵の議を決し、十三日には二條關白に解兵の御沙汰書降下を内請した。惟ふに勝に大阪より上京を命じたるは、此れと殆んど同日時であつたものと察せらるゝ。

長防密使
命せらる

同十六日、會津家え、昨夜著の趣、且此度爲御用上京の件々申遣す。一橋殿え參館、夜に入御逢、長防え御内密御使の事、御沙汰有之、當節議論紛々、此日朝廷に被仰上の御事有之、忽ち御決定。

此の如くして八月十六日、勝は京都の一橋旅館にて、親しく一橋より長州への使命を授けられたのであつたことが判知る。

【六三】 勝安房守藝州に赴く

勝の承諾

勝の「斷腸之記」には、左の如く記してゐる。

慶應二年八月十五日、京師大監察瀧川播磨守より急狀來る。云ふ、至急の御用あり、病むといへども、おして上京爲すべき也と。余甚だ惑ふ。當地(大坂)滞在の閑老に至り、進退を問ふ、令して云ふ、速に命を奉ず可き也と。直に出發、十六日

晚前京師一橋公の御旅館に到る。公參内中なり。拂曉退朝、直に御前に召され、長州へ使す可きの命あり。余思惟す、是れ余が愚の能く爲すべきにあらずと。固辭甚だ力む、敢て命に應せず。公仰て曰く、これ我が申附るにあらず、實に勅命に因る也。辭する勿れと。爰に及て亦何をか云はむ、直に所存を記して上申す。皆可也との許しを得たり。余心中に決す。此行單騎生死他人の煩を爲すべからず。前將軍薨去の時、殉死に擬せば、何の恐れかあらむ。唯愧づ、力微才乏。恐らくは使命を辱めむ事をと。

一命を賭し奉命

日記と對照(參照六三)すれば、日時に小異同あるも、彼が奉使の覺悟は、恐らくは此の通りであつたであらう。即ち勝の立場からすれば、平生は我が意見を一切採用せず、我を任用せず、而して一たび大困難に際し、忽ち我を死地に赴かしめんとするは何事ぞ。是れ或は手を長人に假りて、我を殺さしむる手段ではない乎。然らざるも我を失敗せしめ、再び出世の出來ぬ様に仕向くるではない乎。萬一成功しても、賞賜の望は甚だ薄く、失敗せん乎、一命を失はざれば、一命を失ふ

ほどの厄難を來たすの虞れがある。寧ろ辭するに若かずと。然も勅命と云はれては、今更ら固辭す可きでなく、勝も彌よ一命を賭して、其命を奉じたものと察せらるゝ。

勝廣島著

同十九日(慶應二年八月)登城、上様(將軍家茂)御大切の事被仰出、同夜兵庫に下だる。

同二十一日、廣島著、御船用達中屋新助方え一泊。

紀伊殿、出羽守殿え參上、愚説皆聞かる。

藝士周旋

紀伊殿とあるは、征長總督徳川茂承、出羽殿とあるは水野出羽守忠誠のことだ。藝州御家老、野村帶刀、辻將曹(原註 帶刀は上阪の由)、用達寺尾清(生)十郎、上(植)田音(乙)次郎(原註 是等機密盡力する者)、藝藩澤英右衛門、中村熊藏來る。

當地の兵卒萎靡して振はず、議者多くして、悠々日を消すの勢あり。小吏此際猶舊轍を以て、萬事遲回す。

同二十三日 辻將曹へ岩國の使督責の事頼遣す。答に云、既に昨夕一書差立、

猶今晚使節同所迄遣候間、右の答次第、小拙出張に可及旨、委細申達せりと云、明石藩松村勇藏來る。

本日上様(將軍家茂)御大切の事表向御達有之、月代は追て御沙汰、普請鳴物は二十日より停止の旨被仰出。

織田氏來訪、明日歸阪の事相話す。川勝、瀧川え當地並山口えの通達、當太夫殊に盡力の旨申遣す。

此れにて見れば、藝藩では勝の使命を果たすことに就て、頗る周旋する所あつたことが判知る。

長兵節制

夜に入辻將曹、大守の使として來訪、猶當今の情實、内話有之、小拙出張は、明日まで見合可然旨申聞、是迄長人の戦争は、官軍向ふ處にあらざれば、敵對せず。且境界え出勢の時は、必らず當家(藩主淺野家)え其事を以て告げ、敢て猥に亂妨の事なし云々の内話あり。

如何に長兵が、節制の行き届き、且つ藝藩に對して、周到の注意を效したるかは、

之を以ても分明だ。

募兵歸る
を思ふ

同二十四日 岩橋轍輔(紀藩)來る。聞く、津田監物、京師にて殿下(二條關白)え周旋し、紀伊殿え節刀賜はるべき義を願ひ、或は一橋様御出陣の事を以て、頻りに御催申上たりしが、此事當地(廣島)え聞へ、呼下の命あり、然るに其事に到らず、諸方開合而已にて、周旋の事も固く止められたりと云、當地の諸藩、内情一致せず、萎靡して休兵の事而已希ふと云。

明石家の留守居松村勇藏來る。同家も困迫更に甚敷、兵は引去の事を希ふのみ也と、辻より書通有之、多分今夕は岩國迄の使歸り可申云々。此れにて如何に幕府側の兵氣の甚だ不振であつたか、判知る。

【六四】 宮島に於ける勝安房守

宮島に渡
る

徳川慶喜の内命を受け、長州に使ひしたる勝安房守は、八月十九日大阪を發し、二十一日廣島藩を介して、長州に入る手續をしたが、容易に果敢どらず、二十五日に至りて、漸く藝州宮島に渡ることとなつた。

八月廿五日 廣島より宮島え渡海。昨岩國え使せし者歸島、云、岩國人何分山口よりの返答有之上、出張の事希ふこと切なり。何分國家の大事、岩國一己の所存を以て、接對せし後、輕輩暴舉の事あらば、宗藩え對し申譯なく、且天下の批判如何共爲すべからず云々。

岩國では斯く掛念したのも、當然のことであらう。

野の註文

此夜再び植田(乙次郎)生を以て岩國え遣す。小拙(勝)より同家の用人安達十郎右衛門え、出張の大意申遣す。且口上を示して云、此度衆議御採用御所置に及ばむとす。我奉命して、其旨趣を達す。別に他事に涉るにあらず。且其國民頑強、我に對して盲動し、放發或は暗殺の事あるも、決して厭ふ所にあらず。我是等を以て、其國論と爲さず。其他旅宿道路の手當等に到ては、無禮あるが如きは、い

勝の自信

さ、か我が意とせざる所、戦闘使節の禮を以て扱はむも、我が恐るゝ所にあらざ、其望む所、國論誠意を以て包含なく、決答を聞かん而已。此れが勝の要望である。此れが勝の注文である。

從來使節の往來、藝人の手を借るゆへに、我が示意達せず、其國の趣旨も貫徹せざるものある歟。此ゆへに、我が獨歩、直に其國內に到り、眼前論談に及ばず、彼此の意貫きて通せざる患なく、錯誤の恐なからむ歟と云々。此れが勝の自から獨歩、進んで死地に踏み込むをも敢て辭せざらんとする所以。

宮島殺氣

同二十六日 宮島の地勢を見る、長州の間牒、此地に在るを察す、また輕輩負銃して、二三十人宛渡海し、彼是往來、其形象を見る、傑然たる殺氣あり、我を見れば銃を手にし、頗る我が舉動を伺ふ、我平心を以て敢て拒まず、また恐るゝの意なし、彼もまたあへてみだりに手をくださず。

殺氣は當然のこと、幕使としては曩きには中禰市之丞一行の暗殺せらるゝ、あ

岩國勝の
入國不承
諾

り、勝其人の一身上の危険は思ひやらるゝ、その爲め岩國でも容易に勝の入國を承知しなかつたのだ。

同二十七日 此夜植田生歸島、聞く、岩國にて我が押出張を恐れ、海濱著の節、乗船せし哉と疑ひ、植田生が上陸を免さず、彼是問答半日を過ぎたり、是此國舊來宗藩え對し、周旋の事悉く失機而已成りしゆへ、深く懲る所あり、且今度の舉に於て、輕忽あらば、失策手を措く所なきを恐れ、百方して山口の答を待たしめむとするに因る。

岩國でも周旋では随分苦がき經驗を嘗めてゐる。今更ら今日となりて、之を繰り返すことは、尤も自から好まざる所であつた。

會見場所
今津と決
定

其後役々出張、植田に此趣旨を申譯すと、此日また山口より去る二十二日通じたる書狀の返答、岩國え到來、當晦日迄に、兩三輩、機密の臣出張の旨申越、其應對すべきの場所を談ず、植田生決て周防今津の地可然と云、彼また承伏、直に歸島、且使に屬して山口家老より、因備、並濱田え送る書狀を持參す、其書狀

寫各一通、藝州え爲心得送る者あり、内見各一通を寫さしめ、並應對晦日に取極の事共其情實を以て、川勝、瀧川、織田氏え出狀。
此の如く八月晦日、山口より數輩機密の臣が出張して、會見の事が略ぼ定つた場所、周防今津と云ふことであつた。所謂る機密の臣とは何人である乎、而して彼より談ずる所は、何事である乎、相手は天にも地にも勝安房守一人だ。

〔六五〕 宮島を談判地と爲す

勝安房守が、宮島より川勝、瀧川、織田の三人當にて申送りたる書狀は左の通りだ。

長藩交渉報告

扱過日市藏殿(織田)御歸阪(廣島より)の砌申上候通、追々手順も相立候に付、二十六日嚴島迄出張、即夜鯨船にて岩國表え可能越旨、藝藩士を以申遣候所、岩

國にては從來の周旋悉く行違、今又宗家の大事を以て、私に取計候事難出來。趣にて、大に困却、何分山口へ申遣候返答相待ち、出張いたし吳候様頻に申聞候由、然共其意中相拒候氣味は無之、唯々宗家を憚、萬事其指令に應候迄に候趣ゆへ、とても果々敷は談判整ひ申問敷と心痛仕候處、廿七日山口え藝藩人より私出張の事相通候書狀返答到來、彌晦日迄に(去る廿一日藝藩より出狀、廿二日岩國著、廿三日急飛にて山口著、右返書廿五日同所差立)機密に關候者岩國え出張、面談可致旨に御座候。依之私儀同日周防今津迄出張可致と、使の者約束仕候。且差遣候使の者え相附し、長藩士より因幡、濱田え相送る書狀届方相頼候由にて持參、宮島え廿七日深夜歸參候。且書狀寫一通宛、長人より藝州へも送候事故、内々一見、大急にて爲寫候間、御心得迄に御送り申上候。

以上もて能く勝の廣島到着以來、長藩と交渉したる顛末の約略が判知る。

嚴島より差遣候使の者(植田乙次郎)相話候は、吉川家、私門生の内、當節用人機密に預り候者も有之、右の内話にては、此度宗家より出張の者共、是迄の顛末

勝の決心

嚴敷私え申談候心得の由故、内々其心得にて出張可致と申聞候、是等は尤可然哉と奉存候。彼が心裡、且公邊の御旨趣も、貫徹不致、中間に其情を訴ふる事不能候所より、紛擾も相生、彼此の情實隔絶に及候事故、此度は彼も可然輩出張、是等申談候義と奉存候。唯々何様論談申出候共、今度の御趣意、明に申聞候はゞ、彼も判然了解可仕候。何れにも必らず相解候事と奉存候。其上品に寄候はゞ、山口表え罷越、飽まで盛大の御趣意貫徹可爲致覺悟に御座候。此度は國家の一大事、且加ふるに道路隔候間、萬事手間取れ候には、困入申候。乍去今十五六日も掛り候はゞ、相辨可申哉と奉存候。是迄手順仕候に、彼是十日程の消日と相成申候。此段可然被仰上置奉願候。

八月二十八日朝

勝大處より達觀

長州側でも頗る意氣込み、あはれ勝房州がやつて来たからには、此方よりも一と議論仕向けんとの内報に接したとあるは、事情まささなる可きことであらう。併し勝は當初から長藩士と議論を闘はす爲めでなく、大處高處より、此方の

場所に就いての談

主旨を説明せんとするにあつたから、彼の態度の如何に出で來るとも、決して其心を動かすことは無かつたものと察せらるゝ。

然るに一旦今津港を以て、會見の場所と定めたる所、それは岩國藩だけの取り極めにて、宗藩では、御引受場所柄の處、防長内にては、人氣へも相障り、別に不都合の旨も有之候間、是非共藝州表え罷出候分に、山口論定相成候とあり。而して此れに就て、岩國側では、尤宗藩申分にては、藝州表と有之、御城下迄罷出候様相見候處、是は當藩(藝州)を斥すの御都合も可有之、既に房州公(勝)も嚴島まで御出浮被遊候事、旁以て宗藩申分通にも參申間敷候へば、被仰合御場所の義被仰下候はゞ、仕合奉存候折柄、嚴島共可然様にも奉存候。此れは吉川家の執事大草終吉から植田乙次郎迄に申越したるもの、即ち植田が岩國から還つた後に、山口から岩國へ前記の如く申し來つたから、岩國では斯く訂正し來つたものだ。此れは八月二十七日夜の日付である。

宮島決定

勝註文無し

よりは、宗藩人申合せ、體に寄一人位も同船仕候様にも可有之、御場所柄被仰聞候へば、晦日朔日頃より、領海出帆の自定に御座候とある。勝の方では固より場所柄の注文は無いから、遂ひに岩國側から諷示したる通り、宮島が其の談判の場所となつた。

〔六六〕 長藩代表者宮島に到る

談判の場所も、彌よ宮島と定つた、而して此れに就て、勝安房守は、自から其の日記に斯く記してゐる。

悉く輕便
簡易

此度の一舉、悉く輕便簡易を用ひ、獨歩して彼え出張せむと云遣すもの再三再四、故に彼躊躇して議遅々すること、既に如斯、況哉戦争に於ては、先せざるば有るべからず、思ふべし、彼が不用意に出づる時は、主客勢を異にするを。

嚴島長兵
順行

此れは當人としては、聊か得意の言葉であらう。

八月廿九日 此日長州の輕輩武三十人渡海、嚴島を順行す、敢て亂妨の事なし、然れ共彈裝して頗る殺氣あり、窃に聞く、明日彼が執事當所に到つて面談するの約あり、彼昨年以來に懲りて、其伏兵ある哉を窺ひ見る爲哉と、又聞く、我獨歩して彼が地方に到らば、其の賤士等大疑を生じ、紛擾を起さむ、又此輩數千人に示すとも、容易布告しがたく、若解兵の事を知らば、其兵氣挫折し、再び憤起せしむるに難きを思ふが故に、地方に到るを恐るゝこと甚切也と云、是等他人より聞く所、眞偽知るべからず。

休兵命令

けれども此れは恐らくは事の真相を得たものと察せらるゝ。

晦日 大阪御目附、廿六日廣島え著す、御所より被仰出、大樹公薨御に付、暫く休兵、侵掠の地引拂可申旨、御書付持參と云、此日北風、岩國え通船を絶す、辻將曹徹行して、宮島え來る、御書付中、毛利興丸え可達、並侵掠の二字、御改點の事、御惣督え申上、論説し、ばし成れ共、惣督(徳川茂承)並出羽殿(水野出羽守

忠誠御手限御改の事六ヶ敷然る時は長人の尤承伏すべからざる儀なりと云て内談懇切なり。

晦日は會見の日であつたが、岩國からの通船を絶つた爲めに、延引したものであらう。尙ほ徳川慶喜等の上請によりて、朝廷から仰せ出されの文句には、長人の承服せざるものあつたことは、辻將曹の所説の通りにて、寧ろ當然の抗議と云はねばなるまい。

勝の催告

九月初日 今朝より長藩を待つに到らず、故に云、我豈彼を諛て強て逢對せむや。晦日、朔日の約なり。若到らざれば、空敷一日も過ぐべからず。先日以来申達儀を以て、猶狐疑して日を誤つ如きは、何事ぞ。昨年以來彼が出藝必らず永引することしばしばなり。我今一新誠實の意を以て接對するものは、獨り防長二國の爲而已ならむ哉。一日も約を誤つ如き、我決して悠々たること不能云云を以て、岩國え通ず。

流石に勝も待ち草臥れたものと察せらる。されば岩國へ向け、其の催告狀を發

するに至つたのだ。

長使來る

是に引違、長藩渡海、則廣澤兵助、春木強四郎、御堀耕助、高田春太郎、井上巒、長松文輔、並藝藩山口え使せし西本清介、外一人同道。

窃に聞く、西本等山口え使するは、藝地え張出し、長藩を其領地え引取らざる爲め、應接として行きしもの也。是は御惣督よりの内命にて、藝州一己の意にあらず。今藝地え出張せし諸軍、去る七日の争戰より、彼に敵すべからざるを知り、且萬一一舉して廣島を掩ふ時は、守るべからざるを恐れてなり。

當時長兵は藝州領地へ進出し、容易に退却せざるが故に、徳川茂承は、旨を藝藩に授け、藝藩より山口へ談判せしむる爲めに、其の使者を派遣したるもの。

長、藝を敵とせず

諸藩の萎靡して振はざる用途に困迫せる、豈其號令一に歸せず、己が儘に奔走して、一和せざる等を考察すれば、少しく志ある者は、皆預め其形勢を察知すれば也。彼(長藩)も又是を知れども、隣國の拒はざるを知て、敢て藝藩と其双をまじへず。然れども此對談彼に辯駁せられて、終に行はれざりしと聞く。

長藩は固より藝藩を敵としない。長藝の間は、互ひに靈犀一點相ひ通ずるものがあつた。但だ其の進出の兵を、容易に退却せしめなかつたことは、長藩としては、攻勢もて防禦の方策としたからであつた。

【六七】 勝の記したる談判の要領

長使に會す

漸く長藩代表者と會見の時節は到來した。勝の日記に曰く、

二日（慶應二年九月）大願寺の書院にて、長藩に會す。一新の御趣旨演達、皆承伏。且云、汝が賤士等、境より出さしむるなかれ。或は歎願を口實として出づるなかれ云々。

長藩主張

彼云、一橋公の賢明は、元より敬服す。然るに今にして此趣旨あるは、尤可疑。從來情實の達せざる罪案の被仰渡等、かつて朝廷より出でしにあらず。又幕府

に出でず、中間の奸吏、彼是に周旋し、命を撓て我を強壓せむとす。故に國民一死を二國と共にし、敢て顧みず。此事情を建言すること、昨以來殊に切なり。然るに我家老を捕られ、二國の在亡に係る大事を以て、我が陪臣に達せらる。如斯の事ども、如何ぞ衆人を服すべけむ哉。二國の存亡は、元より期する處、皇國內執人か能く承服せむ哉。若橋公早く今日の賢意あらば、事爰に及ぶべからず云々。

以上は廣澤等の言ふところ。勝も恐らくは同感であつたらう。

事義を解する破竹の勢

又石見、小倉の退去は、既に先に御惣督の御内議を以て、藝藩山口に使せしに、終に彼承服せず。いまだ其舌の乾かざるに、是等を以て、事瑣屑に渡るべからざるが爲に、小子（勝自から云ふ）敢て強て論せず。唯邦内古印度の轍に陥り、笑を外人に蒙むるを厭ふ。大意を以て説得す。彼が輩知覺大に勝れ、殆ど事義を解するに、破竹の勢なり。

以上は勝の自ら語るところ。話す者も話す者だが、聞く者も聞く者だ。殆ど事義

長大節を
持す

を解するに、破竹の勢なり」の一句、尤も妙。

窃に思ふ、我が政府の御所置、正大高明に歸せば、孰人か服せざらむ。誰人か其指役に應せざらむ。小子が陋學なるも、邦内を横行するに足れり。況哉堂々たる政府に於けるをや。

彼が云ふ所、悉く大節を持し、我が小吏の膏盲に當たる。ゆへに一小細事は、悉記する不能。

以上極めて簡略ではあるが、談判の要領だけは、やゝ盡きてゐる。

井上來訪

晝後高田春太郎(井上馨)來る。先年已來英吉利に到り、歸國暗殺せられんとし、傷を蒙り、後當時に到て、始て遁れたり。何分不文明なるは、殆ど恥る所なり云云の話あり。且示して、當時大に成す有らんとするの時なり、宜敷盡力して、不是を爲すなかれ。恐らくは後世の批判をのがれ難たからん云々を示談す。彼承服。

此の如く九月二日唯だ一回の會見にて、双方要領を得たるものと察せらる。

廣島へ歸
船

此夜廣島え歸船、風潮不利。

三日 晝後著、出羽殿(老中水野田羽守忠誠)え參る。御病氣危篤。紀公(徳川茂承)え參上。永井氏え面會、長州逢接の大略を話す。是出羽殿の仰を受けて也。此夜小船を以て、川口を下だる。

勝の虞れ
たるもの

勝の使命は如上にて果された。然るに自から萬死を冒して、敵地に使し、其の目的を果して歸來したる勝は、如何なる待遇を受けたる乎。彼は自から記し曰く、此行や藝地よりして、味方の内情甚危険、名狀すべからず。彼に接するに倍す。此悲風慘憺中、萬死を冒し、辛くして日數廿九日を経、京師に歸る。歸り來りて、其顛末を詰問する者無く、空敷二日を経たり。余最も疑惑し、後大に憤懣に不堪。省みて悟る、余は唯一使而已。後來彼が處置の如き、顯要の吏深く考る所あらむ。余恣に口を開かば、大に不是を生せむ歟と。終に意を決し退職表を奉る。不被聽。三日にして東歸の命あり。即日歸途に就く。

此れにて如何に勝の虞れたのは、敵たる長藩でなくして、味方の軍隊であつた

かゞ判知る。然も還り來りて、何人も彼に感謝どころでなく、彼を慰勞する者なく、冷遇極まりたることが推察せらるゝ。

第十一章 勝安房長使と會見

【六八】 長藩側の觀察

藝藩周旋

歸て長藩側から觀察せんに、當時京都の薩邸に潜伏したる品川彌二郎より——七月二十八日付——將軍家茂薨去の確報が、八月中旬——十六日頃——山口に到着した。而して勝安房守が徳川慶喜の内命を受けて、止戦の使節として西下し、八月二十一日廣島に入り、長藩の封内に到り、長藩の代表者と會見の旨を、藝藩を通じて申込み來つた。乃ち藝藩よりして植田乙次郎をして、密に書を廣澤兵助、小田村素太郎、國重徳次郎に送り、告ぐるに此事を以てせしめた。尋で西本清助、寺川文之允を派して、勝の授くる所の意を傳へしめた。而して勝は自から新湊に至り、吉川監物に應接せんと欲し、藝藩深町三郎左衛門をして、二十四日岩國に赴き、此事を報せしめ、二十五日には勝自から廣島を發して宮島に

勝岩國用人に會見を求む

赴いた。

岩國に在りては、今田彦馬、大草終吉出で、深町三郎左衛門に接し、其の使命を聞き、宗藩に先ち應接する能はざる旨をもて謝絶した。深町は二十五日宮島に歸りて之を勝に復命し、勝は乃ち岩國の用人安達十郎左衛門に、宮島に來りて會見せんことを求むるの書を裁し、同夜植田乙次郎をして、之を齎らして、再び岩國に赴かしめた。植田は二十七日岩國に抵り、其書を安達に致した。

勝安達宛狀

以拙書申陳候、扱は拙事久々籠居いたし居候處、今六月下旬再勤上阪、然るに天下之形象、今日に立到、附ては此度衆議御採用にて、至當の御處置可相成と御決議相成、右に付ては、是迄彼此情實行違、彼是不都合千萬之事共而已、是等之旨趣、篤と貫徹可爲、致當十九日拜命、翌下藝いたし、小拙以獨歩、其の御國へも罷越、云々之處、篤實に御談判可致心得に候、幸ひ藝藩へ過日右等之處は通知申置候得共、往來隔絶にて、空敷消日致し候間、御都合次第、明日にても罷出可申と存候間、多端之情實中々以書狀には難盡、敢て惡意有之にはあらず、唯

唯事之行違を恐候而已、彼是申候ても從來皆情實不通より紛亂も相生候事と存候間、甚厭敷事に有之候、委細は植田生よりも御聞取被下度候、今日宮島迄出張いたし候間、先以拙書申試候、不備。

八月廿五日

勝 安房守

安達十郎左衛門様

長藩使遣

尙ほ山口政廳では、八月二十三日植田乙次郎の來書によりて、勝の藝州到着を知り、二十五日藝藩の使者西本清助、寺川文之允の來るに會し、二十六日廣澤兵助を首席とし、太田市之進(御堀耕助、當時春木強四郎と假稱す)、井上聞多(高田春太郎と假稱す)、長松文輔等をして、勝と會見せしむることに決し、當月晦日を以て岩國に到らしむることとした。長藩では和議の報、一たび漏れなば、大いに士氣を沮喪するの虞れあるをもて、西本、寺川等の使命は、單に藝藩よりの修交使節として、其の真相を故らに隠匿した。

廣澤以下
宮島著

扱も此報岩國に達するや、岩國では植田の説を容れて、周防今津を會見の場所と定め、植田は即夜宮島に還り、之を勝に復命したが、山口政廳では、人心の動搖を慮り、封外藝州の地に於て、勝と會見せんことを要め、更らに其旨を岩國に通牒し、二十七日薄暮、植田歸帆の後に達したから、岩國では既報の如く〔參照六五〕大草修吉をして、書を植田に送り、場所變更の已む可からざる所以を告げしめた。斯くて廣澤は太田、井上、長松及び河瀬安四郎等と共に、二十九日岩國に到り、翌日新湊を發し、九月朔日宮島に達し、二日勝と大願寺に於て會見した。

勝廣澤等
會見

勝曰く、今や慶喜勵精して、大政更新を期し、日ならずして列侯會同の舉あらんとす、長藩の事亦衆議に決し、公平至當の處置を見るを得べし、請ふ速に兵を弭め、以て事局の終るを待たんことを。

廣澤等曰く、弊藩の本旨、専ら闕下に伏し、正邪曲直の在る所を質し、公明正大なる叡斷を仰がんと欲するにあり、敢て兵を收むること能はず、幕府若し公平の處置に出んとせば、何ぞ自ら大阪の兵を解かざる。

勝曰く、幕府日ならずして將に解兵の命あらんとす、我望む所は、貴藩の尾撃を止むるにあるのみ。

廣澤等曰く、尾撃は則ち之を止めん、請ふ幕府速に從來の非理を糺し、明かに黜陟賞罰を正くせよと、反覆討議休戦の協商略成る。(原註勝は當時餘談に印度の例を引き、邦内相聞ぐの罪を痛論せりと云ふ)〔防長回天史〕

以上は長藩側の記する所、勝の所記に對照せば、思ひ半に過ぎるものあらむ。

【六九】 宮島に於ける會見記 (一)

尙ほ逐條に涉りて、勝と長州代表者、廣澤等との會見の顛末を記せんに、頼ひに長州に其の記録が存してゐる。

會見記

勝慶喜に
會見

彼(勝) 僕久敷幽居致し、當六月(慶應二年)御用召にて大阪罷出候處海軍を治方被仰付、且薩州幕長之間種々不和を醸候に付、何とか處置致し候様との事に候へ共、幕府其術を不失候へば、格別薩州を憂ふるにも不及儀に付、一日一橋侯へ謁し、實に長州不討して不相叶儀に候へば、箇様諸藩之力を不假候とも、私へ軍艦四五艘御貸被仰付候はゞ、馬關は暫時に打破り可申と申上候處橋侯御一笑にて、又勝が持前之大言ぞとの御事にて、空敷打過候。恐らくは事實此の通りであつたらうと察せらるゝ。

勝止むを
得ず承諾

實は御藩(長州を斥す)杯は舊識多く候故、所詮嫌疑を受居、段々建言致候事、一も不被行、遂に大樹公御大故に相成、軍艦にて御遺骸護送之命を蒙候故、東歸之上は、最早退隱と相決候處、今般橋侯徳川家御相續に相成、餘程御奮發御一新被成度、就ては長州罷下り、御誠意之御旨趣申演候様被仰付、御辭退も致見候へ共、頃日は皆長州人を豺狼之如く思ひ、參り候者無之故、不肖ながら奉命致し、單身山口表へ罷出候心得にて、自然も出先之諸兵に捕囚被致候ても、御

因勝任命の

旨意丈けは、是非貫徹致度相考候事に有之候。

此れは全く掛引なく、眞に眞肝を他の腹中に描くものと見ねばならぬ。勝も一片の俠骨、不本意ながらも出掛けたものと察せらるゝ。而して勝の聰明なる慶喜及び其の親近の原市之進杯は、勝が其の目的を達すれば好萬一勝が其の目的を達せずして、敵の爲めに致されても、我に於ては惜しむところでない。當初から高をくゝりて、其の使命を申附けたることは、百も承知の上であつたらう。(本文の記者は、曾て親しく勝其人より此の一件の動機等を委しく聞いたことがあつた)

廣澤挨拶

我(廣澤等)今般御下向之由承之、定て卓然之高諭可被爲、在と奉存候處、御誠實之御身論可被仰聞旨、難有次第に御座候。

勝挨拶

廣澤もさるもの、勝に對して、決して後れを取る程の者ではない。

彼 橋侯御内意は、何分かゝる形勢に相成候ては、實に不相濟に付、此餘は關西諸侯大阪に招き、衆議決定之上、公平至當に御處置可被爲、在との思召に付、

此段篤と申入候様とのことに御座候。

勝としても苦しき立場だ、長藩に向て降伏を諭すでは無く、我より更始一新を申し込むのだ、所謂る顔を拭うて出掛けて来たものだ。

橋公思念如何

我 今日之勢を成候事、一朝一夕之事に無之事、申迄も無之、橋侯多年天朝、幕府之爲に被爲、在御盡力之御事に候へば、今日迄之事不被知、召道理は無之、然に一旦にして斯思召候は、如何の御次第に御座候哉、朝廷より被仰出候事共に御座候哉。

此れも尤の不審だ。

橋公一新の念

彼 此度之儀は、橋侯御意内より生じ候事にて、朝廷へ御伺被爲成候事に付、實は橋侯においては、是迄之御次第、御本意には無之候得共、無據御従ひ被成候場合も有之、今日にては疾く御一新被成度思召候。斯く申すより外にあるまい。

我 橋侯御本旨に無之候へば、其今日に不相成以前、何とか御處置振も可有

勢のなすところ

之哉にも被相考候、且つ其謀は誰人に出候事に御座候哉、此れも尤なる質問だ。

彼 橋侯屢々嫌疑を被爲蒙、且御微力にて、御心に不被爲、任、時と推移被成候事多く有之、先今日之事は、専ら會津並小笠原壹岐當りにて出来仕候様には候へ共、是と申も悉く其の所爲と申にても無之、畢竟勢之成ると申者は、不思議なるものに御座候。

事實全く此の通りだ。

【七〇】 宮島に於ける會見記 (二)

長藩側代表者は、左の如く切り込んだ。

橋公衆議に從ふや否や

我 然ば橋侯には、衆議に從て可討と申候得ば討ち、可和と申候得ば、和の御

思召に御座候哉。

此れは尤なる質問だ。

彼 左様には無之、橋侯御意内には、先御確定は有之候得共、衆議御採用被成度御思召、就ては僕(勝)自から云ふ山口表迄罷出候も、此段御處置相顯候迄は、人質にも相成候様の心得に罷在候。

今後の變換不調

我 大抵旨を希ひ經過仕候は、世の常情に付、此度諸藩とても、橋侯御方向に従つて、乃ち方向相定り候事に可有之、左も無之、諸藩各見込を申上候事に御座候は、橋侯には御確定之處も無之、偏に衆議を被爲待候事共に御座候得ば、此後如何御變換有之も難計、然ば御誠實之御示諭も今日にては伺兼候。如何にも緊しく切り込んだ。

列藩異論必無

彼 決て列藩異論有之間敷、既に肥後藩杯も、京詰之者は、御討入を勧め候へども、國許には議論相違し、僕舊識之者(名前忘申候)上京致候處、京邸之者拒て不入、折柄小倉表軍勢引揚候段、國許より報知有之、漸安心致候由相咄候、閑公

(肥前藩主鍋島重)も、五拔臺龍(?)軍艦二艘を以て、馬關口を詰合候杯申候由之處、此節にては久留米、柳川杯へ使者を立、逆も此形勢出兵は不相成と申越候由、此迄之幕府も幕府にて、諸侯も大凡知れ候ものに付、橋侯には、屹度御一新之御積りは、僕儘に伺居候、いづれ天朝より御沙汰も可被仰出、其節は御藩においても、御解兵可被致候事と相考候。

勝の一切打明け

如何にも打明けたる、且つ打解けたる話し振りだ。勝も到底智術、策略では、長藩の代表者を承服せしむることは六ヶ敷と考へて、寧ろ正直正當に有の儘を語るに若かずとして、斯くは談じたものであらう。

従來幕府の不信

我 素より御言葉を疑候には無御座候へ共、是迄幕府朝暮御變換之御事而已故、頑固愚直之國習、實に冷水を吹候心地に罷居、尾州總督三監察(永井、戸川、松野)松平伯州之如き、深く自任せられ候も、御歸之上は、御不都合而已出來仕候。其御當人之御心にも不任候事と被察、此餘は何も御實効之處を以、頑固之耳目を一變被仰付候程に無御座ては、乍恐一新之御沙汰書位にては、人情安

堵仕兼候。

從來の幕府側は、一も言責を遂ぐるものなく、所謂「幕府朝暮御變換之事而已」であつた。されば如何に勝が張膽明目して、更始一新を説きたりとして、それ丈では信用が出来ないと云ふも、無理からぬことだ。

勝正直の答辯

彼 僕連も是迄嫌疑を蒙候身にて、幕府實々其の變換無之事は難保候へども、今日橋侯御意内にては、此往餘程御手を被付思召に被伺候。

餘りに便なき様の答辯ではあるが、勝としては斯く答ふるが精一杯のことであつたらう。實を云へば勝自身さへも、幕府の明日を保證することは出来なかつたのだ。何となれば、勝其人が幕府の群僚よりは異端扱にせられてゐたからだ。

我 橋侯御手を被付候御次第は、是迄之處、如何にも御不條理と被思召候ての御事に御座候哉。

更らに一層深く切り込んだ。

口先を以て争はず

彼 如何にも御不條理被思召候故に御座候。

勝の返答も、餘りに正直過ぎる様で、若し一般の幕吏をして、之を聞かしめたらんには、恐らくは勝は使命を辱しめたる、不能、不忠の幕臣であると攻撃したであらう。されど勝自身としては、到底口舌もて、長藩の代表者と相争ひ、言葉の上に勝利を博したりとて、實務の上には、寸益なきばかりでなく、却て尺害あるを知り、正直銘に、有の儘の事相を暴露し、彼をして此の餘儀なき事相の前に、承服せしめんことを期したるものと察せらるゝ。

【七一】 宮島に於ける會見記 (三)

長州側の論鋒は、頗る銳利であつた。彼等は存分に突き込む丈は能く突き込んだ。

長藩解兵

我 御不條理と思召候得ば、暫も御猶豫不被爲成、即日公平至當之處を以て、天下耳目一新仕候様、被爲在度事と存候、然るを衆議被聞召候事には、御座候へども、列藩上阪仕候へば、弊藩士民においては、只管御軍勢御催促との外見を以て、疑惑を重ね、解兵は差置、出先に於て、如何様之變動を生じ候も難計候、如何にも其通りだ、如何に衆議に徴して、一新の政を做すと云ふも、諸大名の上阪は、例によりて例の如く、軍勢催促の方便と見做さるゝは、必然の事だ、されば長藩側の出先に於ては、解兵どころか、愈よ倍す敵愾心を煽揚、振起するに至る可きや知る可きのみ。

説勝解兵力

彼 各申さるゝ如く、悉く思ふ様には不參ものにして、其邊は御重役並出先之衆、如何様共説得盡力可致、是は僕の所存に候へども、先當地杯(藝州)も近日御解兵にて可然と存候、其節は御藩にも國境内へ御引揚にて可有之、雲州口とても、決して御進入は被致間敷推察致候、此れは勝の申分だ。

長藩大阪解兵要求

我 弊藩士民に於ては、闕下まで罷出候積に御座候得共、此度御示談を承り、且御大故之時(將軍薨去)に付、是非進み候と申譯には無之候得共、元來昨年御進發より引續き、大島一舉(幕軍大島を砲撃)と相成候てより、今日に至候事に候得ば、當境御解兵とて、御根據之大阪御解兵有之候迄は、人數引揚候と申譯には參兼候。

大阪解兵難の理由

大阪解兵せざれば、此方も解兵せずとの論鋒だ。
彼 橋侯是より御一新之思召に付、此度何分大阪御退城にも不相成、就ては各方思召候様、御一人御居城も不相成、は勿論にて、御守衛人數も入候、且此時を幸ひ、兵力振興致度、全御藩に備候譯には無之、此段も能々御領掌被下度候、此れも亦た尤なる申分だ、大阪は今後新政の策源地である、兵力を集中するも、決して長藩征伐の爲めではない。

幕府に反省要求

我 素より御人數悉く御引揚と申事には無御座、前々如申、御進發已來之御手續に付、判然其名目等も御改にて、是迄之御不條理を被糺、正邪黜陟、賞罰之

御實効相顯候様、御處置被仰付度、然ば如何に頑固之士民とても、氷解不仕儀は無御座候。

幕府先づ反省の實を示せ。

勝尾擊停止要求

彼 橋侯の處にては、前々申如く候へども、實に是迄之幕府故、萬々一も變態無之は、僕も請合がたく候得共、今日承り候廉々、委細橋侯へ可申上、併御趣意通、悉く行れ候と否とは、是亦豫め難期候へ共、僕歸阪の上、當地御軍勢御繰上げも相成事有之候は、決して御進軍丈は、不被下候事に存候。

幕軍退去に際しては、希くは尾撃する勿れ。

長藩申分

我 進撃は仕問敷候へども、黜陟賞罰の所、急に御發行有之度、不然ば又候如何之形勢を生候哉、難計と存候。

隨分押が強い。

藤の挨拶

彼 僕歸阪委細申上候は、いづれとか御處置可有之、就ては再び僕が參候様にも可被仰付哉と被察候、大抵は別人へ譲り候心得には候得共、不得止候

得ば、僕罷越にて可有之、併於幕府に、又々變換致候得ば、僕決して再び不參候、此後之應接は、新湊、三田尻兩所に被成下候様相願候。

如何にも便りなき申分ではあるが、當時の幕府として、朝令暮改、倏忽變化、勝當人としても、果して自己の立場が、安全地帯である乎、否乎さへも、十分の自信を措き難き事情あれば、此れ以上には言ひ張ることも、六ヶ敷かつたと察せらるる、場合によれば勝其人は、前からも、後からも、挾撃にならぬとも限らぬ場合であつたからだ。

我 承知候、兩所共急度申付可置申候。

以上は長州側の筆記にて、曲筆では無いとするも、自然長州側に有利なる様に記録せられたるは、争ひ難きところなれば、之を讀むものは其積りにて尋酌を要す可きは勿論だ、勝が印度の例を援いて、内訌を止め、舉國一致を説きたるは、固より餘談にして、此には掲載せられなかつた。

第十二章 止戰勅諭

〔七二〕 止戰の勅諭に對し長藩の抗議書(一)

勝還府

勝は藝州より歸來、誰一人御苦勞と云ふ者もなく、志を得ず、怏々として江戸に還つた。此れも自から還つたのではない、還府を命せられたのだ。

止戰勅諭

話頭轉じて廣島に於ては、八月廿六日、止戰の勅諭下りたるの報紀州總督に達し、總督は藝藩に命じ、其旨を長藩に達せしめた。然るに其文を見れば、長防隣領侵掠の地と言へる文字がある。仍りて藝藩では書を總督に上りて、事實相違の旨を陳じ、其の指圖を請うた。總督は其旨を諒とし、上阪の後、之を奏上す可きに付き、適宜に取計ふ可きを答へた。因りて藝藩は其命を奉じて、使者を山口に遣はし、其命を傳へしめた。

藝藩質問

此度從天朝被仰達候、暫時兵事見合、長防においても隣境侵掠之地引拂、鎮定

之儀取計方被仰付、右等之趣、素より重任難堪候得共、是迄御達御取次仕來候儀にも御座候得ば、御趣貫徹仕候様、盡力可仕と奉存候。然處御書面中侵掠二字如何可有御座哉。畢竟接戦之進退、時宜に隨ひ、境外へも進出仕候儀御座候。既に弊藩に居候兵士共、此節追々引拂ひ候次第に付ても、侵掠之所業にも不被存候。猶石州口之様子承り候處にても、是又同様之旨趣に相聞、左候へば侵掠二字に當り、彼方において如何可奉存哉。情實御承知にも可被爲、在候付、御尊慮奉伺候。此段申上候、以上。

此れが藝藩より紀州總督への質問書であつた。藝藩としても、自藩の領土を、長藩から侵掠せられたとありては、其の面目にも關することなれば、斯く質問したるは當然の事であつた。

勅旨傳達

斯くて九月十六日には、中井勇次郎、深町三郎左衛門等、藝藩の使者として、山口に來り、止戦の勅旨、及び幕府の達書を傳へた。毛利筑前之に接し、松原音藏、廣澤兵助等主として之に應待した。

大樹薨去、下情哀憐之程、御察被遊候。依之暫時兵事見合候様被仰出候。長防隣領侵掠の地、速に引拂、鎮定罷在候様、被仰出候事。

右御所より被仰出候に付、總督より達候事。

長藩不承諾

以上が藝使より示したるところのものだ。長藩では如何に勅命とは申せ、此れは畢竟幕府が勅命を假りて、自己の便宜を謀らんとするものであると認め、且つ曩きに勝安房守は、一橋の内使として來り、長防の處置は、諸侯の公議によりて定む可しと申通じながら、今更ら斯る命令を差し付くるは、如何にも前後矛盾の次第なれば、斷然止戦の命に應じ難き旨を廻答し、藝使に托するに左の抗議書を以てした。

抗議書

弊國多年の微志、一朝壇滅仕候てより、種々冤枉相連り、今日の形勢と相成、國不堪、悲歎罷在候。最前奉勅始末一冊を差出、哀訴仕候得共、下情通る處無御座、遂に閣下輕舉、其罪を重ね候様立至り、其後尾州督府國情御熟知、御陣拂有之候處、再び將軍御進發と相成、續て三監察弊國事情一々落意承知被致候も

却て小笠原壹岐守殿意外之御達有之哉にて、殊に前後齟齬之御處置振に相成、加之名代之者御拘執之次第等、廉々難得其意、當時反覆歎願仕候始末、委曲御承知之通御座候處、其末不計も南海孤島(大島)へ軍勢被差向、數日處々を砲撃し、無辜の婦女老幼を殘害し、遂に上陸、數村民家を放火し、家財を奪ひ、耕牛を屠り、慘酷を相極め、如何にも侵掠殘暴の振舞、乍恐天地覆載之仁、素より个様の御事無之は勿論に付、彌以從來之事、讒構誣罔之手に出候て、此形勢に至候儀と承知仕候故。

以上は出兵の已む可からざる所以の前提として陳述したるもの。

【七三】 止戦の勅諭に對し長藩の抗議書(二)

藩州小倉の辯明

臣子の分を盡し、闕下に罷出、主人冤罪哀訴仕度相決し、朝廷へ鄙情上表仕置、

且道を隣藩に假り、殊に其御表は、御出先根據之事に付、其御役々へも、書面差出候得共、一切御酌取も無之、却て軍勢御繰出し、已に防州小瀬川口御侵來相聞候故、無據及迎戰、就中小倉藩においては、從來誣讒之次第も有之、猶小笠原壹岐守殿九州指揮として、御滞在、頻に諸軍御督促被致、侵入之期限相迫候付、是亦進入數度交戦に及候處、不圖も自其御居城を被焚、御引揚に相成候付、隣傍筑前、中津兩藩へ鄙意演述致候。

此れは藝州口と、小倉口とに付ての辯明である。乃ち闕下に趨り、主人の冤罪を訴へるが本意である。仍つて其の譯合を豫じめ陳述し、文書をも差出してゐる。然るに却つて軍兵を指し向け、領内へ侵入し來つたから、餘儀なく防戦に及んだのである。小倉では既に侵入の期限相迫つたから、此方から進入して之を未然に制したのだ。

濱田藩之儀は、止戦應接にも被及候故、素より一點宿怨無之候付、速に其意に任候處、何故か一旦御城郭を被火、實以驚愕之至に付、濱田侯並に因備(因幡、備

石州口戦の辯

前へは、次第申述候事にて、かゝる戦争之勢に相成候ては、地之利に據り、時之宜に隨ひ、進退攻守致候は、用兵之常道、申も疎に有之、假令進守致候逆も、決て人之土地を侵略致候心底誓て無之候。

石州口に就て云ふ、而して進退攻守は、兵略の常道、勝を制するが目的にして、決して侵地が目的ではない所以を云ふ。

侵掠に非

然處此度侵掠地引拂候様、御達有之候得共、退て熟考仕候處、乍恐眞之朝廷被爲知召候次第に御座候得ば、定て正邪判然公平至當之處を以て、御沙汰可被仰出、其上にて侵掠仕候と否とは、弊國之處置を以て、御洞見も可被仰付御事、侵掠乎、侵掠でない乎、それは朝廷須らく御洞見ある可き筋合だ。

退却難

其上暫時兵事御見合と御座候得ば、唯將軍家御喪中を以て暫時御見合、數日之後再び御討入と申事は、了然相見、是全讒構誣罔之餘りに出候事、疑無御座、是迄士民骸骨を草野に曝し、乍纒も當道之茅塞を相聞懸候得ば、此餘闕下罷出、冤罪哀訴仕候期可有之と、希望仕候は、臣子之至情に有之、若一旦寸歩を退

き、再び讒構誣罔之手に陥り候ては、遂に主冤を雪候時無之。

惟ふに、暫時兵事御見合とあれば、再び討入の舉ある可きは、疑を容る、餘地なきことだ、されば今更ら進出地から退却しては、更らに闕下哀訴の期を遠からしむる所以だ。

乍恐天日光明、雲霧相開候時無之事は、有御坐間敷、其節は正邪曲直判然御照鑒之御事、隨て公平至當之御政典御舉行被爲、在候は、必然之儀に付、弊國に於ては、幾年を経候ても、其時を奉待候心得御座候間、何卒前段鄙衷通暢仕候様被成下度、不堪至願、依て御達之儀は、尊藩へ御預置被下、不惡御取計奉願候、已上。

九月十六日

毛利大膳

家老 中

休戦に入る

乃ち此の抗議書もて、勅諭幕達は、受領せざることを、した。尙ほ長藩では幕府の征長軍への達書中には、長藩若し命を聽かざれば、直ちに進撃す可しとの文字ありとの事を聞き、之を藝藩の使節に質したが、藝使は此事なし、尙ほ上方にて

其の風説あつたから、當地へ發するに臨み、在廣島の老中水野出羽守へ質したところ、斷じて此事なしとのことであつたと答へた。されば抗議書は抗議書として、小倉方面を除けば、自餘の方面は、休戦の姿となつた。

【七四】不幸なる徳川慶喜

宿題自然
解決

宗家を相續したる徳川慶喜は、凡有る曲折を経て、當人の希望にもせよ、不希望にもせよ、安政以來の宿題であつた問題をば、十年若しくは十餘年の後に解決した。即ち將軍家定の相續者たらしめんとせられた彼は、中に將軍家茂を挿んで、其の相續者となつた。此れは人力と云はんよりは、正しく運命の手であつた。安政四年乃至五年に於ては、工作も必要であり、然も其の工作があつたに拘らず、遂ひに失敗したが、慶應二年に於ては、工作の必要なきのみならず、寧ろそれ

破れ世帯
の相續者

を廻避せんとするに工作を要する程であつた。然も宗家の相續者たる彼は、同時に破れ世帯の相續者であつた。破産せんとする身代の相續者であつた。一切の面倒と困難との相續者であつた。是迄は慶喜一人の重荷を負うたが、此れからは併せて宗家の重荷一切を負はねばならぬ次第となつた。

劈頭の尖
敗

相續者として、劈頭第一に出鼻を折りたるは、長州出征の爲めに陸辭し、天盃、節刀を賜はり、其の進發の日取をも確定したるに、それを中止したる一事であつた。此れが爲めに従來彼の尤も有力なる支持者であつた會津さへも、不平であつた。朝廷に於ける支持者であつた賀陽宮さへも、御不平であらせられた。同時に餘りに遅蒔きに中止したから、豫ねてより中止論者であつた松平春嶽なども、折角の轉向を、餘りに有難しとも、愉快とも受取らなかつた。而して相手方の長州では、散々に抗議書を突き付けた（參照 七二七三）。加ふるに實家である水戸家は、内訌に次ぐに内訌を以てし、徒らに慶喜其人に心配の薪を添ふるまで

慶喜反對
藩勢力の隆

にして、何等彼の後援とも背景ともなる程の力は無かつた。然も當時上方に於ては、二個の大なる勢力が、彼の反對者として、活動しつゝあつた。其の一は薩の勢力であつた。薩は一方には長藩と結託し、他方には英國公使と握手し、隱然たる一勢力となり、而して更らに朝廷に於て傳統的の有力者近衛家と舊縁を辿りて、朝廷と接近しつゝあつた。而して當時薩の代表者として、上方に活動したるは、小松、西郷、大久保等にして、特に大久保が中樞人物として、専ら對幕の策謀に當つた。

同じく岩
倉具視

其二は岩倉具視であつた。彼は文久二年八月以來勅勘を蒙りて、蟄居落飾、洛北岩倉村に、名を友山と更め、全く表面は世捨人となつた。然も彼の落々たる雄心は、自から禁せんと欲して禁じ得ず、其の一身は屢ば浪士の狙ふところとなり、薄氷を履むの虞れありしに拘らず、私かに交を諸藩の志士に求め、漸く外界と隱微に交通し、而して其手は一方には諸藩と云はんよりは、専ら薩藩に向つて伸び、他方には朝廷に向つて伸びつゝあつた。彼が薩と相結ぶに到りたるは、

岩倉と結
托する者

薩より彼に求めたるでなく、彼より薩に求めたのだ。而して薩もやがて彼の得易からざる人物であるを看取し、特に大久保に至りては、頗る岩倉の人物に傾倒し、兩人はやがて一生相ひ渝らざる政友となつた。而して同時に親友となつた。彼等の共同工作は専ら對幕に向つて動いた。

岩倉は勅勘を蒙りたるに拘らず、從來は至尊の側近の侍臣にして、信寵を忝くしたる一人であつた。而して多くの朝臣中には、彼と舊縁の徒も少くなかつた。如何なる場合でも、一方に得意者があれば、他方に失意者もある。朝廷の内に於て、若しくは其の周邊に於て、失意者は皆な岩倉の手を伸ばす可き好機關となり、又たならざるを得なかつた。

慶喜の進
路に横は
る

此の如くして岩倉は蟄居中にも拘らず、漸次に其の聲息を通じ、遂ひに其の意見書杯を草して、之を薩藩の君臣に與へ、若しくは之を舊縁の朝臣に由りて、乙夜の御覽に供する便宜を得た。其の次第は既記の通りだ（參照 五九册一―三五）。而して此の幕府反對二勢力たる薩と岩倉とは、互ひに相ひ結び、犄角の勢を做

して、徳川慶喜の進路の前に横はつた。されば苟も時勢を知る者は、慶喜の宗家相續を彼の爲めに祝するよりも、寧ろ彼の爲めに悲んだ。而してその事情を最も善く熟知したのは、何人よりも慶喜當人であつた。

慶應二年慶喜宗家相續に關する談話

昭徳公薨じ給ひし時、板倉伊賀守、永井主水正は御遺命と稱し、予に相續を勸めて已まず。予は「先年御養君の一件ありて、予に野心ありしが如く、世に傳へられしことあれば、今若し足下等の言に従はゞ、愈世評を實にするものなれば、受け難し」とて拒みしに、兩人は「仰せ誠に御道理にはあれども、今國歩艱難の際、貴卿ならでは局に當り給はん人なし。とかくの御議論なくして受けさせ給ふべし」といふ。されど、予は尙辭して聽かず。たとひ朝廷より御沙汰ありとも御受けはすまじ」といへるに、兩人は「決して朝廷の御沙汰を請ふやうの事は仕らず、唯誠意を以て、貴卿の御許諾を待つのみなり」とて、それより後は、日毎に來りて「今日は如何に、今日は如何に」と迫るのみなり。されば予も此間に思ひ運らす節ありて、密に原市之進を召して、衷情を語り、板倉・永井の兩人には、先年の御養君一件を以て辭とせしも、實をいはゞ、斯かることは

何れにてもよし。唯熟考ふるに、今後の處置は極めて困難にして、如何に成り行くらん思ひ計られず、何れにしても、徳川の家を是までの如く持ち傳へんことは、覺束なければ、此際斷然王政の御世に復して、ひたすら忠義を盡さんと思ふが、汝の所存は如何に」と問へるに、市之進は「御尤の御存寄なれども、若し一著を誤らば、非常の紛亂を招くべし。第一斯かる大事を決行するに堪ふる人の候や。今の老中等にては、失禮ながら、仕果せらるべしとも思はれず、又人材なきにあらざれども、今の御制度にては、俄に輕輩を登庸して、大事の局に當らしめ難し。されば、寧ろ力の及ばん限り、御祖先以來の規範を持續ある方宜しからん」といへり。斯かる次第なれば、予も未だ政權奉還を此際に行するを得ずして、遂に板倉、永井を召し、徳川家を相續するのみにて、將軍職は受けずとも濟むことならば、足下等の請に従はん」といひしに、それにても宜しとの事なりしかば、遂に宗家を相續することとなれり。されども一旦相續するや、老中等は、又將軍職をも受けらるべしと強請せるのみならず、外國との關係などもありて、結局之をも諾せざるを得ざるに至れり。斯かる次第にて、予が政權奉還の志を有せしは、實に此頃よりの事にて、東照公は日本國の爲に、幕府を開きて將軍職に就かれたるが、予は日本國の爲に幕府を葬るの任に當るべしと、覺悟を定めたるなり。〔昔夢會筆記〕

第十三章 岩倉の密奏

【七五】 岩倉の征長不可、時務經綸の密奏 (一)

岩倉宿免
沙汰止

岩倉友山——具視、久我素堂——建通、千種自觀——有文、富小路敲雲——敬直の勅勸は、慶應元年の十二月には、既に宥免せられ、出仕を命せられんと朝議があつた。然るに賀陽宮——尹宮は、異論を唱へ、岩倉は蟄居にも拘らず、武家の輩と交通して、窃に畫策する所あり。若し彼を出仕せしめん乎、恐らくは朝議を攪亂するの所業を來たさんとて、其儘沙汰止みとなつた。

主上の御
注意

此に於て主上は、窃に千種有任に命じ、岩倉に對して注意する所あらせられた。その次第は、有任の父自觀が、岩倉に與へたる左の一書が能く之を語りてゐる。扱乍、極内々、愚息へ昨夜勅書を給はり、御沙汰には、入道(岩倉)一同、出仕之儀格別之敬慮を以て、當冬中に道相付き候様、御内評議之處、尹宮には、千種、富小

路、今日直に勅勒被免、出仕相成候而も差支無之候。久我、岩倉は差支申候、殊に岩倉は蟄居以來、密々武家之輩面會、就中薩藩士時々出入面談、不慎之風聞も有之、岩倉は中々六個敷者にて、必ず天下を引くり返す程之事も可致に付、只今出仕は差支申候、去迎岩倉を殘して千種、富小路而已出仕被仰付候事も相成間敷と言上有之、主上には深く御心配被爲遊、向後武家往返は、相止め可申様、愚息より密々可申論との御事、誠以格別御懇切之御沙汰に付、何共々々如何敷儀ながら取急申入候。(以下略、重出)(參照 五十九冊二五)

岩倉の裡面運動

斯る聖恩を忝くしたる岩倉は、其の表面には戒愼を装ひつゝ、も其の内輪に於ては、一方には勅勒宥免の運動、他方には其の意見を行ふ可く、種々の運動を逞うしたることは、固より云ふ迄もなし、而してやがては全國合同策の密奏となり(參照 五九冊一九—二三)、更らに時務の密奏となつた(參照 五九冊三二—三四)。而して將軍家茂大阪城中に薨じ、徳川慶喜其の相續者となり、自から兵を卒ゐて征長の爲めに進發せんとするの事を聞くや、岩倉は蟄居中より天下一新の

岩倉の一新意見

意見を、密かに千種有任によりて上つた。

臣友山、誠恐誠惶、頓首、頓首、謹而奉言上候。古人曰く、左右皆殺す可しと、聽くと勿れ、諸大夫皆殺す可しと、聽くこと勿れ、國人皆殺す可しと、然る後に之を察し、其殺す可きを見て、始て之を殺すと、古來明君の天下を治むるや、専ら輿議公論を取り、以て措畫經營仕候。所謂衆人の望は、則ち神明の心なり、神明の心に従ひ、衆人の望に應ずるときは、天下治め易く候。友山竊に惟ふに、天下の政事は、天下の衆議を聽き、審に是非を考へ、之を斷行するを善と爲す。方今外患内憂千錯百出、固より其一端を論ず可からずと雖、差當り伐長の事は、其是非公論、已に定り居候。

以上は長州征伐反對意見の冒頭だ。如何に當時公議輿論なるものが、憂國志士のイデオロギイとなりつゝ、あつたかは、之を見ても能く判知る。

客月(慶應二年六月)廿日島津修理大夫伐長の非を論奏仕候に、非常格別之朝議を以て、寛大之詔を被爲下、持危扶顛、聖斷被爲在、親聽を四方に聞き給ひ、天

薩州意見不採用を

下之公議正論を盡し、政體變革、武備興張、遠戎賓服、中興之功業被爲、遂云々(參照五五、五六)。而るに朝議遂に御採用在らせられず、誠に遺憾の至に堪えず候。以上は島津茂久の名によりて、薩藩が征長反對の意見書を上りたるに、朝廷にて御採用なかりしことに就て、遺憾を表してゐる。之を見ても岩倉と薩藩とは互ひに其の意見を交換し、其の運動に就ても氣息相通じ、所謂同聲相應ずるものであつたことが判知る。而して更らに一步を進めて云へば、岩倉が薩藩の背景によりて活躍を始めたことが判知る。

岩倉薩藩氣息相通

【七六】 岩倉の征長不可、時務經綸の密奏(二)

薩藩主起用の要

抑伐長の役や、大樹奏聞の上、台命を列藩に下し、攻戰畫策の折柄、修理大夫(島津茂久)は、朝命を恐れず、幕命を顧みず、斷然論奏の事は誠に已むを得ざるの衷情

に出で、皇國の安危此時に決するを以て、薩、日、隅三州士民の心を合せて言上に及び候儀に可有之、因て叡慮を回らせられて、之を嘉納し給ひ、解兵の勅命を幕府に賜はり、且修理大夫に命じて、幕府長、藩の間に周旋せしめ、至當の處分を決行せられ候へば、天下の大幸、不過之候。是れ薩藩主の建議を納れさせられ、彼をして善後の措置に當らしむ可きを云ふ。

不伏者討伐の要

乍去幕府の奏議至理至正にして、其討伐を終へざれば、天下列藩を駕馭すること能はずとし、修理大夫の建言中、朝旨と齟齬の廉あらば、修理大夫に幕府を扶助して、伐長の成功を奏すべしとの勅諭を賜はりて、然る可き事に候。修理大夫若し不伏を唱ふるときは、斷然修理大夫が朝命を奉せず、幕令に従はず、長藩を庇蔭するの罪を詰問し、在京の同藩人は、速に歸國を命じ、城池を修め、甲兵を繕め、以て官軍の至るを待つべしと御沙汰あらせられ、且幕府へ伐長に引継ぎ、伐薩の師を出すべしとの勅命を下され候而、然るべき事に候。

論鋒太だ銳利、若し薩藩の建議が、不當ならば、徹底的に其の不當を認め、彼をして其責に任せしむ可きを云ふ。

朝議取捨
曖昧

而るに事此に出でずして、修理大夫へは、勤王の忠志は、叡威在らせられ候へ共、建言の趣は御採用無之旨被仰下候と傳聞仕候、朝議何故に取捨を曖昧に附せらるゝや。

曖昧が當時の朝廷の痼疾、直ちにその痼疾に向つて藥石を投ず。

朝廷幕府
に欺かる

又尾張安藝、肥後阿波、備前越前等の諸藩も、亦建議して、伐長の非を鳴らし申候。此等は如何に叡慮を回らせられ候哉、幕府は定て伐長の至當なることを論じ候て、百戰百勝の策をも併せて奏聞したるが爲に、朝廷深く御倚頼の上、御安心被遊候御事と奉拜察候。是れ全く中間に在て、聖明を盡惑し奉るの所業にして、所謂國人皆殺す可しと、然る後に之を察するの譬喩に、戻るものに有之候。

直ちに朝廷が幕府の爲めに、欺かれて、天下の公議に反するを云ふ。

毛利父子
寛典論

今日天下の政事は、之を太平に致すも、朝命に在り、之を亂世に致すも、朝命に在り。外夷を攘除するも、亦朝命に在り。外夷と和親するも、亦朝命に在り。然れば朝廷公平無私の心を以て、天下の衆議を聽き、彼我の見を祛き、施政の指南車を建てられ候へば、天下の衆心皆歸嚮する所を一定し、沛然として、水の卑きに就が如く、孰れか能く之を禦がん。是故に天下の公論已に定まる所に從ひ候而、伐長の兵を罷め、毛利父子を處分するに、寛典を以てし、禍を轉じて福と爲すの聖斷を、只管渴望仕候。

此れは岩倉の征長を罷め、毛利父子を寛典の處分に附せんと、の結論だ。要するに公議輿論の一點張りもて、其の議論の根據としてゐる。

尹宮彈劾

又爰に言上仕度儀有之候。方今天下の衆評、姦佞と唱へ、之を擯斥せんと欲する者は、朝廷に於ては尹宮、幕府に於ては一橋中納言、會津中將に候。尹宮は天下の大勢を洞見せらるゝの識量に、乏く有之候て、且臨機の變通を曉られず、初めは薩藩に倚頼せらるゝも、中頃より幕府に倚頼せらるゝ事と相成候而

一橋、會津、桑名等と情好月に厚く、日に濃かに有之、今日に至候而は、如何とも
 すること能はざるの情態と相成り、所謂毒を喰はゞ、皿までの俗諺の如く、此
 上は何く迄も幕府を扶助せられ候て、一橋、會津等と進退を共に致されんと
 の決心と被推察候、實以無策の極、飛蛾の燈火を戀ふ如き者に有之候、萬一不
 慮の危禍に遭遇せらるゝこと有之候はゞ、乍、恐陛下之御失徳と相成申候而、
 列聖之神靈に被爲對、御申譯も無之御次第と、深く嘆息仕候。
 此れは正しく尹宮の彈劾文だ、其の言々悉く尹宮の病所に的中してゐる、岩倉
 と尹宮との朝廷に於て、兩立し難き事情は、此れにて其の一斑を知る可きであ
 らう。

【七七】 岩倉の征長不可、時務經綸の密奏 (三)

人各其主
 の爲にす

一橋、會津等に於ては、尹宮と同日に論ず可らず候、人各其主の爲めに忠勤を
 勵むは、天地の常經、古今の通誼なり、狂犬も仍ほ其畜はるゝ所の主に向ふて
 は、之を吠え不申、一橋、會津等は、徳川氏の厚恩に浴し候者、如何程失躰之幕府
 と雖、之が爲に心力を竭すは、當然之事、朝廷に倚頼し、其威權の回復を謀るは、
 強て可憎事に無之候。

一橋、會津も狂犬に比せられては、餘り難有からざれども、尹宮に比すれば、其罪
 輕しだ。

尹宮非難

尹宮に於ては、皇室之玉牒に列し、國事扶助之大任を負荷し、朝廷と與に進退
 せらる可き者にして、決而一橋、會津等の舉止を學ばる可き者に無之候、伏て
 願くは陛下古の諸皇子が、朝廷の爲に忠勤ありし先蹤を擧げ、尹宮へ懇切に
 御親諭あらせられて、其の反省自新を促させられ度候。

要するに論鋒は一橋、會津等にあらずして、尹宮にあり、岩倉と朝彦親王との兩
 立す可からざる情勢は、此れにて判然する、而して此れは維新開幕の後にも連

續した。

初念に復するの要

尹宮に於ても亦安政戊午の頃、天下有志の士が、今大塔宮と唱へ、之を仰慕せし時の如き、初志に復せらるゝを當然の事と奉存候。

尹宮に反省を促がす。

政令歸一の要

抑壬戌(文久二年)以來、皇權漸次回復し、幕威漸次衰替するは、列聖の冥護と、陛下聖徳の致す所、固より論を俟たずと雖、天下勤王の臣庶が、熱心に奔走周旋せし力も亦多きに居り申候。所謂天定りて人に勝つものなり。伏て願くは陛下天運循環、皇室中興の時機到來したることを、御洞知あらせられ候て、幕府へ自今以往、私心を棄て、公理に基づき、王政復古の上、徳川氏は、列藩と與に扶翼の任を帯ぶ可きの旨を、御懇諭あらせられ度、其御懇諭の勅書には、私心を棄て、公理に基づき、政柄を奉還するの要は、國威を恢張して、外威を壓倒するに在り。之を施行するの本は、天下を合同するに在り。天下を合同するは、政令一に歸するに在り。政令一に歸するは、朝廷を以て、國政施行根軸の府と

皇政維新大經綸

爲すに在り、是れ上は神明の心に従ひ、下は億兆の望に應ずるなり云々との御趣意を書き載せられ度候。

此れが全文の大旨趣だ。此に於て議論は單に征長の不是を陳ずるばかりでなく、更らに根本的に、更らに徹底的に、皇政維新の大經綸を説く、流石に中興第一の元勳たる資格は、此の一文に徴しても、分明に看取せられる。彼は更らに一步を進めて曰く

徳川氏政柄返還の利

此の如く名分を正し、大義を明かにして、御沙汰相成候はゞ、幕府に於て承伏不仕事は無之と奉存候。古人も非常の時は、非常の事を行ふに非ざれば、非常の功を成し難しと論申候。幕府に於ても、天下人心既に離叛する事は、最早熟知致居り可申候故、勅書を拜戴し、政柄を奉還仕候はゞ、其祖先に對して、敢て慙る所に無之、又天下之臣庶は、一唱三歎仕候而、徳川氏の血食も出來可申候。

宛も豫言者の言を聴くの心地す。一年ならずして、著々此言の如く、世運は進轉

して來た。

返還斷行
好機

内々傳聞仕候に、大樹他界之趣に有之候間、此舉を斷行するは、今日を以て、尤好機會と奉存候。徳川恩顧の輩は、氣の毒に候へ共、是れ皇國の御爲め、已むを得ざる事に候。又一橋、會津等始め、老中に於ても、伐長の役は、輿議に違背仕候事、萬々承知致居候へ共、今更中止す可からざるの勢に有之、勝算無之事は、胸中に分明なるも、騎虎の姿にて、危殆を顧るの暇無之、所謂運を天に任し、事成らば徳川の覇業を中興し、事不成時は、斃れて止むと決心致候ものと被推察候。將又一橋、會津等始め、老中は、大樹の遺言を承け、昔時平宗盛が勅諭に對し奉答せしが如く、父清盛臨終の一言を守るの類にも可有之候へ共、今古時勢も亦自ら異なるを以て、御懇諭あらせられ候はゞ、必奉命承伏可仕と奉存候。天下一新の機會は、已に熟し居候而、實以皇國安危の決する場合に付、幾重にも速に聖斷被爲、在度奉願候。臣友山默止に不忍、區々愚衷敢て鄙言を獻じ、奉汚聖聽候。伏て願くは、曾て内奏する所の臣が策議と御參看可被成下候。臣友

山誠恐誠惶、頓首頓首、謹上。

皇政維新の機、既に熟するを切言し、至尊に向つて、聖斷の機、唯だ此時を以て然りとする所以を聳説す。是れ岩倉滿腔精神の注ぐところ、滿腹經綸の湧くところ。

第十四章 列參諫奏

【七八】 列參諫奏の計企 (一)

岩倉各
方の運
動

岩倉は密奏ばかりでなく、其の蟄居の身にも拘らず、其手の及ぶ限り、藤井宮内、井上石見などに依囑し、當時朝廷に於て、尹宮——賀陽宮、二條關白など一味の反對と云はずんば、其の埒外に在る山階宮晃親王や、前關白近衛忠熙などの方に運動せしめ、更らに中御門經之を懲通して、堂上の有志者を語らひ、列參建言せしむ可く計企せしめ、更らに又た八月七日入谷昌長に手書を齎らし、藤井、井上兩人をして、此の列參建言の運動を幫助せんことを面議せしめた。

列參建
言の要

昨烏答書、時事分明、深辱存候。扱今日に至候而は、朝議一つも所可見無之、百事總而去り申候得共、爰に尙可行之一事有之候。即堂上有志之輩、一心同力、列參建言之道有之候而已に候。此事被行候へば、天下之大幸、不被行候、爲差後害